官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（二三七）　三
○国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（二三八）　五
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（二三九）　六
○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（二四〇）　六
○著作権法施行令の一部を改正する政令（二四一）　七
○事業性融資の推進等に関する法律の施行期日を定める政令（二四二）　七
○事業性融資の推進等に関する法律施行令（二四三）　七
○事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二四四）　七

〔府　令〕
○企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（内閣府六七）　九
○信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同六八）　一三

〔府令・省令〕
○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境八）　一四
○事業性融資の推進等に関する法律第六十八条第四項の署名又は記名押印に代わる措置に関する規則（内閣府・法務四）　一五
○事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令（内閣府・財務・農林水産・経済産業一）　一五
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働八）　一六

〔省　令〕
○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令（財務五八）　一六
○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五三）　一六

〔その他告示〕
○南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件（内閣府一〇七）　一七
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（財務一七六）　一七
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（厚生労働一九二）　一七
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産一〇五四）　一七
○特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同一〇五五）　一七
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁一六）　一七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令（政令第二三七号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　情報セキュリティに関する事項

地方自治法第二四四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く執行機関を定めることとした。（第一七三条の七関係）

2　特定歳入等の収納に関する事項

㈠　地方自治法第二四三条の二の七第一項の規定により地方税共同機構が行う特定収納事務の対象から除くものを定めることとした。（第一七三条の四第一項関係）

㈡　地方自治法第二四三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に特定収納事務を行わせる場合について、地方税法施行令第五七条の五から第五七条の五の三までの規定を準用することとした。（第一七三条の四第二項関係）

二　その他関係政令の整備に関する事項

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域に、千葉県千葉市及び成田市以外の同県の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに金沢駅東地域を定めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　黒鉛電極を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）

㈥　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和七年七月三日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（文部科学省）

1　著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を利用しようとする者が納付すべき手数料の額は、一件につき一万三、八〇〇円とすることとした。（第八条第二項関係）

2　著作権者不明等の場合の裁定制度において、申請中利用をする者に対して裁定をしない処分をした場合に、その旨の通知に併せて補償金の額を通知する規定を削除することとした。（改正前第一二条第一項関係）

3　この政令は、著作権法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇事業性融資の推進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二四二号）（金融庁）

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五二号）の施行期日は、令和八年五月二五日とすることとした。

◇事業性融資の推進等に関する法律施行令（政令第二四三号）（金融庁）

1　総則

事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二一号に規定する政令で定める者は外国銀行支店等とすることとした。（第一条関係）

2　企業価値担保権

㈠　不特定被担保債権留保額

法第八条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより算定した額は、配当可能額を五〇〇万円以下の金額等に区分してそれぞれの金額に三〇パーセント等を乗じて計算した額を合計した額（当該額が七〇万円を下回る場合にあっては、七〇万円）とすることとした。（第二条関係）

㈡　企業価値担保権に関する信託業務

(1)　法第三三条第一項等の規定により法第三二条の免許を受けたものとみなされる者が農林中央金庫等の会社以外のものである場合における技術的読替えを定めることとした。（第三条関係）

(2)　法第三九条第一項に規定する政令で定める業務は、同項第三号等に掲げる法律の規定に基づいて同号等に定める業務を行う企業価値担保権信託会社が同号等に掲げる法律以外の法令の規定に基づいて行うことができる業務等とすることとした。（第四条関係）

(3)　法第四〇条第一項の規定により企業価値担保権信託会社について信託業法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第五条関係）

(4)　信託業法施行令第一二条の二第一項及び第三項の規定は、法第四〇条第一項において準用する信託業法第二三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者について準用すること等とした。（第六条関係）

(5)　法第四四条第五項の規定により企業価値担保権信託会社が電子公告により公告をする場合について会社法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第七条関係）

(6)　法第五五条第一項第二号等に規定する政令で定める指定は、金融商品取引法第一五六条の三九第一項の規定による指定等とすることとした。（第八条関係）

(7)　法第五五条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とすることとした。（第九条関係）

(8)　法第五七条の規定により指定紛争解決機関について信託業法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一〇条関係）

(9)　法第五七条において準用する信託業法第八五条の一七に規定する政令で定める者は、無尽業法第三五条の二第一項の規定による指定等を受けた者とすることとした。（第一一条関係）

㈢　登記

(1)　「登記権利者」等の定義を規定することとした。（第一二条関係）

(2)　法第二二三条の規定により不動産登記法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一三条関係）

(3)　企業価値担保権の登記の申請をする場合等に登記所に提供しなければならない法第二二三条において準用する不動産登記法第一八条に規定する政令で定める情報は、申請人の氏名若しくは名称及び住所又は嘱託者の氏名等とすることとした。（第一四条関係）

(4)　不動産登記令第二条等の規定は、企業価値担保権に関する登記について準用することとし、必要な読替えを定めることとした。（第一五条関係）

(5)　法第二二三条において読み替えて準用する不動産登記法第二二条の申請人は、登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合には、登記識別情報の提供に代わる措置として、登記義務者の代表者又は代理人が電子署名を行った申請情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置等を講じなければならないこととした。（第一六条関係）

(6)　企業価値担保権の登記の申請をする場合等には、登記原因を証する情報等をその申請情報等と併せて登記所に提供しなければならないこととした。（第一七条関係）

(7)　法第一九三条第三項第三号等に掲げる登記の嘱託は、それぞれ一の嘱託情報によってしなければならないこととした。（第一八条関係）

3　事業性融資推進本部

(一)　事業性融資推進本部の庶務は、金融庁監督局総務課において処理することとした。（第一九条関係）

(二)　(一)に定めるもののほか、事業性融資推進本部の運営に関し必要な事項は、事業性融資推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第二〇条関係）

4　雑則

内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限及び企業価値担保権信託会社に関する権限の財務局長等への委任について定めることとした。（第二一条及び第二二条関係）

5　附則

(一)　登記に関する経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

(二)　この政令は、法の施行の日（令和八年五月二五日）から施行することとした。

◇事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二四四号）（金融庁）

関係政令の整備

1　銃砲刀剣類所持等取締法施行令、中小企業等協同組合法施行令、国税徴収法施行令、農業協同組合法施行令、金融商品取引法施行令、信用金庫法施行令、国土利用計画法施行令、森林組合法施行令、外国為替令、銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、貸金業法施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令、確定拠出年金法施行令、農林中央金庫法施行令、信託業法施行令、信託法施行令、株式会社商工組合中央金庫法施行令、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令、職員の退職管理に関する政令、無尽業法施行令、資金決済に関する法律施行令、復興特別所得税に関する政令、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令、金融庁組織令、金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令の規定を整備することとした。（第一条～第三〇条関係）

2　経過措置

事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第三二条の免許を受けようとする者は、法の施行の日前においても、法第三四条の規定の例により、その申請を行うことができることとした。（第三一条関係）

3　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（令和八年五月二五日）から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項及び第二項、同条第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項、第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九並びに地方自治法第二百四十四条の六第三項、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を「第六章　情報システム　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第二編中第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　情報システム

（地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く執行機関）

第百七十三条の七　地方自治法第二百四十四条の六第三項に規定する政令で定める執行機関は、公安委員会とする。

第二条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第二編第六章中第百七十三条の七を第百七十三条の八とし、同編第五章第十節中第百七十三条の六を第百七十三条の七とし、第百七十三条の五を第百七十三条の六とする。

第百七十三条の四中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同条を第百七十三条の五とし、第百七十三条の三の次に次の一条を加える。

（特定歳入等の収納）

第百七十三条の四　地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第二十一条の二に規定する地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金

三　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金
四　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号に規定する特別法人事業税に係る徴収金

２　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五から第五十七条の五の三までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に同項に規定する特定収納事務を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条の五第一項	特定徴収金（法第七百四十七条の六第二項に規定する特定徴収金をいう	特定歳入等（地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等をいう
	納付又は納入	納付
	特定徴収金の	特定歳入等の
第五十七条の五第二項	特定徴収金	特定歳入等
	納付し、又は納入すべき	納付すべき
第五十七条の五第三項	特定徴収金の収納の事務	地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務（次条第一項及び第四項において「特定収納事務」という。）
第五十七条の五の二第一項	法第七百四十七条の六第三項	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の六第三項
	同項に規定する特定徴収金の収納の事務	特定収納事務
第五十七条の五の二第二項及び第三項	特定徴収金	特定歳入等
第五十七条の五の二第四項	特定徴収金の収納の事務	特定収納事務
第五十七条の五の三	法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九
第五十七条の五の三第一号	法第七百四十七条の八第一項	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の八第一項

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第四条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「及び第二百四十三条の二の七第一項」を「、第二百四十三条の二の七第八項及び第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同条の表第二百四十三条の二の六第三項の項の次に次のように加える。

第二百四十三条の二の七第二項第一号	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
第二百四十三条の二の七第八項	普通地方公共団体の長及び	合併特例区の長及び合併特例区を設けている合併市町村の長並びに

第四十四条の表第二百四十三条の二の七第一項の項中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第二百四十三条の二の七第二項の項中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改め、同表第二百四十三条の二の七第三項の項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第一項の項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第三項の項中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第九項の項中「第二百四十三条の二の八第九項」を「第二百四十三条の二の九第九項」に改める。

第五十条第一項中「第百七十三条の六まで」を「第百七十三条の七まで」に、「第百七十三条の四及び第百七十三条の六」を「第百七十三条の五及び第百七十三条の七」に改め、同項の表第百七十三条の四第一項の項中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の五第一項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第一項第一号の項中「第百七十三条の五第一項第一号」を「第百七十三条の六第一項第一号」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第一項第二号の項中「第百七十三条の五第一項第二号」を「第百七十三条の六第一項第二号」に改め、同表第百七十三条の四第二項の項中「第百七十三条の四第三項」を「第百七十三条の五第三項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第三項第一号の項中「第百七十三条の四第三項第一号」を「第百七十三条の五第三項第一号」に改め、同表第百七十三条の四第三項第二号の項中「第百七十三条の五第三項第二号」を「第百七十三条の六第三項第二号」に改め、同表第百七十三条の五第三項第二号の項中「第百七十三条の四第三項第三号」を「第百七十三条の五第三項第三号」に改め、同表第百七十三条の四第四項の項中「第百七十三条の四第四項」を「第百七十三条の五第四項」に改め、同表第百七十三条の六の項中「第百七十三条の六」を「第百七十三条の七」に改める。

第二百十条の十中「（昭和二十五年政令第二百四十五号）」を削る。

第二百十条の十二第一項中「（平成三十一年法律第三号）」を削る。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第三条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、「第二百五十一条の七第一項」の下に「、第二百五十二条の二十六の三、第二百五十二条の二十六の四第二項、第二百五十二条の二十六の五第三項、第二百五十二条の二十六の六、第二百五十二条の二十六の八、第二百五十二条の二十六の九第一項、第二百五十二条の二十六の十」を加え、同条第二項中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の五第一項」に改める。

附　則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中公職選挙法施行令第一条の二第一項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める部分を除く。）　公布の日

二　第一条の規定　令和八年四月一日

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十八号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七号中「千葉県千葉市及び成田市」を「千葉県」に、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十九号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表新潟都心地域の項の次に次のように加える。

金沢駅東地域	金沢市の区域のうち、第一号(1)に掲げる地点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 一　次に掲げる地点を順次結んだ線 (1)　北緯三六度三四分五三秒・八七東経一三六度三九分八秒・二八の地点 (2)　北緯三六度三四分五五秒・一三東経一三六度三九分六秒・三一の地点 (3)　北緯三六度三四分五五秒・一三東経一三六度三九分六秒・三一の地点 二　西日本旅客鉄道北陸新幹線の中心線 三　県道主要地方道金沢港線の中心線 四　県道金沢停車場南線の中心線 五　市道本町二丁目線七号線の中心線 六　市道準幹線五百十四号本町・白菊線の中心線 七　県道主要地方道金沢停車場線の西側端線から八十メートル外側の線 八　市道一級幹線百十九号金沢駅通り線の西側端線から八十メートル外側の線 九　県道主要地方道金沢停車場線の西側端線から八十メートル外側の線 十　市道武蔵町線十四号線の中心線 十一　市道武蔵町線六号線の中心線 十二　市道武蔵町線十七号線の中心線 十三　市道武蔵町線八号線の中心線 十四　市道武蔵町線十六号線の中心線 十五　市道武蔵町線九号線の中心線 十六　市道高岡町線十四号線の中心線 十七　市道高岡町線十五号線の中心線 十八　市道香林坊二丁目線八号線の中心線 十九　北緯三六度三三分五五秒・〇五東経一三六度三九分一一秒・五三の地点と北緯三六度三三分五五秒・八二東経一三六度三九分八秒・七六の地点とを結んだ線 二十　市道香林坊二丁目線七号線の中心線 二十一　市道香林坊二丁目線六号線の中心線 二十二　市道香林坊二丁目線四号線の中心線 二十三　市道二級幹線三百十一号武蔵・片町線の中心線 二十四　市道片町二丁目線九号線の中心線 二十五　次に掲げる地点を順次結んだ線 (1)　北緯三六度三三分三七秒・四七東経一三六度三九分六秒・七九の地点 (2)　北緯三六度三三分三九秒・二〇東経一三六度三九分四秒・八五の地点 (3)　北緯三六度三三分四〇秒・七七東経一三六度三九分三秒・七九の地点 (4)　北緯三六度三三分三九秒・八五東経一三六度三九分二秒・〇九の地点 (5)　北緯三六度三三分三九秒・〇五東経一三六度三九分一秒・六四の地点 (6)　北緯三六度三三分三七秒・八〇東経一三六度三九分一秒・七四の地点 二十六　市道片町二丁目線十八号線の中心線 二十七　市道片町二丁目線十九号線の中心線 二十八　市道片町二丁目線二十号線の中心線 二十九　市道片町二丁目線十二号線の西側端線 三十　市道片町一丁目線十一号線の西側端線 三十一　市道片町一丁目線十号線の中心線 三十二　次に掲げる地点を順次結んだ線 (1)　北緯三六度三三分三二秒・三五東経一三六度三九分八秒・〇八の地点 (2)　北緯三六度三三分三〇秒・二五東経一三六度三九分一〇秒・四六の地点 (3)　北緯三六度三三分三二秒・〇〇東経一三六度三九分一二秒・七七の地点 (4)　北緯三六度三三分三四秒・一一東経一三六度三九分一〇秒・三九の地点

三十三　市道片町一丁目線六号線の中心線
三十四　市道片町一丁目線三号線の中心線
三十五　市道広坂一丁目線二号線の中心線
三十六　市道広坂一丁目線一号線の中心線
三十七　市道片町一丁目線一号線の中心線
三十八　北緯三六度三三分四三秒・一五東経一三六度三九分一七秒・九七の地点と北緯三六度三三分四三秒・三五東経一三六度三九分一六秒・一八の地点とを結んだ線
三十九　市道香林坊一丁目線二号線の中心線
四十　市道尾山町線六号線の中心線
四十一　次に掲げる地点を順次結んだ線
(1)　北緯三六度三三分五五秒・九六東経一三六度三九分一五秒・七三の地点
(2)　北緯三六度三三分五五秒・九七東経一三六度三九分一四秒・八七の地点
(3)　北緯三六度三四分〇秒・八五東経一三六度三九分一五秒・六九の地点
(4)　北緯三六度三四分〇秒・六六東経一三六度三九分一六秒・五九の地点
四十二　市道尾山町線六号線の中心線
四十三　市道四連区線六号線の中心線
四十四　市道四連区線五号線の中心線
四十五　市道尾張町二丁目線七号線の中心線
四十六　次に掲げる地点を順次結んだ線
(1)　北緯三六度三四分二〇秒・八三東経一三六度三九分二五秒・七〇の地点
(2)　北緯三六度三四分二三秒・三一東経一三六度三九分二五秒・九三の地点
(3)　北緯三六度三四分二四秒・二四東経一三六度三九分二四秒・五五の地点
(4)　北緯三六度三四分二四秒・三七東経一三六度三九分二二秒・〇六の地点
四十七　県道主要地方道金沢停車場線の東側端線から八十メートル外側の線
四十八　市道一級幹線百十九号金沢駅通り線の東側端線から八十メートル外側の線
四十九　県道主要地方道金沢停車場線の東側端線から八十メートル外側の線
五十　北緯三六度三四分四一秒・〇〇東経一三六度三九分三秒・〇四の地点と北緯三六度三四分四一秒・一六東経一三六度三九分三秒・八九の地点とを結んだ線
五十一　市道此花町線七号線の中心線
五十二　県道向粟崎安江町線の中心線
五十三　市道駅北線一号線の中心線
五十四　市道北安江一丁目線九号線の中心線

第一条の表備考に次の一号を加える。

二十　金沢駅東地域　令和七年五月十五日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項、第三十二項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　令和七年七月三日から令和十二年七月二日までの期間

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、令和七年三月二十九日から同年七月二日までの期間内に輸入されたもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第二項中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年七月一日から翌年六月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月三日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第七〇号の一五中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十一号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条の三第六項（同法第百三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第六十七条第四項、同法第七十条（同法第百三条において準用する場合を含む。）及び同法第百四条の二十一第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十七条の二第九項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条」に改める。

第七条の五を削る。

第七条の六中「の政令」を「（法第百三条において準用する場合を含む。）の政令」に改め、第六章中同条を第七条の五とする。

第八条を次のように改める。

（手数料）

第八条　法第六十七条第四項（法第六十八条第四項（法第六十九条第二項及び第百三条において準用する場合を含む。）及び第百三条において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、一件につき六千九百円とする。

2　法第六十七条の三第六項（法第百三条において準用する場合を含む。）において準用する法第六十七条第四項の政令で定める手数料の額は、一件につき一万三千八百円とする。

第八条の二及び第十一条を削る。

第十条第一項中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　前条第一項各号に掲げる事項

第十条第一項第二号中「ないとき」を「なく」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

第九条第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　著作物の題号（題号がなく、又は不明であるときは、その旨）及び著作者名（著作者名が表示されておらず、又は不明であるときは、その旨）

三　著作物の種類及び内容又は体様

四　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

第九条第二項第一号を次のように改める。

一　申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（担保金の取戻し）

第九条　法第六十七条の二第九項（法第百三条において準用する場合及び同項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定を法第百四条の二十一第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第六十七条の二第九項に規定する者が取り戻すことができる額は、同項に規定する担保金の額から同条第八項（法第百三条において準用する場合及び同項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定を法第百四条の二十一第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により著作権者又は著作隣接権者が弁済を受けることができる額を控除した額とする。

第十二条を次のように改める。

（実演等の放送等に関する裁定の申請）

第十二条　第十条の規定は、法第百三条において準用する法第六十八条第一項の裁定について準用する。この場合において、第十条第一項第二号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号中「著作物」とあるのは「実演、レコード、放送又は有線放送」と、同条第一項第二号中「著作者名（著作者名」とあるのは「実演家、レコード製作者、放送事業者又は有線放送事業者の氏名又は名称（氏名又は名称」と、同項第五号及び第六号並びに同条第二項第二号中「著作権者」とあるのは「著作隣接権者」と読み替えるものとする。

第十二条の二を削る。

第五十四条第一項中「第七十条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。

附則第四条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「添附し」を「添付し」に改める。

附　則

この政令は、著作権法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

事業性融資の推進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十二号

事業性融資の推進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

事業性融資の推進等に関する法律の施行期日は、令和八年五月二十五日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

法務大臣　鈴木　馨祐

財務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣　福岡　資麿

農林水産大臣　小泉進次郎

経済産業大臣　武藤　容治

国土交通大臣　中野　洋昌

事業性融資の推進等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十三号

事業性融資の推進等に関する法律施行令

内閣は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第三項第二十一号、第八条第二項第一号ハ、第三十三条第三項、第三十九条第一項及び第四十条第一項、同項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十三条第二項及び第二十九条第二項第一号、事

業性融資の推進等に関する法律第四十四条第五項、第五十五条第一項第二号、第四号二及び第八号並びに第五十七条、同条において準用する信託業法第八十五条の六、第八十五条の十七及び第八十五条の二十三第三項、事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条、同条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条、第二十五条第十三号（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、事業性融資の推進等に関する法律第二百四十八条及び第二百五十一条並びに附則第二十六条第一項並びに同項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条ただし書の規定に基づき、並びに事業性融資の推進等に関する法律を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　企業価値担保権
　第一節　不特定被担保債権留保額（第二条）
　第二節　企業価値担保権に関する信託業務（第三条―第十一条）
　第三節　登記（第十二条―第十八条）
第三章　事業性融資推進本部（第十九条・第二十条）
第四章　雑則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

第一条　事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二十一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

二　外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第三条第五項及び第二十二条第一項において同じ。）

三　外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第三条第六項及び第二十二条第一項において同じ。）のうち、同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第二項に規定する承認を受けて、金銭の貸付けに係る業務を行う者

第二章　企業価値担保権

第一節　不特定被担保債権留保額

第二条　法第八条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより算定した額は、法第百六十六条第二項に規定する配当可能額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した額を合計した額（当該額が七十万円を下回る場合にあっては、七十万円）とする。

五百万円以下の金額	百分の三十
五百万円を超え千万円以下の金額	百分の十五
千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の一・五
一億円を超え五億円以下の金額	百分の〇・三
五億円を超える金額	百分の〇・〇五

第二節　企業価値担保権に関する信託業務

（法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が会社以外のものである場合の読替え）

第三条　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が農林中央金庫である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	理事若しくは経営管理委員若しくは監事
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	理事、経営管理委員

2　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	出資の総額
第四十四条第二項第二号	取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事又は監事
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	理事若しくは監事
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	理事

3　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	出資の総額
第四十四条第二項第二号	取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事若しくは経営管理委員又は監事
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	理事若しくは監事
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	理事、経営管理委員

4　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が保険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額
第四十四条第二項第二号	若しくは監査役又は業務を執行する社員	又は監査役
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	監査役若しくは業務を執行する社員	監査役
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役	取締役

5　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国保険会社等である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	保険業法第百九十七条に規定する内閣府令で定める金額
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の日本における代表者（保険業法第百九十二条第一項又は会社法第八百十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。第四十七条及び第二百六十七条第一項において同じ。）
第四十四条第三項	営業所	保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等が日本における事務所その他の事務所及びその日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けて同法第百八十五条第一項の免許を受けた者である場合にあっては、日本における支店、従たる事務所その他の事務所）
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	日本における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	日本における代表者

6　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国信託会社である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	信託業法第五十五条第四項に規定する損失準備金の額及び同項に規定する営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額を合計した金額
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の国内における代表者（信託業法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。第四十七条及び第二百六十七条第一項において同じ。）
第四十四条第三項	営業所	国内において設ける支店
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	国内における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	国内における代表者

（企業価値担保権信託会社が営むことができる兼業業務）

第四条　法第三十九条第一項に規定する政令で定める業務は、同項第三号から第九号までに掲げる法律の規定に基づいて当該各号に定める業務を行う企業価値担保権信託会社（法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。第二十二条において同じ。）が当該各号に掲げる法律以外の法令の規定に基づいて行うことができる業務その他内閣府令で定める業務とする。

（企業価値担保権信託会社について信託業法を準用する場合の読替え）

第五条　法第四十条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条の二第一項第二号	第八十五条の十三第三項第三号	同法第五十七条において準用する第八十五条の十三第三項第三号
第二十三条の二第三項第一号及び第二号	第八十五条の二十三第一項	事業性融資の推進等に関する法律第五十七条において準用する第八十五条の二十三第一項
	第八十五条の二十四第一項	同法第五十七条において準用する第八十五条の二十四第一項

（信託業法施行令の準用）

第六条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十二条の二第一項及び第三項の規定は法第四十条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者について、信託業法施行令第十二条の二第二項及び第三項の規定は法第四十条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者について、それぞれ準用する。

２　信託業法施行令第十四条の規定は、法第四十条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項第一号	信託会社	企業価値担保権信託会社（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十条第一項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十四条第一項第二号から第八号まで	信託会社	企業価値担保権信託会社
第十四条第二項	信託会社が法第二十二条第一項	企業価値担保権信託会社が事業性融資の推進等に関する法律第四十条第一項において準用する法第二十二条第一項
	信託業務	企業価値担保権に関する信託業務
	同項中「信託会社	同項第一号中「同じ。」
	、「信託会社	「同じ。」
	する	、同項第二号から第八号までの規定中「企業価値担保権信託会社」とあるのは「企業価値担保権信託会社から企業価値担保権に関する信託業務の委託を受けた者」とする

（企業価値担保権専業信託会社等が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第七条　法第四十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項	第一項
	これら	同項

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第八条　法第五十五条第一項第二号及び第四号二並びに法第五十七条において準用する信託業法（第十一条において「準用信託業法」という。）第八十五条の六及び第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定める指定は、次に掲げる指定とする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第十一条各号に掲げる指定

（異議を述べた企業価値担保権信託会社の数の企業価値担保権信託会社の総数に占める割合）

第九条　法第五十五条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（指定紛争解決機関について信託業法を準用する場合の読替え）

第十条　法第五十七条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十五条の三第一項第二号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）
第八十五条の五第二項	加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等	加入企業価値担保権信託会社（手続実施基本契約（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結した相手方である企業価値担保権信託会社（同法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。）第八十五条の十九第一号において同じ。）
第八十五条の六	苦情処理手続	苦情処理手続（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）
	紛争解決手続	紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第一号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第二号及び第三号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第二項第四号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連紛争をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第五号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の七第二項第六号から第十号まで	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第二項第十一号	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の七第三項	信託会社等	企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第四項第二号及び第三号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争

第八十五条の七第四項第七号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第四項第八号及び第九号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第四項第十一号から第十三号まで	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の七第六項（第四号を除く。）	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第六項第四号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の八第一項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の八第二項	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十二	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情
第八十五条の十三第一項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の十三第三項第二号	手続対象信託業務	事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務
第八十五条の十三第四項ただし書	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の十三第八項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十三第九項第一号及び第二号、第八十五条の十四並びに第八十五条の十五第一項	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の十六	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十九第一号	信託会社等	企業価値担保権信託会社
第八十五条の二十一第二項、第八十五条の二十三第三項及び第八十五条の二十四第三項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社

（名称の使用制限の適用除外）

第十一条　準用信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定める者は、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十八条第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定

七　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

八　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

九　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定

十　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十二　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十四　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十五　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十七　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

第三節　登記

（定義）

第十二条　この節及び別表において「登記権利者」、「登記義務者」、「登記識別情報」、「変更の登記」又は「更正の登記」とは、法第二百二十三条において準用する不動産登記法（第十四条及び第十七条並びに同表において「準用不動産登記法」という。）第二条第十二号から第十六号までに規定する登記権利者、登記義務者、登記識別情報、変更の登記又は更正の登記をいう。

（不動産登記法を準用する場合の読替え）

第十三条　法第二百二十三条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える不動産登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第二項	第二条第十四号、第五条、第六条第三項、第十条及びこの章（この条、第二十七条、第二十八条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第四十一条、第四十三条から第四十六条まで、第五十一条第五項及び第六項、第五十三条第二項、第五十六条、第五十八条第一項及び第四項、第五十九条第一号、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第二十六条、第五十九条（第四号から第八号までを除く。）、第六十一条、第六十七条（第二項ただし書及び第四項を除く。）、第七十一条及び第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）	

第二十五条第七号	第六十五条、第七十六条の五、第七十七条、第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第九十三条（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第百十条前段	第八十九条第一項
第六十三条第一項	、第六十五条又は第八十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）	又は第八十九条第一項
第六十六条	付記登記	事業性融資の推進等に関する法律第二百二十条に規定する付記登記
第八十九条第一項	抵当権	企業価値担保権
第百五十七条第六項	不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）
	不動産登記法第百五十七条第二項	事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条において準用する不動産登記法第百五十七条第二項

（申請情報等）

第十四条　企業価値担保権の登記の申請をする場合又は法第百九十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第十七条において同じ。）の規定による企業価値担保権の実行手続に関する登記の嘱託をする場合に登記所に提供しなければならない準用不動産登記法第十八条（準用不動産登記法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める情報は、次に掲げる事項（当該嘱託をする場合にあっては、第一号、第五号から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に限る。）とする。

一　申請人の氏名若しくは名称及び住所又は嘱託者の氏名

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の名称及び住所並びに代位原因

五　登記の目的

六　登記原因及びその日付

七　企業価値担保権設定者の名称及びその本店の所在場所

八　第四号及び次号に規定する場合を除き、申請人が登記権利者又は登記義務者でないとき（準用不動産登記法第六十四条第一項又は第八十九条第一項の規定による申請をする場合にあっては、企業価値担保権者でないとき）は、登記権利者、登記義務者又は企業価値担保権者の名称及び住所

九　準用不動産登記法第六十二条の規定により登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ　申請人が登記権利者、登記義務者又は企業価値担保権者の一般承継人である旨

ロ　企業価値担保権者となる登記権利者の一般承継人が申請するときは、登記権利者の名称及び一般承継の時における住所

十　登記の目的である企業価値担保権の消滅に関する定めがあるときは、その定め

十一　準用不動産登記法第二十二条ただし書に規定する場合に該当するときは、同条ただし書に規定する理由

十二　前各号に掲げるもののほか、別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき又は嘱託するときは、同表の当該各項の申請情報又は嘱託情報欄に掲げる事項

（不動産登記令の準用）

第十五条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条（第一号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第四条本文、第八条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）並びに第二十二条（相続に係る部分を除く。）から第二十六条までの規定は、企業価値担保権に関する登記（法第二百十六条に規定する企業価値担保権に関する登記をいう。別表において同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一号	法第二十二条本文	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において準用する法（以下「準用不動産登記法」という。）第二十二条本文
	次章	次章の規定、事業性融資の推進等に関する法律施行令第十六条若しくは第十七条
第二条第七号	法第十六条第一項	準用不動産登記法第十六条第一項
第二条第八号	法第十八条	準用不動産登記法第十八条
第四条本文	法第五十九条第八号	準用不動産登記法第五十九条第八号
第八条第一項	不動産	債務者（事業性融資の推進等に関する法律第六条第一項に規定する債務者をいう。第二十条において同じ。）
第八条第一項第六号	法第二十二条	準用不動産登記法第二十二条
	質権又は抵当権	企業価値担保権

第九条	第七条第一項第六号	住所を証する情報（住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を含む。以下この条において同じ。）	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第七号
		住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第六号若しくは第七号
		当該住所	当該住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったこと
第十条	第十八条第一号	法第十八条第二号	準用不動産登記法第十八条第一号
第十五条	第十七条第一項	第七条第一項第一号ロ	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第一号ロ
第十七条第一項	第十九条第一項	第七条第一項第五号ハ若しくは第六号	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第六号若しくは第七号
第二十条	第二十条第一号	法第二十五条第十三号	準用不動産登記法第二十五条第十三号
第二十条第一号	不動産	不動産	債務者
第二十条第二号	表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄ロに規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）	一個の不動産	企業価値担保権者となる者
第二十条第四号	一個の不動産	登記（承役地についてする地役権の登記を除く。）	登記	債務者の事業性融資の推進等に関する法律第七条第一項に規定する総財産
第二十条第六号	不動産	不動産	債務者
	法第十九条第二項	法第十九条第二項	準用不動産登記法第十九条第二項
第二十条第七号	不動産	不動産	債務者
第二十二条第一項	登記名義人	登記名義人	企業価値担保権者
第二十三条及び第二十四条第一項	法第百五十七条第二項	法第百五十七条第二項	準用不動産登記法第百五十七条第二項
第二十四条第二項	法第百五十七条第二項後段	法第百五十七条第二項後段	準用不動産登記法第百五十七条第二項後段
第二十五条	法第百五十六条第一項	法第百五十六条第一項	準用不動産登記法第百五十六条第一項

第二十六条	法第十六条第二項	不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）
		不動産登記法第百五十七条第二項	事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条において準用する不動産登記法第百五十七条第二項
		不動産登記令	事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第十五条において準用する不動産登記令
	準用不動産登記法第十六条第二項		

（登記識別情報の提供に代わる措置）

第十六条　法第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条の申請人は、同条ただし書に規定する登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合には、同条ただし書に規定する登記識別情報の提供に代わる措置として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　電子情報処理組織（法第二百二十三条において準用する不動産登記法第十八条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。第三号において同じ。）を使用する方法又は法務省令で定めるところにより申請情報（同条に規定する申請情報をいう。以下この節及び別表において同じ。）の全部を記録した磁気ディスクを登記所に提出する方法により登記を申請する場合（同号及び第四号に掲げる場合を除く。）　登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行った申請情報に当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置

二　申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請する場合（第五号に掲げる場合を除く。）　申請情報を記載した書面に当該書面に記名押印した登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（登記官が作成するものに限る。第四号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）を添付する措置その他の法務省令で定める措置

三　委任による代理人によって、電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合　第一号に定める措置及び登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名を行った当該委任による代理人の権限を証する情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置

四　委任による代理人によって、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを登記所に提出する方法により登記を申請する場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　当該申請情報の全部を記録した磁気ディスクに当該委任による代理人の権限を証する情報を記録した磁気ディスクを併せて提出する場合　前号に定める措置

ロ　当該申請情報の全部を記録した磁気ディスクに当該委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面を併せて提出する場合　第一号に定める措置及び当該委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面に当該書面に記名押印した登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付する措置その他の法務省令で定める措置

五　委任による代理人によって、申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請する場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　当該申請情報を記載した書面に当該委任による代理人の権限を証する情報を記録した磁気ディスクを併せて提出する場合　第二号に定める措置及び登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名を行った当該委任による代理人の権限を証する情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置

ロ　当該申請情報を記載した書面に当該委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面を併せて提出する場合　第二号に定める措置及び当該委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面に当該書面に記名押印した登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付する措置その他の法務省令で定める措置

２　前項第二号、第四号ロ及び第五号ロに規定する印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

（添付情報）

第十七条　企業価値担保権の登記の申請をする場合又は法第百九十三条第一項の規定による企業価値担保権の実行手続に関する登記の嘱託をする場合には、次に掲げる情報（当該嘱託をする場合にあっては、第五号から第七号までに掲げる情報に限る。）をその申請情報又は嘱託情報（第十五条において準用する不動産登記令第二条第七号に規定する嘱託情報をいう。次条及び別表において同じ。）と併せて登記所に提供しなければならない。

一　申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。イにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二　代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

三　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報

四　準用不動産登記法第六十二条の規定により登記を申請するときは、一般承継があったことを証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五　登記原因を証する情報。ただし、準用不動産登記法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するときにあっては執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）に限るものとし、別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき（同条第一項に規定する確定判決による登記を申請するときを除く。）又は嘱託するときにあっては同表の当該各項の添付情報欄に規定するところによる。

六　登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報

七　前各号に掲げるもののほか、別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき又は嘱託するときは、同表の当該各項の添付情報欄に掲げる情報

（実行手続廃止又は実行手続終結の登記及び企業価値担保権の消滅の登記）

第十八条　法第百九十三条第三項第三号及び第五号に掲げる登記の嘱託は、それぞれ一の嘱託情報によってしなければならない。

第三章　事業性融資推進本部

（本部の庶務）

第十九条　事業性融資推進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、金融庁監督局総務課において処理する。

（本部の運営）

第二十条　前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、事業性融資推進本部長が本部に諮って定める。

第四章　雑則

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第二十一条　法第二百五十一条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第三十二条の規定による免許

二　法第四十七条の規定による法第三十二条の免許の取消し

（企業価値担保権信託会社に関する権限の財務局長等への委任）

第二十二条　法第二百五十一条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社（次項において「指定企業価値担保権信託会社」という。）に係るものを除く。）は、企業価値担保権信託会社（第六号に掲げる法第六十九条第二項の規定による質問及び立入検査にあっては、法第六十八条第一項に規定する前受託会社又は同項に規定する新受託会社。以下この条において同じ。）の本店等（当該企業価値担保権信託会社の本店又は主たる事務所（外国保険会社等にあっては第三条第五項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第三項に規定する支店等のうち主たるもの、外国信託会社にあっては国内において設ける主たる支店）をいう。次項及び第三項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第四号から第六号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条第二項、第三十八条並びに第四十四条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理

二　法第三十九条第二項及び第四項の規定による承認

三　法第三十九条第三項及び第四十一条の規定による書類の受理

四　法第四十五条第一項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

五　法第四十六条の規定による業務執行の方法の変更その他監督上必要な措置の命令

六　法第五十三条第二項及び第六十九条第二項の規定による質問及び立入検査

七　法第五十四条第一項の規定による意見の求め及び依頼の受理並びに同条第二項の規定による意見の陳述

２　前項第四号から第六号までに掲げる権限で企業価値担保権信託会社の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長（指定企業価値担保権信託会社の支店等に関する権限にあっては、金融庁長官）のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により、支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該検査等の結果、当該企業価値担保権信託会社の本店等又は当該支店等以外の支店等（以下この項において「他の支店等」という。）に対して検査等の必要があると認めたときは、当該本店等又は当該他の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　金融庁長官は、第一項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

（登記に関する経過措置）

２　法附則第二十六条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える不動産登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第六条第三項の表第二十二条の項	旧法第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（附則第八条の規定によりなお従前の例	前条

	附則第六条第三項の表第二十二条ただし書の項
記を申請する場合において、登記上の利害関係を有する第三者の承諾があるときは、当該第三者が作成した当該承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報	旧法第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十条第一項又は第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記済証を含む。）又は附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される第二十一条第二項
イ　登記原因を証する情報 ロ　登記上の利害関係を有する第三者が作成した当該第三者の承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報	同条

3　法附則第二十六条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の規定による指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての第十六条の規定の適用については、同条第一項中「法第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条」とあるのは「法附則第二十六条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される法第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条」と、「登記識別情報を提供する」とあるのは「登記済証を提出する」と、「登記識別情報の提供」とあるのは「登記済証の提出」と、同項第四号イ中「前号に定める措置」とあるのは「第一号に定める措置及び登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名を行った当該委任による代理人の権限を証する情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置」とし、同項第三号の規定は適用しない。

別表（第十四条、第十七条関係）

項	登記	申請情報又は嘱託情報	添付情報
企業価値担保権の登記			
一	企業価値担保権の設定の登記		法第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約に係る契約書の謄本その他の登記原因を証する情報
二	準用不動産登記法第六十三条第二項の規定による合併による企業価値担保権の移転の登記		合併を証する登記官が職務上作成した情報
三	企業価値担保権者の名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の企業価値担保権者の名称又は住所	当該企業価値担保権者の名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報
四	企業価値担保権の変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の登記事項	イ　登記原因を証する情報 ロ　法第二百二十条に規定する付記登記によってする企業価値担保権の変更の登記又は更正の登記

	五	六	七	八
	企業価値担保権の抹消に関する登記（法第百二十七条第一項又は第三項の規定による企業価値担保権の消滅に係る登記を除く。）	抹消された企業価値担保権に関する登記の回復	企業価値担保権の実行手続開始の登記	法第百九十三条第一項第一号に掲げる登記（九の項の登記を除く。）
	回復する登記の登記事項		法第百九十三条第二項に規定する事項	変更後の登記事項
	イ　登記原因を証する情報 ロ　登記上の利害関係を有する第三者が作成した当該第三者の承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報		イ　企業価値担保権の実行手続開始の決定の裁判書の謄本 ロ　管財人がそれぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することについて法第百十一条第一項ただし書の許可があったときは、当該許可の決定の裁判書の謄本	法第百九十三条第二項に規定する事項を変更する旨の決定の裁判書の謄本

企業価値担保権の実行手続に関する登記

九	十	十一
特定の管財人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記	法第百九十三条第三項第二号に掲げる登記	法第百九十三条第三項第三号に掲げる登記
変更後の登記事項		
	企業価値担保権の実行手続開始の決定の取消しの決定の裁判書の謄本	企業価値担保権の実行手続廃止の決定の裁判書の謄本

十二	法第百九十三条第三項第四号に掲げる登記	企業価値担保権の実行手続開始の申立ての取下げがあったことを証する情報
十三	法第百九十三条第三項第五号に掲げる登記	企業価値担保権の実行手続終結の決定の裁判書の謄本

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

政令第二百四十四号

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第三十条）
第二章　経過措置（第三十一条）
附則

第一章　関係政令の整備

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次の一号を加える。

五十二　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（国税徴収法施行令の一部改正）

第三条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「実行手続」の下に「、企業価値担保権の実行手続」を加える。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第四条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の前の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第七十条の三第五項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第五十二条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第五条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号ハ中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

第十九条の九に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

第四十二条第二項第二十号中「依頼」を「意見の求め及び依頼」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第六条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

（森林組合法施行令の一部改正）

第八条　森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第八十八条の五第一項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合等」と読み替えるものとする。

第十六条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第百八条の七の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

第十八条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第百八条の十五の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」と読み替えるものとする。

（外国為替令の一部改正）

第九条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第二号中「もの及び」を「もの、」に改め、「第二条第一項に規定する信託契約」の下に「及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約」を加える。

（銀行法施行令の一部改正）

第十条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十六に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の十九に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（労働金庫法施行令の一部改正）

第十二条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の七に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（貸金業法施行令の一部改正）

第十三条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の四に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第十五条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（保険業法施行令の一部改正）

第十六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の九に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十八条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）」を「、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。同法第三章第三節に係る部分に限る。）」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十九条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（信託業法施行令の一部改正）

第二十条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

第二十条第二項第十一号中「依頼」を「意見の求め及び依頼」に改める。

（信託法施行令の一部改正）

第二十一条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ロ中「若しくは信託業法」を「、信託業法」に、「に違反した」を「若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の規定（同法第三章第三節に係るものに限る。）に違反した」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第二十二条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「信託契約」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十四条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第九号及び別表第一金融庁の項中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（無尽業法施行令の一部改正）

第二十五条　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第二十七条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表に次のように加える。

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第百二十八条	所得税	所得税及び復興特別所得税

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十八条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十二　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

（金融庁組織令の一部改正）

第二十九条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「除く」を「、同項第四十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除く」に改める。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第四条第一項に次の一号を加える。

二十一　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

第四条第二項中「同項第六号」を「同項第七号」に、「同項第八号から第十四号まで」を「同項第九号から第十五号まで」に、「同項第十五号及び第十七号」を「同項第十六号及び第十八号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に改める。

第五条第一項第一号ヘ中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号ム中「を含む。第十五条第一項第二十四号」を「及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。第十五条第一項第二十五号」に改め、同号ク中「第十九条第一項第六号イ」を「第十九条第一項第七号イ」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第八号」を「第十九条第一項第九号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第九号」を「第十九条第一項第十号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第五条第一項に次の一号を加える。

十四　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第五条第二項中「第七号及び第九号」を「第八号及び第十号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十号」を「同項第六号、第十一号及び第十四号」に改める。

第十一条第二項中「除く」を「、同項第十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除く」に改める。

第十五条第一項中第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

第十五条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第十号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十五条第二項中「同項第十九号」を「同項第二十号」に、「同項第三十二号」を「同項第三十三号」に改める。

第十九条第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十九条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条第二項中「同項第六号イ」を「同項第六号及び第十三号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第七号イ」に、「同項第七号」を「同項第八号」に、「、総合政策局」を「総合政策局」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ホ」を「前条第一項第七号ホ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ヘ」を「第十九条第一項第七号ヘ」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三十条　金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十九　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定を受けた者

第二章　経過措置

第三十一条　事業性融資の推進等に関する法律（以下この条及び附則において「法」という。）第三十二条の免許を受けようとする者は、法の施行の日前においても、法第三十四条の規定の例により、その申請を行うことができる。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。ただし、第五条中金融商品取引法施行令第四十二条第二項第二十号の改正規定、第二十条中信託業法施行令第二十条第二項第十一号の改正規定及び第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

府令

○内閣府令第六十七号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）及び事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　業務（第九条―第十一条）
第三章　事業報告書（第十二条）
第四章　監督（第十三条―第十八条）
第五章　指定紛争解決機関（第十九条―第二十三条）
第六章　雑則（第二十四条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において、「会社」とは、事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する会社をいう。

２　この府令（第十一条を除く。）において、「企業価値担保権信託会社」とは、法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。

（訳文の添付）

第二条　法（第三章第三節に係る部分に限る。次条、第十三条第三項第三号、第二十八条及び第二十九条第一項において同じ。）又はこの府令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、又は委託者、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条において同じ。）若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（外国通貨の換算）

第三条　法又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りではない。

（みなし免許）

第四条　法第三十三条第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（法第四十七条の規定により法第三十二条の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者を除く。）とする。

一　銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第十二条第二項第一号において同じ。）

二　外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第十二条第二項第一号及び第二十五条において同じ。）

三　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条第二項第二号において同じ。）

四　株式会社商工組合中央金庫

五　農林中央金庫

六　信用協同組合

七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

八　信用金庫

九　信用金庫連合会

十　労働金庫

十一　労働金庫連合会

十二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

十三　農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

十四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

十五　水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

十六　水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合

十七　水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

十八　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十二条第二項第十号において同じ。）

十九　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十二条第二項第十号において同じ。）

二十　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第四項に規定する管理型信託会社

二十一　信託業法第二条第七項に規定する管理型外国信託会社

（みなし免許の届出）

第五条　法第三十三条第二項の規定による届出は、別紙様式第一号により作成した届出書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出して行わなければならない。

（免許の申請）

第六条　法第三十二条の免許を受けようとする者は、別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類を、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であって、当該業務が企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載されているもの

二　取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）、持分会社にあっては業務を執行する社員）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下この項及び別表第一において同じ。）又はこれに代わる書面

三　取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この項及び別表第一において同じ。）及び名を当該取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四　会計参与設置会社にあっては、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

五　会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六　別紙様式第三号により作成した株主又は社員の名簿

七　企業価値担保権に関する信託業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があったことを証する書面

八　企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面

九　その他法第三十五条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（免許の審査）

第七条　内閣総理大臣は、法第三十二条の免許の申請に係る法第三十五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円以上であること。

二　経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者が確保されていること。

ロ　経営者が、その経歴及び能力等に照らして、企業価値担保権に関する信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ハ　第十一条において準用する信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第四十条第一項各号のいずれにも適合すること。

三　企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営む場合にあっては、法第三十五条第一項第四号に該当するか否かを判断するにあたって、第九条第三項各号に掲げる基準に適合すると認められること。

（届出の手続）

第八条　企業価値担保権信託会社は、法第三十八条の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

２　企業価値担保権専業信託会社（法第四十四条第五項に規定する企業価値担保権専業信託会社をいう。以下同じ。）以外の企業価値担保権信託会社は、法第三十四条第一項各号に掲げる事項に係る変更について、銀行法その他の法律の規定に基づく行政官庁の認可その他の処分を受け、又は行政官庁への届出を行ったとき（認可その他の処分を受け、又は届出をすることを要しないときを含む。）は、法第三十八条の規定による届出をしたものとみなす。

第二章　業務

（兼業の承認の申請）

第九条　企業価値担保権信託会社（法第三十九条第一項各号に定める業務又は同項に規定する政令で定める業務を営む企業価値担保権信託会社を除く。第四項において同じ。）は、同条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　兼業業務（法第三十九条第一項の規定により営む業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）の種類

二　兼業業務の開始予定年月日

２　法第三十九条第三項に規定する営む業務の内容及び方法を記載した書類は、兼業業務が企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

３　金融庁長官等は、第一項の承認の申請があったときは、兼業業務が次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

一　兼業業務（貸付債権に関する業務を除く。）を行う部門と企業価値担保権に関する信託業務を営む部門が明確に分離されていること。

二　兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること。

三　兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。

四　兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること。

４　企業価値担保権信託会社は、法第三十九条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　兼業業務の内容又は方法の変更の内容

二　変更予定年月日

５　前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　変更後の兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面

三　兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表

６　金融庁長官等は、第四項の承認の申請があったときは、変更後の兼業業務が第三項各号に掲げるところにより営まれることが見込まれ、企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

（令第四条に規定するその他内閣府令で定める業務）

第十条　事業性融資の推進等に関する法律施行令（第二十八条第一項において「令」という。）第四条に規定する内閣府令で定める業務は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条に規定する労働金庫の業務とする。

（信託業法施行規則の準用）

第十一条　信託業法施行規則第二十九条、第二十九条の二、第三十条（第二号を除く。）、第三十条の六、第三十二条、第三十四条（第一項第三号から第六号まで、第四項第三号及び第四号並びに第八項を除く。）、第三十五条、第三十九条（第三項から第五項まで及び第六項第二号を除く。）、第四十条（第二項第三号、第三項、第八項及び第十項から第十四項までを除く。）、第四十一条（第二項ただし書、第三号及び第六号から第八号まで、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第五号まで及び第七号から第十号までを除く。）及び第四十一条の八の規定は、法第四十条第一項に規定する企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同令第二十九条中「法第二十二条第三項第三号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十条第一項において準用する法（以下「準

用法」という。）第二十二条第三項第三号」と、第二十九条の二第一項中「法第二十三条の二第一項第二号」とあるのは「準用法第二十三条の二第一項第二号」と、同項第一号イ中「手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情」と、同号ロ及びハ並びに同項第二号及び第三号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、同項第四号中「令第十八条の三各号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第八条各号」と、「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、同項第五号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、「法第八十五条の二第一項第一号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第一号」と、同条第二項中「法第二十三条の二第一項第二号」とあるのは「準用法第二十三条の二第一項第二号」と、同項第一

第三章　事業報告書

第十二条　企業価値担保権専業信託会社は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、別紙様式第四号により事業報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

２　企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間に係る事業報告書を別紙様式第四号（当該企業価値担保権信託会社が法第三十三条第一項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者である場合にあっては１⑻①、②及び④の部分に限り、当該企業価値担保権信託会社が法第三十三条第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者である場合にあっては１⑻の部分に限る。）により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律の規定により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該事業報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。ただし、法第三十三条第一項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者が企業価値担保権に関する信託業務を営まない場合にあっては、当該事業報告書を添付することを要しない。

一　銀行又は外国銀行支店である企業価値担保権信託会社　銀行法第十七条又は第四十七条の四に規定する期間

二　長期信用銀行である企業価値担保権信託会社　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十七条に規定する期間

三　株式会社商工組合中央金庫である企業価値担保権信託会社　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十一条に規定する期間

四　農林中央金庫である企業価値担保権信託会社　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十四条に規定する期間

五　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第二条第一項に規定する信用協同組合等である企業価値担保権信託会社　同法第五条に規定する期間

六　信用金庫又は信用金庫連合会である企業価値担保権信託会社　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条に規定する期間

七　労働金庫又は労働金庫連合会である企業価値担保権信託会社　労働金庫法第五十九条に規定する期間

八　農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会である企業価値担保権信託会社　同法第二十八条第一項の規定により、その定款に事業年度として記載し、又は記録した期間

九　水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会である企業価値担保権信託会社　同法第三十二条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項又は第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、その定款に事業年度として記載し、又は記録した期間

十　保険会社又は外国保険会社等である企業価値担保権信託会社　保険業法第百九条（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する期間

十一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十三条に規定する担保付社債専業信託会社である企業価値担保権信託会社　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）第二十四条本文に規定する期間

十二　信託業法第二条第二項に規定する信託会社である企業価値担保権信託会社　同法第三十二条に規定する期間

十三　信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である企業価値担保権信託会社　四月一日から翌年三月三十一日までの期間

第四章　監督

（届出事項）

第十三条　法第四十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円を下回った場合

二　合名会社又は合資会社である企業価値担保権信託会社の出資の払込金額が五百万円に達した場合

三　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

四　定款を変更した場合

五　不祥事件が発生したことを知った場合

六　企業価値担保権に関する信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

２　法第四十四条第一項の規定による届出を行う企業価値担保権信託会社は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

３　第一項第五号の不祥事件とは、企業価値担保権信託会社の役職員（役職員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は企業価値担保権に関する信託業務の委託先が当該企業価値担保権信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

三　法又はこれに基づく命令に違反する行為

四　信託財産たる現金の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、企業価値担保権信託会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五　海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

六　その他企業価値担保権信託会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

４　第八条第二項の規定は、企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社が法第四十四条第一項各号のいずれかに該当することとなった場合における同項の規定による届出について準用する。

（廃業等の届出）

第十四条　法第四十四条第二項の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等（企業価値担保権信託会社が、合併により会社を設立し、企業価値担保権信託会社以外の会社と合併し、又は会社分割により企業価値担保権信託会社以外の会社に企業価値担保権に関する信託業務の全部の承継をさせることにより、その地位を当該企業価値担保権信託会社以外の会社に承継させる場合にあっては、当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を含む。）に提出しなければならない。

２　第八条第二項の規定は、企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社が法第四十四条第二項各号のいずれかに該当することとなった場合における同項の規定による届出について準用する。

（廃業等の公告等）

第十五条　法第四十四条第三項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする企業価値担保権信託会社は、次に掲げる場合を除き、同項の規定による掲示の内容を当該企業価値担保権信託会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

2　法第四十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一　企業価値担保権に関する信託業務の廃止、合併（当該企業価値担保権信託会社が合併により消滅するものに限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の承継又は企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二　引受けを行った信託関係の処理の方法

3　企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社は、法第四十四条第三項に規定する場合に、銀行法その他の法律の規定に基づき、公告をし、又は全ての営業所若しくは事務所その他の施設の公衆の目につきやすい場所に掲示したとき（公告及び掲示をすることを要しないときを含む。）は、同項の規定による公告及び掲示をしたものとみなす。この場合において、同条第四項の規定は、適用しない。

4　法第四十四条第四項に規定する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　公告の内容

二　公告の方法

三　公告年月日

5　法第四十四条第三項の規定による公告を電子公告によってする場合には、第二項第一号に定める年月日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

（監督処分の公告）

第十六条　法第四十九条の規定による監督上の処分の公告は、官報によるものとする。

（清算人の任免の申立て）

第十七条　法第五十一条及び第五十二条の規定により清算人の選任又は解任の申立てを行う株主、社員その他の利害関係人は、当該申立てを行うときは、利害関係を有する事実及び清算人の選任又は解任を必要とする事由を記載した書面を添付し、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（企業価値担保権専業信託会社の清算人の職務等）

第十八条　企業価値担保権専業信託会社の清算人（以下この条において「清算人」という。）は、就職後、遅滞なく、会社財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表（次項において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2　清算人は、前項の規定により財産目録等を作成したときは、当該財産目録等を金融庁長官に提出しなければならない。

3　清算人は、毎月、清算の状況を金融庁長官に報告しなければならない。ただし、重要な事項については、その都度、遅滞なく、金融庁長官に報告しなければならない。

4　清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、決算報告書を添付して、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

第五章　指定紛争解決機関

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第十九条　法第五十五条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務（同項に規定する紛争解決等業務をいう。第二十二条において同じ。）に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第二十条　法第五十五条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第五十五条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十七条において準用する信託業法（以下この条において「準用信託業法」という。）第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（準用信託業法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた企業価値担保権信託会社の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日）に金融庁長官により公表されている企業価値担保権信託会社（次条において「全ての企業価値担保権信託会社」という。）の数で除して行うものとする。

（企業価値担保権信託会社に対する意見聴取等）

第二十一条　法第五十五条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、企業価値担保権信託会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての企業価値担保権信託会社の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての企業価値担保権信託会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　企業価値担保権信託会社は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第五十五条第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての企業価値担保権信託会社の説明会への出席の有無

三　全ての企業価値担保権信託会社の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第五十五条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、企業価値担保権信託会社から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第九条第四項に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

５　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

６　第四項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（業務規程で定めるべき事項）

第二十二条　法第五十六条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二　営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三　紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四　法第五十五条第一項に規定する苦情処理手続又は同項に規定する紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（信託業法施行規則の準用）

第二十三条　信託業法施行規則第五章の二（第八十条の二から第八十条の三まで及び第八十条の六を除く。）の規定は、法第五十五条第一項第八号に規定する指定紛争解決機関について準用する。この場合において、同令第八十条の四中「法第八十五条の三第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十七条において準用する法（以下「準用法」という。）第八十五条の三第一項」と、「業務規程等」とあるのは「業務規程等（企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令第二十一条第一項第二号に規定する業務規程等をいう。次条第二項において同じ。）」と、「送付した日」とあるのは「送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日）」と、第八十条の五第一項中「法第八十五条の三第二項第五号」とあるのは「準用法第八十五条の三第二項第五号」と、同項第一号及び第二号中「法第八十五条の二第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項」と、同条第二項中「法第八十五条の三第二項第六号」とあるのは「準用法第八十五条の三第二項第六号」と、同項第一号中「第八十条の三第一項第二号」とあるのは「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令第二十一条第一項第二号」と、「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社（事業性融資の推進等に関する法律第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。以下同じ。）（同令第二十条に規定する全ての企業価値担保権信託会社をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社」と、同条第三項中「法第八十五条の三第二項第七号」とあるのは「準用法第八十五条の三第二項第七号」と、同項第三号の二中「法第八十五条の三第一項」とあるのは「準用法第八十五条の三第一項」と、同項第四号中「法第八十五条の二第一項第四号ロ」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第四号ロ」と、同項第六号中「法第八十五条の四第一項」とあるのは「準用法第八十五条の四第一項」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同項第七号中「法第八十五条の九」とあるのは「準用法第八十五条の七第二項第十一号」とあるのは「準用法第八十五条の七第二項第十一号」と、「加入信託会社等（法第八十五条の五第二項に規定する加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社（準用法第八十五条の五第二項に規定する加入企業価値担保権信託会社」と、「紛争解決手続（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する紛争解決手続をいう。第八十条の十二第二項及び第八十条の十三において同じ。）」と、「当該加入信託会社等」とあるのは「当該加入企業価値担保権信託会社」と、第八十条の八及び第八十条の九中「法第八十五条の七第四項第三号」とあるのは「準用法第八十五条の七第四項第三号」と、第八十条の十第一項中「法第八十五条の十一」とあるのは「準用法第八十五条の十一」と、「苦情処理手続に」とあるのは「苦情処理手続（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する苦情処理手続をいう。以下この条において同じ。）に」と、同項第一号中「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、「手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情」と、同項第二号中「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、第八十条の十一第一項中「法第八十五条の十三第三項」とあるのは「準用法第八十五条の十三第三項」と、「法第八十五条の五第二項」とあるのは「準用法第八十五条の五第二項」と、同項第四号中「手続対象信託業務関連紛争（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連紛争」と、同条第二項中「法第八十五条の十三第三項第三号」とあるのは「準用法第八十五条の十三第三項第三号」と、同条第三項中「法第八十五条の十三第三項第五号」とあるのは「準用法第八十五条の十三第三項第五号」と、同項第三号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、第八十条の十二第一項中「法第八十五条の十三第八項」とあるのは「準用法第八十五条の十三第八項」と、「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、同条第二項中「法第八十五条の十三第八項第三号」とあるのは「準用法第八十五条の十三第八項第三号」と、同項第一号中「法第八十五条の十三第九項」とあるのは「準用法第八十五条の十三第九項」と、「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、同項第二号から第四号までの規定中「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、第八十条の十三第二項中「法第八十五条の十三第九項第六号」とあるのは「準用法第八十五条の十三第九項第六号」と、同項第二号中「法第八十五条の七第六項」とあるのは「準用法第八十五条の七第六項」と、第八十条の十四第一項中「法第八十五条の十九の」とあるのは「準用法第八十五条の十九の」と、同項第一号中「法第八十五条の十九第一号」とあるのは「準用法第八十五条の十九第一号」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三号及び次項第七号において同じ。）」と、「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社」と、同条第三号中「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社」と、同条第二項中「法第八十五条の十九第二号」とあるのは「準用法第八十五条の十九第二号」と、同項第六号中「法第八十五条の三第一項」とあるのは「準用法第八十五条の三第一項」と、同項第七号中「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社」と、同項第九号中「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、第八十条の十五第一項中「法第八十五条の二十第一項」とあるのは「準用法第八十五条の二十第一項」と、「別紙様式第二十三号」とあるのは「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第六章　雑則

（信託業法等の適用除外）

第二十四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下この条において「兼営法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関（同項に規定する金融機関をいう。）又は信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた者が、次に掲げる業務の種類及び方法書又は業務方法書（以下この条において「業務方法書等」という。）の変更をして企業価値担保権に関する信託業務を営もうとするときは、変更後の業務方法書等を添えて、企業価値担保権に関する信託業務を営む旨を金融庁長官等に届け出ることができる。この場合において、兼営法第三条及び信託業法第十三条第一項（同法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

一　引受けを行う信託財産の種類に企業価値担保権のみを追加する変更及びこれに伴う必要な変更

二　引受けを行う信託財産の種類以外の変更であって、企業価値担保権に関する信託業務を営むに当たって必要な変更

（法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が会社以外のものである場合の法の適用）

第二十五条　法第三十三条第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国銀行支店である場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	銀行法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の日本における代表者
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	日本における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	日本における代表者

（信託業務の承継の届出）

第二十六条　法第六十八条第一項に規定する前受託会社及び同項に規定する新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出るものとする。ただし、担保付社債信託法施行規則第十九条の規定により金融庁長官等に届け出るときは、この限りでない。

一　法第六十八条第一項の規定により信託業務の承継契約を締結したとき。

二　信託法（平成十八年法律第百八号）第五十七条第二項の規定により受託会社が辞任したとき（前号に掲げるときを除く。）。

三　信託法第五十八条第一項及び第四項の規定により受託会社が解任されたとき。

四　信託業務の承継がされたとき。

五　信託業務の承継が完了したとき。

（予備審査等）

第二十七条　法第三十二条の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

２　法第三十二条の規定による免許の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（経由官庁）

第二十八条　法第三十二条の免許を受けようとする者又は企業価値担保権信託会社（令第二十二条第一項に規定する指定企業価値担保権信託会社を除く。）は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するとき（金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出するときを含む。）は、当該企業価値担保権信託会社の本店等（同項に規定する本店等をいう。次項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を経由して提出しなければならない。

２　企業価値担保権信託会社が法又はこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該企業価値担保権信託会社の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該企業価値担保権信託会社は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第二十九条　内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法又はこの府令の規定による免許、承認又は指定（以下この項において「免許等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる免許等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一　法第三十二条の免許

二　法第五十五条第一項の規定による指定

２　前項の期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

この府令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

別表第一（第八条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	一　新商号 二　旧商号 三　変更年月日	一　変更後の定款 二　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
資本金の額又は出資の総額の変更	一　変更前の資本金の額又は出資の総額 二　変更後の資本金の額又は出資の総額 三　変更年月日 四　変更の方法	会社の登記事項証明書
取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の変更	一　変更があった取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の氏名又は名称 二　就任又は退任年月日	一　会社の登記事項証明書 二　就任する取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面） ロ　住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

別表第二（第十三条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
企業価値担保権に関する信託業務以外に営む業務の種類の変更	一　開始又は廃止した業務の種類 二　開始又は廃止年月日	一　理由書 二　業務を開始する場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第三十九条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。）
営業所の設置	一　設置した営業所の名称 二　所在地 三　営業開始年月日	一　設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面 二　営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面
本店その他の営業所の所在地の変更	一　名称及び変更前の所在地 二　変更後の所在地 三　変更年月日	所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面
営業所の名称の変更	一　変更前の名称及び所在地 二　変更後の名称 三　変更年月日	
営業所の廃止	一　廃止した営業所の名称及び所在地 二　廃止年月日	当該営業所における信託関係の処理の方法を記載した書面
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日	一　理由書 二　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三　最近の日計表
合併をしたとき	一　合併の相手方の商号 二　合併年月日 三　合併の方法	一　理由書 二　企業価値担保権信託会社以外の者と合併した場合にあっては、次に掲げる書類 イ　合併契約の内容を記載した書面 ロ　合併の当事者の登記事項証明書 ハ　取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の旧氏及び名を当該取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の旧氏及び名を証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面 ホ　会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第一項以下同じ。）若しくは第二百十条第二項又は第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定により公告及び催告（同法第七百八十九条第三項において準用する場合を含む。）をした場合にあっては、当該公告及び催告が同法第七百八十九条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十六条第三項又は第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりされたことを証する書面 ヘ　合併により消滅する会社が株券発行会社であるときは、当該株券を発行していないことを証する書面 ト　合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書面
会社分割（吸収分割）により企業価値担保権に関する信託業務の一部の承継をさせたとき	一　承継先の商号 二　吸収分割年月日 三　承継させた企業価値担保権に関する信託業務の内容	一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ　吸収分割の当事者の登記事項証明書 ハ　吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

ホ　会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十条第三項の規定により公告を掲載すると定められた日刊新聞紙又は電子公告による公告の方法にある場合にあっては、これらの方法によるほか時事に関する事項を掲載した官報の発行日）（同法第七百八十九条第三項の規定による公告及び催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をした場合にあっては、当該債権者に異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面			
ヘ　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面			
ト　会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面			
チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第三項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類	一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　譲渡契約の内容を記載した書面 ロ　事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類	一　譲渡先の商号 二　譲渡年月日 三　譲渡した企業価値担保権に関する信託業務の内容	企業価値担保権に関する信託業務の一部の譲渡をしたとき
出資の払込金額が五百万円に達した年月日	一　理由書 二　会社の登記事項証明書	資本金の額又は出資の総額が千万円を下回ることとなった年月日	法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円を下回った場合
出資の払込金額が五百万円に達したことを証する書面			合名会社又は合資会社である企業価値担保権信託会社の出資の払込金額が五百万円に達した場合

別表第三（第十四条第一項関係）

破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがされた場合	一　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の名称又は商号	一　申立ての理由を記載した書面 二　最近の日計表	企業価値担保権に関する信託業務を廃止したとき
定款を変更した場合	一　変更の内容 二　変更年月日	一　理由書 二　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 三　変更後の定款の写し	添付書類
不祥事件が発生したことを知った場合	一　不祥事件の概要 二　不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名		
企業価値担保権に関する信託業務に関する訴訟又は調停の当事者となった場合	一　訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二　訴訟提起（被提起）（被申立）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三　管轄裁判所名 四　事件の内容		
企業価値担保権に関する信託業務に関する訴訟又は調停が終結した場合	一　訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二　終結の日 三　判決又は和解の内容		
企業価値担保権に関する信託業務を廃止したとき	届出事項	記載事項	
		廃止年月日	
		添付書類	一　理由書 二　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 三　引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面

会社分割により企業価値担保権に関する信託業務の全部の承継をさせたとき	一　承継先の商号 二　会社分割年月日 三　設立会社（承継会社が企業価値担保権信託会社以外の会社である場合にあっては、当該会社）に係る法第三十四条第一項に規定する事項	一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ　会社分割の当事者の登記事項証明書 ハ　会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面 ホ　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十条第二項又は第八百十条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることと当該公告をした場合以外の場合にあっては、すべての当該債権者及び催告をすることを要しない場合にあっては、同法第七百八十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることと当該公告をした場合以外の場合にあっては、すべての当該債権者に異議を述べた若しくは当該債権者が弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 ヘ　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 ト　会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類	企業価値担保権に関する信託業務の全部の譲渡をしたとき	一　譲渡先の商号 二　譲渡年月日	一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　譲渡契約の内容を記載した書面 ロ　事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

	合併により消滅したとき	一　合併の相手方の商号 二　合併年月日 三　合併の方法 四　設立する会社又は企業価値担保権信託会社以外の会社と合併する場合にあっては、当該会社に係る法第三十四条第一項に規定する事項	
ニ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類	破産手続開始の決定により解散したとき	一　破産手続開始の申立てを行った年月日 二　破産手続開始の決定を受けた年月日	合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 解散年月日
一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　合併契約の内容を記載した書面 ロ　合併の当事者の登記事項証明書 ハ　合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面 ホ　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十条第二項又は第八百十条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることと当該公告をした場合以外の場合にあっては、すべての当該債権者に異議を述べた若しくは当該債権者が弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 ヘ　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 ト　合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類	一　裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面 二　引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面	一　理由書 二　清算人に係る会社の登記事項証明書 三　引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面

別紙様式第１号（第５条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　―
商号又は名称
代表者の氏名

企業価値担保権に関する信託業務の開始届出書

年　　月　　日より、企業価値担保権に関する信託業務を営むため、事業性融資の推進等に関する法律第33条第２項の規定に基づき、その旨を届け出ます。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書きで併せて記載することができる。

別紙様式第２号（第６条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

申請者（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　―
商号
代表者の氏名

免許申請書

事業性融資の推進等に関する法律第34条第１項の規定に基づき免許を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第２面）

（ふりがな） １．商　　号	
２．資本金の額（合名会社又は合資会社にあっては、出資の総額）	別添１のとおり
３．取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあって	別添２のとおり

は業務を執行する社員）の氏名	
４．会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称	別添２－２のとおり
５．企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	別添３のとおり
６．本店その他の営業所の名称及び所在地	別添４のとおり

（注意事項）

商号を変更した場合には、第８条による届出書に、本様式により作成した書面（２部）を添付すること。

（別添１：資本金の額）　（第３面）

商号

資本金の額又は出資の総額	年月日
千円	年　月　日現在

（注意事項）

資本金の額又は出資の総額を変更した場合には、第８条による届出書に、本様式により作成した書面（２部）を添付すること。

（別添２：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員）の氏名）

（第４面）

商号　（　年　月　日現在）

（ふりがな） 氏名	役職名

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（注意事項）

取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役又は執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員）に変更があった場合には、第８条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては全ての取締役、指名委員会等設置会社にあっては全ての取締役及び執行役、持分会社にあっては全ての業務を執行する社員）の氏名及び役職名を記載した書面（２部）を添付すること。

（別添２－２：会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称）

（第４－２面）

商号　（　年　月　日現在）

（ふりがな） 氏名又は名称	役職名

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（注意事項）

会計参与に変更があった場合には、第８条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（２部）を添付すること。

（別添３：他に営む業務の種類）　（第５面）

商号　（　年　月　日現在）

他に営む業務の種類

（記載上の注意）

企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。

（注意事項）

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第８条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営む全ての業務の種類を記載した書面（２部）を添付すること。

（別添４：本店その他の営業所の名称及び所在地）　（第６面）

商号　（　年　月　日現在）

名称	所在地
	電話番号（　　）　　—

（記載上の注意）

所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

（注意事項）

本店その他の営業所に変更があった場合には、第８条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての営業所の名称及び所在地を記載した書面（２部）を添付すること。

登録免許税領収書貼付欄　（第７面）

別紙様式第３号（第６条第２項第６号関係）

（日本産業規格Ａ４）

株主又は社員の名簿

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	割合
その他（　　名）		%
計　　名		100.00%

（記載上の注意）

１．株式会社にあっては、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、その株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合を、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

持分会社にあっては、当期末現在における全ての社員について記載すること。なお、「割合」の欄は、記載することを要しない。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第４号（第12条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書　（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）
法第33条第２項の届出書又は法第34条第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　業務の状況

⑴　当期の業務概要
⑵　企業価値担保権に関する信託業務以外に営んでいる業務の種類
⑶　株主総会決議事項の要旨
⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

②　役員の状況

役職名	氏名又は名称

⑸　営業所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
計　店		計　名

⑹　株主又は社員の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
		%
その他（　　名）		
計　名		100.00%

⑺　親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

（記載上の注意）
法第34条第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、⑷②の「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

⑻　業務の状況

①　引受けの状況

企業価値担保権の信託の引受け件数	件
①うち、特定被担保債権者が１者であるもの（本事業報告書の提出者が当該特定被担保債権者であるものに限る。）	件
②うち、特定被担保債権者が１者であるもの（①に該当するものを除く。）	件
③うち、特定被担保債権者が２以上であるもの	件
a. うち、特定被担保債権者に本事業報告書の提出者が含まれるもの	件
b. うち、特定被担保債権者に本事業報告書の提出者が含まれないもの	件

②　実行手続の状況

実行手続の申立て件数	件
手続中の実行手続の件数	件

③　信託財産の分別管理

番号	資産の区分	管理の方法
1	企業価値担保権	
2	実行手続において受けた配当の額に相当する資産	

④　委託者への説明の実施体制

２　経理の状況

⑴　貸借対照表

年　月　日現在

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産		流動負債	
現金預け金		短期借入金	
現金		前受金	
預金		前受収益	
有価証券		未払金	
短期貸付金		未払費用	
前払金		未払法人税等	
前払費用		繰延税金負債	
未収入金		賞与引当金	
未収収益		その他の流動負債	
繰延税金資産		流動負債計	
その他の流動資産		固定負債	
貸倒引当金	△	長期借入金	
流動資産計		繰延税金負債	
固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産		役員退職慰労引当金	
建物		負ののれん	
器具備品		その他の固定負債	
土地		固定負債計	
・・・・・・		引当金	
無形固定資産		・・・・・・	
ソフトウェア		引当金計	
のれん		負債合計	
・・・・・・		（純資産の部）	
投資等		株主資本	
投資有価証券		資本金	
関係会社株式		新株式申込証拠金	
出資金		資本剰余金	
長期貸付金		資本準備金	
長期前払費用		その他資本剰余金	
前払年金費用		利益剰余金	
繰延税金資産		利益準備金	
その他の投資等		その他利益剰余金	
貸倒引当金	△	×××積立金	
固定資産計		自己株式	△
繰延資産		自己株式申込証拠金	
創立費		評価・換算差額等	
・・・・・・		その他有価証券評価差額金	
繰延資産計		繰越ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵　損益計算書

（　年　月　日から
　年　月　日まで　）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円
		信託報酬		××× ××× ×××
		その他営業収益		
		営業収益計		×××
		営業費用		
		支払手数料		×××
		広告宣伝費		×××
		公告費		×××
		営業雑経費		×××
		通信費	×××	
		印刷費	×××	
		調査費	×××	
		諸会費	×××	
		・・・・・	×××	
		営業費用計		×××
		一般管理費		
		給料		
		役員報酬	×××	
		給料・手当		
		賞与		
		交際費	×××	
		寄付金	×××	
		旅費交通費		
		租税公課	×××	
		不動産賃貸料		
		退職給付費用		
		貸倒引当金繰入	×××	
		固定資産原価償却費	×××	
		その他	×××	
		一般管理費計		
	営業利益（又は営業損失）			×××
	営業外損益の部	営業外収益		×××
		受取配当金		
		有価証券利息		
		受取利息		
		有価証券売却益		
		有価証券償還益		
		・・・・・		
		営業外収益計		
		営業外費用		×××
		支払利息		
		有価証券売却損		
		貸倒償却		
		・・・・・		
		営業外費用計		

経常利益（又は経常損失）		××××
特別損益の部		
特別利益		
臨時利益	××	
特別利益計	××	×××
特別損失		
特有価証券評価損	×××	
臨時償却費	×××	
特別損失計	×××	×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税等		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

⑶　株主資本等変動計算書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	△xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円	xxx千円
当期変動額																	
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx							xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx							△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx							xxx
自己株式の処分									xxx	xxx							xxx
・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	－	xxx	xxx	－	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

⑷　附属明細表

①　有価証券明細表

（株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

（債券）

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

（その他）

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

②　有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③　社債明細表

銘柄	発行年月日	当期末残高	利率	担保	償還期限
		千円	%		
計					

④　借入金等明細表

区分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
１年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）			
その他の有利子負債			
計			

⑤　引当金明細表

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

（記載上の注意）
１　業務の状況
⑴　当期の業務概要
当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。
⑵　企業価値担保権に関する信託業務以外に営んでいる業務の種類
当期末現在において営んでいる企業価値担保権に関する信託業務以外の業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
⑶　株主総会決議事項の要旨
当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
⑷　役員及び使用人の状況
①　役員及び使用人の総数
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。
②　役員の状況
当期末現在における取締役、執行役、会計参与及び監査役又は業務を執行する社員について記載すること。
⑸　営業所の状況
当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
⑹　株主又は社員の状況
株式会社にあっては、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、その株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合を、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。
持分会社にあっては、当期末現在における全ての社員について記載すること。なお、「割合」の欄は、記載することを要しない。
⑺　親法人等及び子法人等の状況
①　当期末現在における親法人等（事業性融資の推進等に関する法律施行令第6条第1項において準用する信託業法施行令第12条の２第１項第３号に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同項第2号に規定する子法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
②　関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。
⑻　業務の状況
当期における業務の状況について記載すること。
なお、①引受けの状況については当期に新たに引き受けた件数を記載すること。また、特定被担保債権が、株式会社証券保管振替機構が行う社債等振替業（株式会社証券保管振替機構が制定する「社債等に関する業務規程」第１条に規定されている社債等振替業をいう。）の対象となる社債である場合には、特定被担保債権者が２以上のものとみなして件数を計上すること。
④委託者への説明の実施体制については企業価値担保権の信託の引受けを行うときにあらかじめ行うこととされている法第40条第１項において準用する信託業法第25条の規定による委託者への説明が適切に行われることを確保するための体制について記載すること。
２　経理の状況
⑴　一般的事項
貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
⑵　注記事項
会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105条及び第112条ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
①　継続企業の前提に関する事項
②　重要な会計方針に係る事項
③　貸借対照表等に関する事項
④　損益計算書に関する事項
⑤　株主資本等変動計算書に関する事項
⑥　税効果会計に関する事項
⑦　リースに関する事項
⑧　関連当事者との取引に関する事項
⑨　一株当たり情報に関する事項
⑩　重要な後発事象に関する事項
⑪　連結配当規制適用会社に関する事項
⑫　その他の注記
⑶　貸借対照表
①　貸倒引当金
流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。
②　有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産
当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
③　引当金
当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。
④　任意積立金
「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。
⑷　損益計算書
特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。
⑸　株主資本等変動計算書
①　株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
②　株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
③　その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
④　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
⑤　合計欄の記載は省略することができる。
⑥　遡及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
⑹　附属明細表
①　有価証券明細表
イ　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の７（第４項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。
ロ　銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の１％を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
ハ　記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の

総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
ニ　「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。
②　有形固定資産等明細表
イ　科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
ロ　当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
③　社債明細表
イ　発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。
ロ　「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。
ハ　外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。
ニ　当期末残高のうち１年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。
ホ　貸借対照日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額を注記すること。
④　借入金等明細表
イ　短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
ロ　「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
ハ　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
ニ　長期借入金及びその他の有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
⑤　引当金明細表
イ　前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。
ロ　「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
ハ　「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

別紙様式第５号（第23条において準用する信託業法施行規則第80条の15第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）
年　　月　　日提出

業務に関する報告書

第　　期（年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名

目次

1　紛争解決等業務の概要
2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
3　組織に関する事項
4　紛争解決委員及び役職員の増減
5　役員の氏名等
6　他の事業の種類及び内容
7　役員の兼職状況
8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
9　意思決定機関の状況
10　加入企業価値担保権信託会社等の状況
11　紛争解決等業務の状況
（1）　苦情処理手続の実施状況
（2）　紛争解決手続の実施状況
（3）　紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
（4）　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
13　その他特記事項

（記載上の注意）
1　事業性融資の推進等に関する法律第57条の規定において準用する信託業法（以下「準用法」という。）第85条の３第１項の指定申請書又は準用法第85条の18第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」

欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

１　紛争解決等業務の概要

２　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名称 （設置年月日）	所在地	業務を行う日及び時間
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　）　－ 電子メールアドレス	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　）　－ 電子メールアドレス	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　）　－ 電子メールアドレス	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　）　－ 電子メールアドレス	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　）　－ 電子メールアドレス	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　）　－ 電子メールアドレス	
計	営業所 事務所	

３　組織に関する事項

４　紛争解決委員及び役職員の増減

（単位：人）

区分	前期末	当期末	増減
紛争解決委員			
役員			
（うち非常勤役員）	（　）	（　）	（　）
職員			
その他			
合計			

（記載上の注意）

１　「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては代表者又は管理人をいう。

２　「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。

３　「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

5　役員の氏名等

（フリガナ） 氏名又は商号若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	略歴	備考
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
計　　名				

（記載上の注意）
1　準用法第85条の３第１項の指定申請書又は準用法第85条の18第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2　役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
3　「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
4　代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6　他の事業の種類及び内容

（記載上の注意）
1　「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
2　「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7　役員の兼職状況

（フリガナ） 役員の氏名又は商号若しくは名称	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地（役員が他の事業を営んでいるときはその旨）	事業の種類又は法人の業務の種類

（記載上の注意）
1　準用法第85条の３第１項の指定申請書又は準用法第85条の18第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2　欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
3　「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
4　「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

（フリガナ） 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の別	議決権が株式である場合は株式の数
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株

（記載上の注意）

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第23条において準用する信託業法施行規則第80条の14第２項第２号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9　意思決定機関の状況

（記載上の注意）

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10　加入企業価値担保権信託会社等の状況

（１）企業価値担保権信託会社

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

（２）企業価値担保権信託会社以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

（記載上の注意）

記載基準日は事業年度の末日とする。

11　紛争解決等業務の状況

（１）苦情処理手続の実施状況

ア　苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ　苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

（記載上の注意）

１　「類型」には、苦情処理手続を実施した特定信託業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。

２　「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ　苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
１月未満	
１月以上－３月未満	
３月以上－６月未満	
６月以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

（２）紛争解決手続の実施状況

ア　紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ　紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－１億円以下	１億円超	算定不能又は不明	計
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計

計									

ウ　紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）

（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

（記載上の注意）

１　「類型」には、紛争解決手続を実施した特定信託業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。

２　紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。

３　複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ　紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
１月未満	
１月以上－３月未満	
３月以上－６月未満	
６月以上－１年未満	
１年以上－２年未満	
２年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
１回	
２回	
３回	
４回	
５－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面談		
面談以外	電話	
	電子メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
	その他	
	小計	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（３）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）

（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

（４）紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

（記載上の注意）

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

13　その他特記事項

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○内閣府令第六十八号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）並びに事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）及び事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信託業法施行規則の一部改正）

第一条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　信託会社 ［第一節～第五節　略］ 第六節　特定の信託についての特例（第五十一条の二―第五十三条） 第七節　担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用（第五十三条の二） ［第三章～第六章　略］ 附則 （信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第四十条**　［略］ ［２・３　略］ ４　信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社を含む。）、外国信託会社、金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社、金融機関又は企業価値担保権信託会社であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。 ［５～14　略］	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第五節　同上］ 第六節　特定の信託についての特例（第五十一条の二―第五十三条） ［第三章～第六章　同上］ 附則 （信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第四十条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、水産業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。 ［５～14　同上］

第七節　担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用

第五十三条の二　担保付社債に関する信託事業に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十条第二号、第四十条第三項及び第八項、第四十一条第二項第三号及び第三項第二号イからハまで並びに第四十八条第一項第十一号及び第十二号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

第三十九条第一項	信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	信託会社
第四十一条第三項第四号	令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社	信託会社が担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第四条第一項の規定により金融庁長官の指定する担保付社債信託法第一条に規定する信託会社
	信託会社及び外国信託会社に	同条に規定する信託会社である場合に
第四十一条第七項	次に掲げる	社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託会社である場合及び第三項第二号ニに掲げる取引を行う
第四十八条第三項	、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員	又は信託業務の委託先
第四十八条第三項第四号	又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性	の特性

2　企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十条第二号、第三十四条第一項第三号、第四項第三号及び第四号並びに第八項、第四十条第三項及び第八項、第四十一条第二項第三号、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第五号まで及び第七号から第十号まで並びに第四十八条第一項第十一号及び第十二号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

第三十四条第一項第一号	種類及び価額又は数量	種類
第三十四条第一項第二号	信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産	信託財産
	事項を含む。）	事項

［節を加える。］

［条を加える。］

第三十四条第二項第一号	信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十条第二項の同意に関する事項	
第三十四条第二項第二号	信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準	事業性融資の推進等に関する法律第六十一条に規定する受託会社の義務に関する事項	
第三十四条第四項第一号	不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な	特定被担保債権（事業性融資の推進等に関する法律第六条第四項に規定する特定被担保債権をいう。第七項において同じ。）及び同条第五項に規定する不特定被担保債権の内容並びに企業価値担保権の設定時における同条第六項に規定する特定被担保債権者の氏名又は商号若しくは名称その他の当該特定被担保債権者の属性（当該特定被担保債権者が同法第二条第三項各号に掲げる者であるかどうかの別をいう。）に関する	
第三十四条第五項	次に掲げる	事業性融資の推進等に関する法律第六十二条第一項に規定する受託会社の義務に関する	第三十条の二十三第一項第五号、第六号
第三十四条第七項	第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで	並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十八条の規定による特定被担保債権の元本確定請求の手続に関する事項	（電子決済手段の信託にあっては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。）

第三十九条第一項	信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	ならない	信託会社	ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することで足りる
第四十一条第三項第四号	令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社	信託会社及び外国信託会社に	信託会社が事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項に規定する指定企業価値担保権信託会社	事業性融資の推進等に関する法律第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社である場合に
		財務局長	財務局長又は福岡財務支局長	当該受益者が当該信託会社である
第四十一条第七項第一号	受益者が適格機関投資家等であって、書面、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十条の六第一項第二号に掲げる方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらか			

じめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている			
第四十一条第七項第六号	第三項第二号イ及びロ	第三項第二号ニ	
第四十八条第三項	、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員	又は信託業務の委託先	
第四十八条第三項第四号	、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失	の紛失	
	又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性	の特性	

（届出事項）

第六十三条　［略］

［２・３　略］

４　担保付社債に関する信託事業に係る前三項の規定の適用については、前項中「役職員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員」とあるのは「役職員」と、同項第四号中「又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性」とあるのは「の特性」とし、第一項第八号及び第九号並びに前項第五号の規定は、適用しない。

５　企業価値担保権に関する信託業務に係る第一項から第三項までの規定の適用については、同項中「役職員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員」とあるのは「役職員」と、同項第四号中「、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失」とあるのは「の紛失」と、「又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性」とあるのは「の特性」とし、第一項第八号及び第九号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

（外国信託会社に関する適用関係）

第六十六条　外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条の八まで、第五十一条及び第五十三条の二の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（届出事項）

第六十三条　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（外国信託会社に関する適用関係）

第六十六条　外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条の八まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

２　［同上］

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第二十二条**　［略］ ［２・３　略］ ４　信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社を含む。）、外国信託会社、金融機関又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社、金融機関又は企業価値担保権信託会社であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。 ［５～21　略］ （担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用） **第四十二条の十六**　担保付社債に関する信託事業に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第二十二条第三項及び第八項、第二十三条第二項第三号及び第三項第二号イからハまで並びに第三十九条第一項第一号、第三号及び第四号ホ並びに第二項の規定は、適用しない。	（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第二十二条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。 ［５～21　同上］ ［条を加える。］

第五条第一項	令第十八条第一項	信託業務を営む金融機関が担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第四条第一項

信託業務を営む金融機関	担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社である場合	第十二条第二号	自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は利害関係人	第二十一条第一項	金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	第三十九条第一項第四号ニ	又は信託契約代理店の業務の特性
	その他の金融機関						
	財務局長又は福岡財務支局長				第二十三条第七項	次に掲げる	
	信託業務を営む金融機関がその他の同項に規定する信託会社である場合		自己又は利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）		金融機関		
	同項に規定する財務局長				社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託業務を営む金融機関である場合及び第三項第二号ニに掲げる取引を行う	第三十九条第一項第四号	、信託業務の委託先又は代理店
							又は信託業務の委託先の特性

２　企業価値担保権に関するこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第十六条第一項第三号、第四項第三号及び第四号、第七項第一号から第四号まで並びに第八項、第二十二条第三項及び第八項、第二十三条第二項第三号、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十一号まで並びに第三十九条第一項第一号、第三号及び第四号ホ並びに第二項の規定は、適用しない。

第五条第一項	令第十八条第一項	信託業務を営む金融機関が事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項	信託業務を営む金融機関
	信託業務を営む金融機関	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社である場合	
	その他の金融機関	信託業務を営む金融機関がその他の同項に規定する企業価値担保権信託会社である場合	
第十二条第二号		自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は利害関係人	自己又は利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）
第十六条第一項第一号		種類及び価額又は数量	種類
第十六条第一項第二号	信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産事項を含む。）		信託財産事項

第十六条第二項第一号	信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類	事業性融資の推進等に関する法律第二十条第二項の同意に関する事項
第十六条第二項第二号	信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準	事業性融資の推進等に関する法律第六十一条に規定する受託会社の義務に関する事項
第十六条第四項第一号	不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な	特定被担保債権（事業性融資の推進等に関する法律第六条第四項に規定する特定被担保債権をいう。第七項第八号において同じ。）及び同条第五項に規定する不特定被担保債権の内容並びに企業価値担保権の設定時における同条第六項に規定する特定被担保債権者の氏名又は商号若しくは名称その他の当該特定被担保債権者の属性（当該特定被担保債権者が同法第二条第三項各号に掲げる者であるかどうかの別をいう。）に関する
第十六条第五項	次に掲げる	事業性融資の推進等に関する法律第六十二条第一項に規定する受託会社の義務に関する
第十六条第七項第八号	電子決済手段の信託にあつては、当該信託契約に係る電子決済手段の償還の方法	事業性融資の推進等に関する法律第二十八条の規定による特定被担保債権の元本確定請求の手続に関する事項
第二十一条第一項	金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	金融機関

第二十三条第七項第一号	ならない
受益者が適格機関投資家等であつて、書面、当該信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十一条の五第一項第二号に掲げる方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている	ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権保留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することで足りる
第二十三条第七項第七号	第三項第二号イ及びロ	当該受益者が当該信託業務を営む金融機関である	第三項第二号ニ
第三十九条第一項第四号	、信託業務の委託先又は代理店		又は信託業務の委託先
第三十九条第一項第四号ニ	、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失		の紛失
	又は信託契約代理店の業務の特性		の特性

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（担保付社債信託法施行規則の一部改正）

第三条　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（外国会社の許可の申請） **第七条**　法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　発行会社（法第二条第一項に規定する発行会社をいう。第九条第一項第四号及び第十八条において同じ。）の営業状態を知るに足りる書面 ［五～七　略］ （信託証書等の届出） **第九条**　［略］ ２　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十五条第一項の場合における前項の適用については、同項第二号中「種類及び価格」とあるのは、「種類」とする。 （分割発行の場合における信託証書等の届出） **第十条**　信託会社は、法第二十一条第二項の規定により、信託証書に同項各号に掲げる事項を付記したときは、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。 一　［略］ 二　前条第一項第三号及び第四号に掲げる書面 （信託業法施行規則の準用） **第十四条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第二十九条、第二十九条の二、第三十条（第二号を除く。）、第三十条の六、第三十九条（第三項から第五項まで及び第六項第二号を除く。）、第四十条（第二項第三号、第三項、第八項及び第十項から第十四項までを除く。）及び第四十一条（第二項ただし書、第三号及び第六号から第八号まで、第三項第二号イからハまで並びに第七項を除く。）の規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定を準用する場合に、これを準用する。この場合において、同令第二十九条第一号中「信託会社」とあるのは「信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第八条に規定する信託会社をいう。第四十条第四項を除き、以下同じ。）」と、第二十九条の二第三項中「信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）」とあるのは「信託会社」と、同項第一号中「法又は」とあるのは「担保付社債信託法又は」と、同項第三号イ中「又は法」とあるのは「又は担保付社債信託法」と、第三十条第一号中「信託契約」とあるのは「担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約」と、第三十条の六第一項中「準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。	（外国会社の許可の申請） **第七条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　発行会社（法第二条第一項に規定する発行会社をいう。第九条第四号及び第十八条において同じ。）の営業状態を知るに足りる書面 ［五～七　同上］ （信託証書等の届出） **第九条**　［同上］ ［項を加える。］ （分割発行の場合における信託証書等の届出） **第十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　前条第三号及び第四号に掲げる書面 （信託業法施行規則の準用） **第十四条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第二十九条、第三十条及び第三十九条から第四十一条（第七項を除く。）までの規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定を準用する場合に、これを準用する。

以下この条において同じ。）及び法第二十九条第二項」とあるのは「担保付社債信託法第八条において準用する法第二十九条第二項」と、同項第一号イ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法」とあり、及び同号ロ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあるのは「方法」と、第三十九条第一項中「信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）」とあるのは「信託会社」と、同条第六項中「信託業務」とあるのは「担保付社債に関する信託事業」と、「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、第四十条第四項中「信託会社は」とあるのは「担保付社債信託法第八条第一項に規定する信託会社は」と、第四十一条第三項第一号中「令第十四条第一項各号」とあるのは「担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第三条第一項各号」と、同項第四号中「令第二十条第二項」とあるのは「担保付社債信託法施行令第四条第一項」と、「信託会社及び外国信託会社」とあるのは「信託会社」と読み替えるものとする。

2　法第八条において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託会社である場合及び前項において準用する信託業法施行規則第四十一条第三項第二号ニに掲げる取引を行う場合とする。

（信託事務の承継の届出）

第十九条　法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。ただし、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和七年内閣府令第六十七号）第二十六条の規定により金融庁長官等に届け出るときは、この限りでない。

［一～五　略］

（事業報告書）

第二十五条　［略］

2　担保付社債専業信託会社以外の信託会社は、事業年度ごとに、別紙様式により作成した担保付社債に関する報告書を作成し、毎事業年度三月以内に、金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該担保付社債に関する報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。ただし、法第四条の規定により法第三条の免許を受けたものとみなされる者が担保付社債に関する信託事業を営まない場合にあっては、当該担保付社債に関する報告書を添付することを要しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

2　法第八条において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合とする。

（信託事務の承継の届出）

第十九条　法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

［一～五　同上］

（事業報告書）

第二十五条　［同上］

2　担保付社債専業信託会社以外の信託会社は、事業年度ごとに、別紙様式により作成した担保付社債に関する報告書を作成し、毎事業年度三月以内に、金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該担保付社債に関する報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び第七条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ヘ　略］ ト　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 チ　［略］ ［二～四　略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ［号の細分を加える。］ ト　［同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～四十二　略］ 四十三　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十五条第二項（同法第五十三条第三項、第五十四条第三項及び第六十九条第三項において準用する場合を含む。） ［2～4　略］	1　［同上］ ［一～四十二　同上］ ［号を加える。］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第六条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更の認可を要しない事項） **第四条**　法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 八・九　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定款の変更の認可を要しない事項） **第四条**　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七・八　［同上］

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合） **第二条**　法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。 ［一～六　略］ 七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 八　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合） **第二条**　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七　［同上］

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係） ［略］ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）　［略］	**別表第一**（第三条関係） ［同上］ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）　［同上］

企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和七年内閣府令第六十七号）	第十一条において準用する信託業法施行規則第三十九条第六項（第二号を除く。）

別表第二（第四条関係）

［略］	
資金決済に関する法律	［略］
企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令	第十一条において準用する信託業法施行規則第三十九条第六項（第二号を除く。）

別表第三（第五条関係）

［略］	
資金決済に関する法律	［略］
企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令	第十一条において準用する信託業法施行規則第三十九条第六項（第二号を除く。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第九条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用機構企画室等及び企画官等）	（信用機構企画室等及び企画官等）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［2～8　略］	［2～8　同上］
9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十一号から第十七号まで、第十九号から第二十一号まで及び第二十五号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十四号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
10　［略］	10　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

［項を加える。］

別表第二（第四条関係）

［同上］	
資金決済に関する法律	［同上］

［項を加える。］

別表第三（第五条関係）

［同上］	
資金決済に関する法律	［同上］

［項を加える。］

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第八号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実施状況の報告） **第四十八条**　［略］ ［２～４　略］ ５　認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。 一　当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立てがなされたこと。 ［二・三　略］ ６　［略］	（実施状況の報告） **第四十八条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　［同上］ 一　当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。 ［二・三　同上］ ６　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○内閣府令・法務省令第四号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六十八条第四項の規定に基づき、事業性融資の推進等に関する法律第六十八条第四項の署名又は記名押印に代わる措置に関する規則を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

事業性融資の推進等に関する法律第六十八条第四項の署名又は記名押印に代わる措置に関する規則

1　事業性融資の推進等に関する法律（次項及び附則において「法」という。）第六十八条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第九条第四項に規定する電磁的記録をいう。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省、農林水産省、令第一号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第十二条第一項及び同項第二号、第二項並びに第四項、第二百三十二条第一項、第三項及び第四項、第二百三十三条第一号、第二百三十四条、第二百三十八条並びに第二百四十条の規定に基づき、事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令

（個人保証等の制限）

第一条　事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約は、特定被担保債権に係る債務（同項に規定する特定被担保債権に係る債務をいう。以下この条において同じ。）を保証する保証契約であって保証人が法人であるもののうち、次に掲げるものとする。

一　当該保証人が次に掲げる者のいずれかに対して有する求償権に係る債務（当該求償権に係る債務の他の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。以下この条において同じ。）が連帯債務であるもの（当該求償権に係る債務の連帯債務者の全員が法人であるものを除く。）

イ　当該保証契約の主たる債務者

ロ　当該特定被担保債権に係る債務の連帯債務者（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該特定被担保債権に係る債務を保証する他の保証人

二　当該保証人が前号ロ又はハに掲げる者に対して有する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約が締結されているもの（当該保証契約に係る保証人の全員が法人である場合を除く。）

三　当該保証人が第一号ロ又はハに掲げる者に対して有する求償権に係る債務を担保する生活資産担保権（質権、抵当権その他の担保権であって、法人でない者の所有に属する財産のうち当該者が当該担保権の設定時において生活の本拠として使用している不動産その他これに類する生活の用に供する資産で次項各号に掲げるものを目的とするものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が設定されているもの

四　前三号に掲げるものに準ずる契約であって、法人でない者に対する求償権を生じさせるもの又は求償権に係る債務を担保する生活資産担保権が設定されているもの

2　法第十二条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定被担保債権に係る債務を担保する質権、抵当権その他の担保権の設定時において、当該担保権の設定者が主として生活の用に供する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）及び原動機付自転車（同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）

二　差し押さえることができない財産

3　法第十二条第二項に規定する主務省令で定めるときは、特定被担保債権に係る債務が連帯債務である場合において、次に掲げるときとする。

一　連帯債務者の一人が他の連帯債務者に対して有する求償権に係る債務が連帯債務であるとき（当該連帯債務の連帯債務者の全員が法人である場合を除く。）。

二　連帯債務者の一人が他の連帯債務者に対して有する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約が締結されているとき（当該保証契約に係る保証人の全員が法人である場合を除く。）。

三　連帯債務者の一人が他の連帯債務者に対して有する求償権に係る債務を担保する生活資産担保権が設定されているとき。

四　前三号に掲げるときに準ずるときであって、法人でない者に対する求償権を生じさせるとき又は求償権に係る債務を担保する生活資産担保権が設定されているとき。

第二条　法第十二条第四項に規定する主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　法第十二条第四項に規定する個人保証契約等（以下この条において「個人保証契約等」という。）の締結時において、当該個人保証契約等の保証人、生活資産担保権の設定者又は法第十二条第二項に規定する債務者以外の連帯債務者（以下この条において「個人保証人等」という。）が債務者の役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）である場合であって、次のいずれかの要件に該当すること。

イ　債務者が、特定被担保債権者に対して、特定被担保債権者の要求に応じて事業及び財産の状況を報告する義務その他の事業及び財産の状況を適時に開示する義務を約し、かつ、これに違反したことが、当該個人保証契約等の停止条件とされている場合において、債務者が当該義務に違反したこと（債務者が、特定被担保債権者に開示した事項の内容が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合を除く。）。

ロ　債務者又は個人保証人等が、債務者の事業及び財産を毀損する行為その他の債務者の事業の適正な運営に支障を来し、又は来すおそれがある行為として個人保証人等と特定被担保債権者との間で合意した行為を、特定被担保債権者の同意を得ないで行ったことが、当該個人保証契約の停止条件とされている場合において、債務者又は当該個人保証人等が当該行為を行ったこと。

二　個人保証契約等（当該個人保証契約等の締結時において個人保証人等が債務者の役員である場合のものに限る。）において、特定被担保債権者が当該個人保証契約等に係る債務の履行を請求した時点において、債務者が誠実業務執行要件（次に掲げる事項のうち少なくとも一つについて合意している場合であって、かつ、当該合意に違反していないことをいう。以下この号において同じ。）を満たしていることを解除条件とすることが合意されていること（誠実業務執行要件のほか、当該個人保証契約等において合意された要件がある場合にあっては、誠実業務執行要件又は当該合意された要件を満たすことを解除条件とすることが合意されていること。）。

イ　債務者が、事業及び財産の状況を開示するために必要な資料として特定被担保債権者と合意した資料を合理的な方法により提出していること。

ロ　債務者が、債務者に属すべき重要な動産、不動産、債権その他の財産として特定被担保債権者と合意した財産が債務者に属していること。

三　特定被担保債権に係る債務（債務者以外の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。）を保証する保証契約（保証人が法人のみであるものに限る。）の保証人が、特定被担保債権者に対し、当該保証契約が個人保証契約等に該当しないことを誓約したことその他の特定被担保債権者において当該保証契約が個人保証契約等に該当しないと信ずべき正当な理由があること。

四　法第十二条第二項に規定する債務者以外の連帯債務者が、特定被担保債権者に対し、同項に規定する連帯債務に係る契約が個人保証契約等に該当しないことを誓約したことその他の特定被担保債権者において当該連帯債務に係る契約が個人保証契約等に該当しないと信ずべき正当な理由があること。

（認定事業性融資推進支援機関）

第三条　主務大臣は、法第二百三十二条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　基本方針に適合すると認められること。

二　人的構成に照らして、事業性融資推進支援業務（法第二百三十二条第一項に規定する事業性融資推進支援業務をいう。次条及び第五条において同じ。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2　法第二百三十二条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第二百三十三条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

（名称等の変更の届出）

第四条　認定事業性融資推進支援機関（法第二百三十二条第二項に規定する認定事業性融資推進支援機関をいう。第七条、第八条及び第九条において同じ。）は、法第二百三十二条第四項の規定による届出をしようとするときは、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、事業性融資推進支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。

（軽微な変更）

第五条　法第二百三十二条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、事業性融資推進支援業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

（法第二百三十三条第一号の主務省令で定める法人）

第六条　法第二百三十三条第一号の主務省令で定める法人は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人その他これに準ずる法人とする。

（廃止の届出）

第七条　認定事業性融資推進支援機関は、法第二百三十四条の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（支援対象事業者に対する説明を行ったことを証する情報の提供等）

第八条　法第二百三十八条の規定による認定事業性融資推進支援機関から支援対象事業者（法第二百三十二条第二項第一号に規定する支援対象事業者をいう。次項において同じ。）に対する情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は電磁的記録（法第九条第四項に規定する電磁的記録をいう。次項及び次条において同じ。）の提供により行うものとする。

一　法第二百三十八条の規定により行った説明の内容

二　法第二百三十八条の規定による説明を行った年月日

２　法第二百三十八条の規定による支援対象事業者から認定事業性融資推進支援機関に対する情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供により行うものとする。

一　法第二百三十八条の規定による説明を行った認定事業性融資推進支援機関の名称

二　前号の認定事業性融資推進支援機関との間で法第二百三十七条の規定による契約を締結した年月日

三　第一号の認定事業性融資推進支援機関から法第二百三十八条各号に掲げる事項の説明があったことを証する情報

（企業価値担保権信託会社に対する情報の提供）

第九条　法第二百四十条の規定による情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供により行うものとする。

一　法第二百三十八条の規定による説明を行った認定事業性融資推進支援機関の名称

二　前号の認定事業性融資推進支援機関との間で法第二百三十七条の規定による契約を締結した年月日

三　第一号の認定事業性融資推進支援機関から法第二百三十八条各号に掲げる事項の説明があったことを証する情報

附　則

この命令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

様式第１（第３条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　　殿

住　　所
法人の名称
代表者の氏名

事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第232条第１項の規定により、同条第２項の認定事業性融資推進支援機関としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請いたします。

１　主たる事務所の所在地

２　事業性融資推進支援業務に関する事項

(1)　事業性融資推進支援業務の内容

(2)　事業性融資推進支援業務の実施体制

（添付書類）

１　法第233条各号に該当しないことを証する書類

２　第３条第１項第２号に掲げる要件に適合することを証する書類

様式第２（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

変更届出書

年　　月　　日

主務大臣　殿

住　　所
法人の名称
代表者の氏名

事業性融資の推進等に関する法律第232条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更事項
（変更前）

（変更後）

２　変更年月日

３　変更理由

様式第３（第７条関係）

（日本産業規格Ａ４）

廃止届出書

年　　月　　日

主務大臣　殿

住　　所
法人の名称
代表者の氏名

認定に係る業務を廃止するので、事業性融資の推進等に関する法律第234条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　廃止しようとする年月日

２　廃止の理由

○内閣府・厚生労働省令第八号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十一条の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十三条**　法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ホ　略］ ヘ　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 ［二～四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十三条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ［号の細分を加える。］ ［二～四　同上］

附　則

この命令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

省　令

○財務省令第五十八号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）の施行に伴い、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

財務大臣　加藤　勝信

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令（令和七年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令

本則中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

附　則

この省令は、令和七年七月三日から施行する。

○経済産業省令第五十三号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）の施行に伴い、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

経済産業大臣　武藤　容治

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令（令和七年経済産業省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令 黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令を次のように定める。 （証明書の交付申請） **第一条**　黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　（略） **第二条・第三条**　（略）	黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令 黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令を次のように定める。 （証明書の交付申請） **第一条**　黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　（略） **第二条・第三条**　（略）

別記様式を次のように改める。

別記様式（第一条関係）

黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　氏名又は名称及び代表者氏名
住所

下記の炭素電極は、黒鉛化の工程を経て製造したものでないため、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号の証明書の交付を受けたく、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令第１条の規定に基づき申請します。

記

貨物名：
製造業者名：
製造業者の住所：
輸出者名：
輸出者の住所：
輸入の時期：　年　月　日
輸入港名：
輸入数量：　MT　輸入金額：　円
仕入書番号：

証明書

番　号
年　月　日

経済産業大臣　印

上記申請に係る炭素電極は黒鉛化の工程を経て製造したものでないことを証明する。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年七月三日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

その他告示

○内閣府告示第百七号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第五項の規定により公示する。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件（平成二十六年内閣府告示第二十一号）は、廃止する。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

南海トラフ地震防災対策推進地域

都府県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡王滝村、同郡大桑村及び同郡木曽町の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域

兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡及び小田郡の区域
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び豊田郡の区域
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡築上町の区域
長崎県	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市及び南松浦郡の区域
熊本県	熊本市、宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡の区域
大分県	全域
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、姶良郡、曽於郡、肝属郡、熊毛郡及び大島郡の区域
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、同郡今帰仁村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町及び宮古郡の区域

備考　この表に掲げる区域は、令和七年七月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○財務省告示第百七十六号

中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和六年四月財務省告示第百十九号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名、銘柄及び型式　法の別表第八五四五・一一号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。以下「黒鉛電極」という。）

(二)　特徴　円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

令和七年七月三日から令和十二年七月二日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

黒鉛電極

(二)　調査対象貨物の供給者（調査当局が知り得た供給者）

(1)　方大炭素新材料科技股份有限公司（以下「方大」という。）
(2)　吉林炭素有限公司
(3)　遼寧丹炭科技集団有限公司（以下「遼寧」という。）
(4)　介休市志堯炭素有限公司
(5)　大同宇林徳黒鉛新材料股份有限公司
(6)　河南紅旗渠新材料有限公司
(7)　焦作市中州炭素有限公司
(8)　開封平煤新型炭材料科技有限公司
(9)　遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司
(10)　霊石県揚帆炭素科技有限公司
(11)　南通揚子炭素股份有限公司
(12)　山西鑫賢炭素材料科技有限公司
(13)　昇瑞能源科技有限公司
(14)　四川広漢士達炭素股份有限公司
(15)　四川昭鋼炭素有限公司
(16)　烏蘭察布市福興炭素有限公司
(17)　烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司
(18)　遼寧鴻達電炭有限公司
(19)　宝方炭材料科技有限公司
(20)　吉林炭素新素材有限公司
(21)　旭日精密炭素（大連）有限公司（以下「旭日」という。）
(22)　京海商事（上海）貿易有限公司
(23)　山東旭日石墨新材料科技有限公司（以下「山東」という。）
(24)　中建材国際貿易有限公司
(25)　撫順金利石化炭素有限公司
(26)　大連邦誼石墨材料有限公司
(27)　嘉隆新材料有限公司
(28)　河北瑞通炭素股份有限公司

(29) 江蘇江龍新能源科技有限公司
(30) 合肥炭素有限責任公司（以下「合肥」という。）
(31) 吉林炭素進出口有限公司
(32) 吉蒙炭素有限責任公司
(33) 山西聚賢黒鉛新材料有限公司
(34) Sojitz JECT (Qingdao) CO., Ltd.
(35) 江蘇江龍新材料科技有限公司
(36) 大連西姆晶正貿易有限公司
(37) QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.
(38) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT
(39) 大連藍艦科技有限公司
(40) 大連精芸炭素有限公司
(41) 江蘇智晏国際貿易有限公司
(42) 吉林市松江炭素進出口有限公司
(43) 北京国鋼国際貿易有限公司
(44) 河南高碩新材料科技有限公司
(45) 南宮市聚純炭素有限公司
(46) 山西西姆東海炭素材料有限公司
(47) 松江市吉林炭素有限責任公司
(48) 撫順市東方碳素有限公司
(49) 興和県木子炭素有限責任公司
(50) 大同特殊鋼（上海）有限公司
(51) 眉山士達新材料有限公司
(52) 遼寧丹炭新材料有限公司（以下「遼寧新材料」という。）

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和四年十月一日から令和五年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成三十年一月一日から令和五年九月三十日まで

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、二十一者から調査に協力するとの回答の提出があったが、当該回答を提出した供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、当該供給者に対しサンプリング通知を送付した。当該サンプリング通知の回答等を適切に提出した供給者十七者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出の量が上位と考えられる合肥、遼寧及び旭日をサンプリングによる調査対象者（当該三者を以下「サンプリング調査対象者」という。）として選定した。なお、合肥の関連企業である方大、遼寧の関連企業である遼寧新材料及び旭日の関連企業である山東については、それぞれ経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額の算出に当たって、それぞれ同一の事業体とみなすこととした。また、調査に協力するとの回答の提出があった者のうち生産者十五者からサンプリング調査対象者及びその関連企業を除く九者（当該九者を以下「サンプリング調査非対象者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た供給者のうち調査に協力するとの回答の提出があった者以外の者（以下「非協力者」という。）については、回答の提出がなかったことから、調査に協力しなかったと認められた。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に質問状等を送付したところ、当該供給者が市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたとは認められなかった。このため、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、合肥（関連企業である方大を含む。以下同じ。）については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、現地調査で正確性を検証することができたものを用いることとした。一方、遼寧（関連企業である遼寧新材料を含む。以下同じ。）及び旭日（関連企業である山東を含む。以下同じ。）については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として合肥から提出された証拠等であって調査当局がその正確性を確認することができたものを用いることとした。

ニ 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、合肥を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については百四・六一パーセントであった。サンプリング調査非対象者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、合肥の不当廉売差額率と同率を適用した。遼寧、旭日、非協力者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、合肥の不当廉売差額率と同率を適用した。

ホ 結論

以上から、中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

(五)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六)　結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五　法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一)　不当廉売関税を課する貨物

中国を原産地とする黒鉛電極のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二)　不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六　その他参考となるべき事項

(一)　中国を原産地とする黒鉛電極の不当廉売関税の税率

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）による改正後の黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）において定める不当廉売関税の税率については、四(四)ニにおける黒鉛電極の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を生産者とする税率となる。

(二)　調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表

生産者	税率
方大炭素新材料科技股份有限公司	九十五・二％
吉林炭素有限公司	九十五・二％
遼寧丹炭科技集団有限公司	九十五・二％
介休市志尧炭素有限公司	九十五・二％
大同宇林徳黒鉛新材料股份有限公司	九十五・二％
河南紅旗渠新材料有限公司	九十五・二％
焦作市中州炭素有限公司	九十五・二％
開封平煤新型炭材料科技有限公司	九十五・二％
遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司	九十五・二％
霊石県揚帆炭素科技有限公司	九十五・二％
南通揚子炭素股份有限公司	九十五・二％
山西鑫賢炭素材料科技有限公司	九十五・二％
昇瑞能源科技有限公司	九十五・二％
四川広漢士達炭素股份有限公司	九十五・二％
四川昭鋼炭素有限公司	九十五・二％
烏蘭察布市福興炭素有限公司	九十五・二％
烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司	九十五・二％
遼寧鴻達電炭有限公司	九十五・二％
宝方炭材料科技有限公司	九十五・二％
吉林炭素新素材有限公司	九十五・二％
旭日精密炭素（大連）有限公司	九十五・二％
山東旭日石墨新材料科技有限公司	九十五・二％
撫順金利石化炭素有限公司	九十五・二％
大連邦誼石墨材料有限公司	九十五・二％
嘉隆新材料有限公司	九十五・二％
河北瑞通炭素股份有限公司	九十五・二％
江蘇江龍新能源科技有限公司	九十五・二％
合肥炭素有限責任公司	九十五・二％
吉蒙炭素有限責任公司	九十五・二％
山西聚賢黒鉛新材料有限公司	九十五・二％
江蘇江龍新材料科技有限公司	九十五・二％
大連西姆晶正貿易有限公司	九十五・二％
QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.	九十五・二％
SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	九十五・二％

大連藍艦科技有限公司	九十五・二％
大連精芸炭素有限公司	九十五・二％
吉林市松江炭素進出口有限公司	九十五・二％
北京国鋼国際貿易有限公司	九十五・二％
河南高碩新材料科技有限公司	九十五・二％
南宮市聚純炭素有限公司	九十五・二％
山西西姆東海炭素材料有限公司	九十五・二％
松江市吉林炭素有限責任公司	九十五・二％
撫順市東方碳素有限公司	九十五・二％
興和県木子炭素有限責任公司	九十五・一一％
眉山士達新材料有限公司	九十五・一一％
遼寧丹炭新材料有限公司	九十五・一一％
その他の者	九十五・一一％

○厚生労働省告示第百九十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。	2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
（略）	（略）

名称	所在地
（略）	（略）

株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階
合同会社あおぞら労務研究所	滋賀県大津市馬場三丁目十五番五号

株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階
（新設）	（新設）

○農林水産省告示第千五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群）	（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群）
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から４までに定めるとおりとする。 １　まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1)　（略） (2)　漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～⑤　（略） ⑥　年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の10月15日まで（第６の４の国の留保からの配分による漁獲可能量の変更に伴う年次漁獲割当量の追加設定を行う場合にあっては、当該変更後速やかに追加設定を行う。）	第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から４までに定めるとおりとする。 １　まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1)　（略） (2)　漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～⑤　（略） ⑥　年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の10月15日まで
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1)・(2)　（略）	第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1)・(2)　（略）

⑶　漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、４の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和７管理年度から令和９管理年度においては、本規定は適用しない。

２・３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、１⑶の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。ただし、令和７管理年度から令和９管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。

管理年度の12月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑶　漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、４の国の留保からの配分は、行わない。

２・３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、１⑶の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。ただし、令和７管理年度から令和９管理年度においては、当該知事管理区分の漁獲量を含む。）の当該都道府県別漁獲可能量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。ただし、令和７管理年度から令和９管理年度においては、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を含む。以下この別紙において同じ。）に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。）の当該都道府県別漁獲可能量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。以下この別紙において同じ。）に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

⑵・⑶　（略）

5　漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第５の１⑴③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第６の１⑶の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量及び第６の４の国の留保からの配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第５の２のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵・⑶　（略）

5　漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第５の１⑴③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第６の１⑶の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第５の２のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１・第２　（略） 第３　資源管理の目標 １　目標管理基準値 ⑴　（略） ⑵　ごまさば対馬暖流系群　92千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） ２・３　（略） 第４～第９　（略）	（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１・第２　（略） 第３　資源管理の目標 １　目標管理基準値 ⑴　（略） ⑵　ごまさば対馬暖流系群　920千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） ２・３　（略） 第４～第９　（略）

別紙２―52のとおり、次の別紙を加える。

（別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源））

第１　特定水産資源の名称

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

第２　管理年度

９月１日から翌年８月末日まで（ステップ１）

第３　資源管理の目標

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された知事許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

１　目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。

２　限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第３の２の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第３の１の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

２　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近５年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を１の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

日本海の海域のうち、許可省令別表第１の日本海べにずわいがに漁業の項の上欄１及び２に掲げる区域

② 漁業の種類
大臣許可漁業
③ 漁獲可能期間
周年
⑵ 漁獲量の管理の手法等
① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第７ 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
都道府県知事は、法第30条第２項の規定に基づき、規則第19条第３項において準用する規則第16条第４項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県とする。
⑴ 当該管理年度中（⑵に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
⑵ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から５日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第８ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９ その他資源管理に関する重要事項
本則第１の２⑸①のステップ１を令和７管理年度から開始する。同⑸②のステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同⑸④のステップ３を開始することを目指す。

（別紙２―54　べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））

第１ 特定水産資源の名称
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

第２ 管理年度
９月１日から翌年８月末日まで

第３ 資源管理の目標
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された大臣許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。
１ 目標管理基準値
過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。
２ 限界管理基準値
過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第４ 漁獲シナリオ
１ 漁獲シナリオ
直近の資源水準の値と第３の２の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第３の１の値の差に基づき、漁獲量を調整する。
２ 漁獲可能量の算定方法
生物学的許容漁獲量は、直近５年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を１の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値に0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

第５ 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。
１ べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業
⑴ 当該大臣管理区分に関する事項
① 水域
日本海べにずわいがに漁業（許可省令第２条第16号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第５の９の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
② 漁業の種類
日本海べにずわいがに漁業
③ 漁獲可能期間
周年
⑵ 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。
① 漁獲割当割合の申請期限
漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の７月15日
② 漁獲割当割合を設定する日
漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の８月15日まで

③　漁獲割当割合の有効期間
　一管理年度の期間
④　漁獲割当割合の設定基準
ア　漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第１項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
イ　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度８月末日までの３年間をいう。以下この別紙において同じ。）におけるべにずわいがに日本海系群の漁獲量（⑴①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。
ウ　次の㋐又は㋑のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
㋐　(a)及び(b)を合計した割合（小数点第８位以下を切捨てたものとする。）
(a)　40パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合
(b)　60パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の平均の漁獲量（漁獲量が０の場合を含む。）に応じて按分して得た割合
㋑　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合
エ　ウ㋐(b)の漁獲量について、次の㋐から㋒までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該㋐から㋒までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。
㋐　基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第２号又は第３号の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合　当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値
㋑　基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第２号又は第３号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可に基づき法第39条第１項の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合　当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶の⑴①の水域における当該船舶のべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量を加えた数量）
㋒　当該船舶によりかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合　当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第２号又は第３号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値
⑤　漁獲割当割合設定者の資格
　日本海べにずわいがに漁業の許可又は起業の認可を受けた者
⑥　年次漁獲割当量を設定する日
　毎管理年度の８月15日まで
⑦　漁獲量等の報告に係る期限
　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
⑧　年次漁獲割当量の控除の係数
　規則第17条第１項の資源管理基本方針に定める係数は１とする。
⑨　漁獲割当割合の削減の基準
　本則第12のとおりとする。
２　べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業
⑴　当該大臣管理区分に関する事項
①　水域
　日本海べにずわいがに漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第５の９の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
②　漁業の種類
　大臣許可漁業のうち、日本海べにずわいがに漁業を除いたもの
③　漁獲可能期間
　周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
②　漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
　全量を、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業に配分する。
第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　該当なし。

別紙３―35の次に、次の別紙を加える。

（別紙３―36　まかじき（中西部太平洋条約海域））

第１　水産資源

水産資源の名称　まかじき（中西部太平洋条約海域）

水産資源の定義　まかじきのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第３条１に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第２　資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「ＷＣＰＦＣ」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントの値とする。

第３　漁獲シナリオ

ＷＣＰＦＣで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

ＷＣＰＦＣで決定されている保存管理措置を実施するため、当該水産資源を漁獲する主要な漁業であるかじき等流し網漁業（許可省令第２条第10号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業（同省令同条第12号に掲げる漁業をいう。）において、許認可隻数を現状より増やさないこととする。加えて、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進する。

第５　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２―53及び別紙２―54の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、別紙２―53及び別紙２―54の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

○農林水産省告示第千五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びくにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二日　　農林水産大臣　小泉進次郎

くにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びくにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和７管理年度（令和７年９月１日から翌年８月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

6,254トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
青森県	6,254トンの内数
秋田県	6,254トンの内数
山形県	6,254トンの内数
新潟県	6,254トンの内数
富山県	6,254トンの内数
石川県	6,254トンの内数
福井県	6,254トンの内数
京都府	6,254トンの内数
兵庫県	6,254トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くにずわいがに日本海系群（知事許可水域） 大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二　くにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,997トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） 日本海くにずわいがに漁業	7,997
くにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

○海上保安庁告示第十六号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年七月二日　　海上保安庁長官　瀬口　良夫

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W101A	阪神港神戸	1／15,000	法第30条第１項の海域
W101B	阪神港神戸西部	1／15,000	法第30条第１項の海域
W104	来島海峡及付近	1／35,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W106	大阪湾及播磨灘	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP106	OSAKA WAN AND HARIMANADA	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域

改正前

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W101A	阪神港神戸	1／15,000	法第30条第１項の海域
JP101A	HANSHIN KO KOBE	1／15,000	法第30条第１項の海域
W101B	阪神港神戸西部	1／15,000	法第30条第１項の海域
JP101B	HANSHIN KO WESTERN PART OF KOBE	1／15,000	法第30条第１項の海域
W104	来島海峡及付近	1／35,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP104	KURUSHIMA KAIKYO AND APPROACHES	1／35,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W106	大阪湾及播磨灘	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP106	OSAKA WAN AND HARIMANADA	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域

W123	阪神港大阪 安治川接続図	1／12,000 1／11,000	法第30条第１項の海域
W130	備後灘及付近	1／45,000	法第30条第１項の海域
W131	明石海峡及付近	1／45,000	航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W132	来島海峡	1／15,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W137A	備讃瀬戸東部	1／45,000	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
W137B	備讃瀬戸西部	1／45,000	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域

W123	阪神港大阪 安治川接続図	1／12,000 1／11,000	法第30条第１項の海域
JP123	HANSHIN KO OSAKA CONTINUATION OF AJI KAWA	1／12,000 1／11,000	法第30条第１項の海域
W130	備後灘及付近	1／45,000	法第30条第１項の海域
W131	明石海峡及付近	1／45,000	航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP131	AKASHI KAIKYO AND APPROACHES	1／45,000	航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W132	来島海峡	1／15,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP132	KURUSHIMA KAIKYO	1／15,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W137A	備讃瀬戸東部	1／45,000	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
JP137A	EASTERN PART OF BISAN SETO	1／45,000	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
W137B	備讃瀬戸西部	1／45,000	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域

W141	安芸灘及付近 （分図）猫瀬戸	1／60,000 1／30,000	（安芸灘及付近） 航路、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W150A	大阪湾 （分図）友ヶ島水道	1／80,000 1／45,000	（大阪湾） 航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域 （（分図）友ヶ島水道） 法第25条第２項の経路
W150B	播磨灘	1／80,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W150C	紀伊水道	1／80,000	法第１条第２項の政令で定める境界、法第25条第２項の経路

JP137B	WESTERN PART OF BISAN SETO	1／45,000	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
W141	安芸灘及付近 （分図）猫瀬戸	1／60,000 1／30,000	（安芸灘及付近） 航路、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP141	AKI NADA AND APPROACHES PLAN : NEKO SETO	1／60,000 1／30,000	(AKI NADA AND APPROACHES) 航路、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W150A	大阪湾 （分図）友ヶ島水道	1／80,000 1／45,000	（大阪湾） 航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域 （（分図）友ヶ島水道） 法第25条第２項の経路
JP150A	OSAKA WAN PLAN : TOMOGASHIMA SUIDO	1／80,000 1／45,000	(OSAKA WAN) 航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域 (PLAN : TOMOGASHIMA SUIDO) 法第25条第２項の経路
W150B	播磨灘	1／80,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W150C	紀伊水道	1／80,000	法第１条第２項の政令で定める境界、法第25条第２項の経路

（略）			
W1103	大阪湾東部	1／45,000	法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			
W1109	呉港及付近	1／10,000	法第25条第２項の経路
W1116	水島港及付近	1／25,000	航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
W1121	坂出港	1／10,000	航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
（略）			
W1127A	水島港東部 水島港東部接続図	1／10,000 1／10,000	（水島港東部） 航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
（略）			

JP150C	KII SUIDO	1／80,000	法第１条第２項の政令で定める境界、法第25条第２項の経路
（略）			
W1103	大阪湾東部	1／45,000	法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP1103	EASTERN PART OF OSAKA WAN	1／45,000	法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			
W1109	呉港及付近	1／10,000	法第25条第２項の経路
JP1109	KURE KO AND APPROACHES	1／10,000	法第25条第２項の経路
W1116	水島港及付近	1／25,000	航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
W1121	坂出港	1／10,000	航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
JP1121	SAKAIDE KO	1／10,000	航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
（略）			
W1127A	水島港東部 水島港東部接続図	1／10,000 1／10,000	（水島港東部） 航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
JP1127A	EASTERN PART OF MIZUSHIMA KO CONTINUATION OF EASTERN PART OF MIZUSHIMA KO	1／10,000 1／10,000	(EASTERN PART OF MIZUSHIMA KO) 航路、法第５条の航路の区間、法第30条第１項の海域
（略）			

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

北海道砂川市空知太西六条七丁目三番四号

吉田産業株式会社

代表清算人　吉田　得

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

北海道函館市高盛町七番八号

株式会社ＴＯＫＩＹＡ

代表清算人　佐藤久仁子

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

札幌市東区北十七条東一丁目一番一八号

株式会社トウクラ

代表清算人　藤倉　桂枝

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

北海道函館市本通二丁目一七番一五号

株式会社南木測量設計事務所

代表清算人　南木　孝夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

岩手県宮古市小山田二丁目四番二四号

有限会社シンコーリース

清算人　小野寺岩夫

解散公告

当社は、令和七年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

宮城県仙台市泉区南中山四丁目五番地の一四

株式会社アクシス

清算人　川村　初枝

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

仙台市宮城野区東仙台五丁目二二番一二号

有限会社中島屋

清算人　中島　久江

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

仙台市宮城野区二の森一四番二三号

有限会社未知

清算人　清野さよ子

解散公告

当法人は、令和六年六月二十五日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

山形県山形市旅篭町一丁目一五番二一号

特定非営利活動法人サポート唯

清算人　田中千鶴子

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

茨城県かすみがうら市下稲吉二六〇七番地

八Ｂ―一〇〇七　株式会社シンスジャパン

代表清算人　髙谷　浩子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

栃木県真岡市小林八〇番地一〇

髙波建築有限会社

清算人　髙波　宣男

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市中央区本町東六丁目六番二四号

株式会社ファイナンシャルインディペンデンス

代表清算人　田口　智隆

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

埼玉県新座市石神五丁目五番一八号

株式会社西崎板金

代表清算人　西崎ジョナリン

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

千葉県富里市日吉台六丁目二七番地八

フォレスト建物合同会社

清算人　佐々木　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

千葉県船橋市習志野台六丁目一二番三号

有限会社ゴローズ

清算人　佐々木悟郎

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

千葉県松戸市小金原四丁目二一番五号

有限会社マルチプロセッサ

清算人　鈴木　均

解散公告

当社は、令和七年六月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

千葉県香取郡東庄町新宿一三八七番地の二

丸徳瓦店株式会社

代表清算人　柳堀　有美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

千葉県野田市七光台四六〇番地の六三

株式会社田建

代表清算人　田口　政美

解散公告

当社は、令和七年六月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

エステナビューティコスメ株式会社

代表清算人　福池　信次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号

Ｒｅｐｅｒｔｏｉｒｅ　Ｇｅｎｅｓｉｓ

株式会社　代表清算人　市川満寿夫

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都大田区田園調布本町三三番七号

ＳｈｅＴｒａｎｓｌａｔｅｓ株式会社

代表清算人　大石　智子

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都八王子市西寺方町四四五番地一エニーハイツ二〇二

株式会社泰洋

代表清算人　張　　洋

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング一階

Ａｖａｎｔｉｕｍ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　ワーニンゲ・ヤン・クラース

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都世田谷区等々力一丁目二番一九号

株式会社マハール商会

代表清算人　勝俣　幸洋

解散公告

当社は、令和七年六月二十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都練馬区田柄三丁目一四番一二号

株式会社フォーラバーズ

清算人　鳥海　陽子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都杉並区善福寺一丁目二一番一〇号

有限会社杉山製作所

清算人　杉山　博

解散公告

当社は、令和七年六月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都港区芝四丁目一六番一号

株式会社ソシオ

代表清算人　髙橋　悦志

解散公告

当社は、令和七年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都品川区東五反田五丁目二二番三七号

ＴＹ投資株式会社

代表清算人　タン・ヨン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都新宿区四谷四丁目一八―一六　十色ハウス二〇一

合同会社ＵＵＮＩ

代表清算人　田畑　優華

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都台東区台東三丁目五番一〇号一〇二―二Ｔダイアパレス御徒町第三

合同会社稲香

清算人　唐　澤華

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都品川区西五反田一丁目九番三号リバーライトビル三階　株式会社のぞみＣｏ

代表清算人　ゲロヴィッチ・サイモン・モリス

解散公告

当社は、令和七年六月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都中野区松が丘一丁目二二番二一号

有限会社パルティール

清算人　原田　昌子

解散公告

当社は、令和六年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都杉並区和泉二丁目二七番一―三〇九号

株式会社ＳＯＳ

代表清算人　鈴木　良康

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都豊島区池袋二丁目五四番二号アーバンハウス二〇一

有限会社ＡＲＴｗｏｒｋｓ

清算人　星　俊彦

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

株式会社エムサーキュラーリソーシーズ

代表清算人　田口　亘

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡三丁目二七番一六号

有限会社やぶ茂

清算人　茂木　茂

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

神奈川県鎌倉市岡本二丁目二番一―六二二号

有限会社ユリア・コーポレーション

清算人　角谷　員子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

神奈川県厚木市飯山七九五番地二

株式会社グランシャルレ

代表清算人　川越恵美子

解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

横浜市港北区新横浜二―六―一二ＳＴＡＦビル七階　株式会社ブレッテル・ジャパン

代表清算人　イェンス・クリスチャン・サイデル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号

共同写真株式会社

代表清算人　井上　敏彦

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

神奈川県横須賀市上町一丁目八一番地

有限会社相原トレード

清算人　相原　初野

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

富山県射水市今井七二三番地の一

有限会社黒田建装

清算人　黒田　堅氏

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

長野県佐久市中込字立石二九六二番地四

有限会社上原商事

清算人　小平佐保子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

長野市大字徳間三三五〇番地

有限会社エポソク信州

清算人　阿野　伸一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

静岡県浜松市中央区豊岡町四六四番地

有限会社成啓金型製作所

清算人　澤田猪太郎

解散公告

当社は、令和七年六月二十日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

静岡県浜松市中央区大瀬町二七番地の一六二

株式会社エイ・オーシャン

代表清算人　荒木　定雄

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

静岡県浜松市浜名区於呂一四六四番地の二

三和合同会社

代表清算人　趙　秋　香

解散公告

当社は、令和七年五月二十四日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

愛知県岡崎市康生通東一丁目二三番地

合同会社クラストリート

代表清算人　辻本　晃宏

解散公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

京都市山科区日ノ岡ホッパラ町一一番地四

合同会社医連絡

清算人　野本　愼一

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪府豊中市岡町二番三号

北摂不動産事業協同組合

代表清算人　濵西　孝士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪市福島区福島五丁目六番三八号ラグザ

大阪レジデンス一階

グランド理美容株式会社

代表清算人　伊藤よしの

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪市福島区福島五丁目六番三八号ラグザ

大阪レジデンス一階

株式会社グランド商事

代表清算人　伊藤よしの

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪府堺市堺区匠町一番地

株式会社堺ガスセンター

代表清算人　相田　智之

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年六月二十七日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪府摂津市千里丘新町三番五〇号

エア・ウォーターＢＤ株式会社

代表清算人　河野　良平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪府羽曳野市東阪田一五九番地の三

株式会社らいと

代表清算人　松倉　將博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪市阿倍野区共立通一丁目八番一一号

株式会社Ｔ・ＡＰ

代表清算人　田邊　義照

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪市港区弁天三丁目一九番一五号第二市福荘一Ｆ

株式会社Ｓｅａ　Ｌｉｇｈｔ

代表清算人　遠藤　千真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪市西区新町一丁目二一―八―四〇四号

合同会社Ｌｕｎｏｎ

清算人　川上　仁也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

大阪府池田市上池田二丁目一番六号

一般社団法人コグウェイ

代表清算人　辻村　孝子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県宝塚市湯本町一番四六号宝南ショップス北館二階

株式会社グランド

代表清算人　伊藤よしの

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県宝塚市湯本町一番四六号宝南ショップス北館一階

株式会社神戸グランド

代表清算人　伊藤よしの

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県多可郡多可町中区牧野八〇九番地の一

株式会社シミズ

代表清算人　清水　侯和

解散公告

当社は、令和七年六月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県姫路市御国野町国分寺三六番地七

ＭＨＡＴ合同会社

代表清算人　河合　要

解散公告

当社は、令和七年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県加古郡播磨町東野添三丁目三番七―二〇五号

株式会社ヤマショウ

代表清算人　鐵　値英子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県朝来市和田山町法興寺一八〇番地

株式会社ぐらん

代表清算人　堀尾　武史

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

兵庫県宝塚市安倉南一丁目六番一号

株式会社みはら屋建装

代表清算人　山本　沙織

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

神戸市中央区下山手通五丁目一番一号

興栄商事株式会社

代表清算人　内平　徳勇

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

奈良市南京終町五丁目二二三番地の二八

株式会社新成電気

代表清算人　桐畑　綾子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

岡山市北区野田三丁目一九番七号

株式会社立花会計事務所

代表清算人　立花　淳志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

岡山市北区富田町二丁目一二―一六　四〇三号

特定非営利活動法人母のさらだボウル委員会

清算人　志水　堅治

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

山口県萩市大字椿東六二一〇番地の一

萩阿武葬祭協同組合

清算人　井戸本ヒサ子

解散公告

当組合は、令和七年五月三十一日組合員の減少により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

徳島市北沖洲四丁目一番三八号

徳島県蒲鉾水産加工業協同組合

清算人　岡久　雅昭

解散公告

当法人は、評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

愛媛県松山市萱町一丁目一番地七

社会福祉法人松山市母子会

清算人　風戸　利子

解散公告

当社は、令和七年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

高知県高知市高須新町一丁目一三番三号

株式会社キセン

代表清算人　田岡妃登美

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

福岡県福岡市西区小戸四丁目一三番一九号

株式会社Ｅケア

代表清算人　柴山雄一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

沖縄県那覇市字安謝六二〇番地三〇グラン・デュールマーサ四〇一

ＲＥ合同会社

清算人　長内　亨

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月二日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、令和七年六月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

宮城県宮城郡利府町中央二丁目八番地四

医療法人社団利府内科胃腸科医院

清算人　髙橋　晋

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年五月十四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

福岡県田川郡福智町金田九三七番地二

畑土地改良区

代表清算人　髙津　康則

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

東京都目黒区自由が丘三丁目一六番一九―二〇九号自由が丘ハイタウン

医療法人社団恵絢会

清算人　大西　晴子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月十三日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

富山県射水市小島五九五番地

射水市本開発地区土地区画整理組合

清算人代表　鳥田　修一

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年五月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

山口県長門市三隅下九〇番地一

農事組合法人二条窪

清算人　谷村　啓介

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十八日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

福岡県豊前市大字下河内一八四三番地

宗教法人慶雲寺

清算人　右田　和暉

第二十四期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び正味財産の部	一八六、八三四、八二八
負債の部計	一九、五六八、〇八〇
正味財産の部計	一六七、二六六、七四八
負債及び正味財産の部計	一八六、八三四、八二八

令和七年七月二日

東京都港区新橋五丁目七番一二号

特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会　代表理事　江﨑　浩

第九十六期（清算第七十二期）決算公告

令和七年四月三十日現在

貸借対照表　（単位・円）

資産の部

流動資産	一六一、〇一五、六九四
在外資産	三、五二九、七六二
合計	一六四、五四五、四五六
負債及び純資産の部	
流動負債	一二六、五〇四、九二六
固定負債	八二、三五四、二六六
在外負債	三、五二九、七六二
資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
欠損金	一〇七、八四三、四九八
合計	一六四、五四五、四五六

令和七年七月二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

日本アルミニウム株式会社

代表清算人　矢田　剛

第二十九期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、四二四、一三〇
固定資産	一八八、〇七六
資産の部合計	一、六一二、二〇六
負債及び純資産の部	
流動負債	三二一、四一〇
固定負債	三七、一五四
株主資本	一、二五三、六四二
資本金	三、〇〇〇
利益剰余金	一、二五〇、六四二
利益準備金	七五〇
その他利益剰余金	一、二四九、八九二
（うち当期純利益）	（五一、一〇〇）
負債及び純資産の部合計	一、六一二、二〇六

令和七年七月二日

大阪市東住吉区北田辺四丁目二二番六号田辺ビル一Ｆ

株式会社青葉堂

代表取締役　野村　卓三

第二十四期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、〇七四、一〇七
固定資産	九〇、五四七
資産の部合計	一、一六四、六五四
負債及び純資産の部	
流動負債	二二五、七七八
固定負債	一九、四〇八
株主資本	九一九、四六六
資本金	三、〇〇〇
資本剰余金	一〇、〇〇〇
その他資本剰余金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	九〇六、四六六
利益準備金	七五〇
その他利益剰余金	九〇五、七一六
（うち当期純利益）	（二三、九二三）
負債及び純資産の部合計	一、一六四、六五四

令和七年七月二日

大阪市住吉区苅田七丁目一一番一〇号平元ハイツ一Ｆ

株式会社厚生

代表取締役　野村　治美

公益信託熊本市平成ニュータウン街づくり基金第三十三期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

熊本市平成ニュータウンを中心とした熊本市でまちづくり活動等を行なっている団体への助成金の交付

助成金　二件　八八五万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和七年四月十八日に終了した。

二、財産目録　令和七年四月十八日現在

資産合計	○円
負債合計	○円
正味信託財産	○円

令和七年七月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊本市平成ニュータウン街づくり基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託高島環境ボランティア基金第二十八期決算公告

一、事業内容

長野県内の団体六団体に四九九、一五〇円の助成金を支給した。

二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）

資産合計	一五、五四一、一三〇円
負債合計	○円
正味信託財産	一五、五四一、一三〇円

令和七年七月二日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八

公益信託高島環境ボランティア基金

受託者　株式会社八十二銀行

公益信託富士精機製作所福祉ボランティア支援基金第二十七期決算公告

一、事業内容

長野県内の団体四団体に一四〇、〇〇〇円の助成金を支給した。

二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）

資産合計	一、七四六、〇〇二円
負債合計	○円
正味信託財産	一、七四六、〇〇二円

令和七年七月二日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八

公益信託富士精機製作所福祉ボランティア支援基金

受託者　株式会社八十二銀行

公益信託中村ものづくり奨学基金第二十一期決算公告

一、事業内容
　全国の工学部系大学へ進学した個人および応募時に国立長野工業高等専門学校四年次に在学した個人八名に計四、八〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　六四、一七八、二二三円
負債合計　〇円
正味信託財産　六四、一七八、二二三円
　令和七年七月二日
　長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八
　公益信託中村ものづくり奨学基金
　受託者　株式会社八十二銀行

公益信託金子八郎奨学基金第十六期決算公告

一、事業内容
　全国の四年制大学および大学院へ進学した個人十八名に計一四、四〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一三六、八一三、九五七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一三六、八一三、九五七円
　令和七年七月二日
　長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八
　公益信託金子八郎奨学基金
　受託者　株式会社八十二銀行

第三期決算公告

　令和七年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨　（単位・円）
資産の部
資産の部計　一〇八、七〇二、八三六
負債及び正味財産の部
負債の部計　二、七五三
正味財産の部計　一〇八、七〇〇、〇八三
負債及び正味財産の部計　一〇八、七〇二、八三六
　令和七年七月二日
　京都市中京区壬生御所ノ内町三二
　公益財団法人東邦人財育成・社会貢献財団
　代表理事　佐伯　希彦

配当公告

　岐阜市上大久和町五番地
　破産者　桑原紙器株式会社
　右の者に対する岐阜地方裁判所令和六年（フ）第三五一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に参加することができる破産債権の総額
　優先債権　金八、〇〇〇円
　一般債権　金一六七、三〇三、四六九円
一、配当することができる金額
　金八三、二〇八、一六七円
　令和七年七月二日
　岐阜市美江寺町一丁目五番地岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所
　破産管財人　弁護士　鷲見　和人

第 22 期決算公告　令和７年７月２日

札幌市中央区北１条西２丁目１番地

噴火湾パノラマパークＰＦＩ株式会社

代表取締役　花前　　陽

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	550,505
	固定資産	5,104
	合計	555,609
負債及び純資産の部	流動負債	51,948
	固定負債	330,728
	株主資本	172,931
	資本金	20,000
	利益剰余金	152,931
	その他利益剰余金	152,931
	（うち当期純利益）	(14,714)
	合計	555,609

第 71 期 決 算 公 告

令和７年６月12日

神奈川県川崎市川崎区小島町４番４号
三進工業株式会社
代表取締役　森　直人

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,197,037	流動負債	1,660,207
固定資産	3,873,273	固定負債	684,046
		株主資本	6,726,057
		資本金	50,000
		資本剰余金	33,682
		資本準備金	33,682
		利益剰余金	6,714,480
		利益準備金	17,300
		その他利益剰余金	6,697,180
		（うち当期純利益）	(494,188)
		自己株式	△72,105
資産合計	**9,070,311**	**負債・純資産合計**	**9,070,311**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年７月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社三條商会　②宮城県知事(2)6224　③代表取締役　三條孝志　④宮城県仙台市宮城野区宮千代二丁目９番13号　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県仙台市宮城野区宮千代二丁目９番13号　有限会社三條商会　代表取締役　三條孝志

①東京ガスリモデリング株式会社　②東京都知事(2)97967　③代表取締役　藤本正之　④東京都千代田区神田錦町二丁目11番地１　⑤2000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区二葉二丁目９番15号　東京ガスリノベーション株式会社　代表取締役　尾形和彦

①極東開発パーキング株式会社　②国土交通大臣(3)7656　③㊧代表取締役　栗山裕章　㊨代表取締役　吉田豊　④㊧兵庫県西宮市甲子園口六丁目１番45号　㊨大阪市中央区淡路町二丁目５番11号　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市中央区淡路町二丁目５番11号　極東開発パーキング株式会社　代表取締役　吉田豊

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都港区東新橋一丁目一〇番二号　　株式会社ケーエムエフ
代表取締役　小島　浩光

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	株式の種類及び数
三和メタル工業　茨城県古河市尾崎二一〇一一一	普通株式　一〇〇株

第 39 期 決 算 公 告

令和７年５月 29 日
札幌市中央区大通西14丁目１番地13号
株式会社札幌病理検査センター
代表取締役　中村　秀美

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	146,233
	固定資産	60,956
	合計	207,189
負債純資産及び部	流動負債	32,449
	株主資本	174,740
	資本金	40,000
	利益剰余金	134,740
	その他利益剰余金	134,740
	（うち当期純利益）	(16,266)
	合計	207,189

第 43 期 決 算 公 告

2025年７月２日
北海道石狩市新港西二丁目771番地２
株式会社エフピコ北海道
代表取締役　悪七　倫久

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	117,544
	固定資産	35,072
	合計	152,617
負債純資産及び部	流動負債	50,412
	固定負債	80,574
	株主資本	21,630
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,630
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	9,130
	（うち当期純利益）	(2,204)
	合計	152,617

第 42 期決算公告

令和７年６月６日
北海道釧路市西港２丁目101番地１
釧路飼料株式会社
代表取締役　村瀬　次郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,852
	固定資産	2,015,821
	合計	2,272,673
負債純資産及び部	流動負債	540,841
	（賞与引当金）	(16,120)
	固定負債	933,284
	（退職給与引当金）	(21,342)
	株主資本	798,548
	資本金	200,000
	利益剰余金	598,548
	その他利益剰余金	598,548
	（うち当期純利益）	(1,473)
	合計	2,272,673

第 23 期決算公告

2025年６月20日
仙台市青葉区南吉成六丁目６－３
株式会社フォトニックラティス
代表取締役　大沼　隼志

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	538,801
	固定資産	136,536
	合計	675,338
負債純資産及び部	流動負債	392,010
	固定負債	5,245
	株主資本	278,083
	資本金	90,000
	資本剰余金	58,982
	資本準備金	53,000
	利益剰余金	138,850
	その他利益剰余金	138,850
	（うち当期純損失）	(48,331)
	自己株式	△9,750
	合計	675,338

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
宮城県白石市福岡深谷字南沖８－１
セコム工業株式会社
代表取締役社長　山本　高士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	13,099
	固定資産	4,219
	合計	17,318
負債純資産及び部	流動負債	2,009
	固定負債	5
	株主資本	15,304
	資本金	499
	資本剰余金	183
	利益剰余金	14,621
	利益準備金	125
	その他利益剰余金	14,497
	（うち当期純利益）	(974)
	合計	17,318

第 22 期 決 算 公 告

令和７年６月25日
岩手県盛岡市羽場13地割30番地３
株式会社盛岡臨床検査センター
代表取締役　小田島修司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,296,232
	固定資産	434,492
	合計	2,730,724
負債純資産及び部	流動負債	268,858
	固定負債	9,015
	株主資本	2,452,850
	資本金	10,000
	資本剰余金	112,030
	利益剰余金	2,330,820
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,328,320
	（うち当期純利益）	(76,318)
	合計	2,730,724

第 40 期決算公告

2025年７月２日
山形県寒河江市中央工業団地162番地
株式会社エフピコ山形
代表取締役　悪七　倫久

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	693,316
	固定資産	214,126
	合計	907,443
負債純資産及び部	流動負債	239,184
	固定負債	540,860
	株主資本	127,397
	資本金	100,000
	資本剰余金	9,800
	その他資本剰余金	9,800
	利益剰余金	17,597
	利益準備金	19,500
	その他利益剰余金	△1,902
	（うち当期純利益）	(18,011)
	合計	907,443

第 22 期決算公告

令和７年７月２日
秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前40番地の198
高橋秋和建設株式会社
代表取締役社長　髙橋　敦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,293,664
	固定資産	334,293
	合計	1,627,957
負債純資産及び部	流動負債	358,338
	固定負債	28,112
	株主資本	1,241,522
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,181,522
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	1,174,222
	（うち当期純利益）	(16,610)
	評価・換算差額等	△15
	合計	1,627,957

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
秋田県男鹿市船川港船川字新浜町47番地
秋田備蓄マリンサービス株式会社
代表取締役社長　風間　**隆**夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	108,849
	固定資産	350
	合計	109,199
負債純資産及び部	流動負債	28,598
	株主資本	80,601
	資本金	10,000
	利益剰余金	70,601
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	68,101
	（うち当期純利益）	(12,555)
	合計	109,199

第 53 期決算公告

令和７年６月10日
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山10番地の254
ＴＳＫ株式会社
代表取締役社長　瀧戸　雅章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,104
	固定資産	886
	資産合計	1,990
負債純資産及び部	流動負債	1,161
	固定負債	79
	株主資本	750
	資本金	14
	資本剰余金	79
	利益剰余金	657
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	653
	（うち当期純利益）	(257)
	負債・純資産合計	1,990

第 76 期決算公告

令和７年５月８日
福島県福島市大森字宮ノ前25番地の２
株式会社なかよし商会
代表取締役社長　大塚　美好

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,876
	固定資産	102,801
	資産合計	171,677
負債純資産及び部	流動負債	11,160
	固定負債	7,000
	株主資本	153,517
	資本金	10,000
	資本剰余金	302
	資本準備金	302
	利益剰余金	143,215
	利益準備金	2,198
	その他利益剰余金	141,017
	（うち当期純利益）	(249)
	負債・純資産合計	171,677

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月12日
福島県郡山市富久山町福原字塩島１番地
株式会社ニットーボー・エフアールピー研究所
代表取締役　五十嵐和彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	105,115
	固定資産	3,187
	合計	108,302
負債純資産及び部	流動負債	82,007
	固定負債	1,522
	株主資本	24,773
	資本金	95,000
	利益剰余金	△70,227
	利益準備金	836
	その他利益剰余金	△71,063
	（うち当期純損失）	(37,386)
	合計	108,302

第 29 期 決 算 公 告

2025年７月２日
茨城県結城郡八千代町大字平塚4311番地２
株式会社エフピコ茨城
代表取締役　安富　祐二

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	434,735
	固定資産	113,930
	合計	548,665
負債及び純資産の部	流動負債	274,733
	固定負債	216,047
	株主資本	57,884
	資本金	64,200
	利益剰余金	△6,315
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	△15,315
	（うち当期純利益）	（18,291）
	合計	548,665

第 28 期 決 算 公 告

2025年７月２日
茨城県結城郡八千代町
大字平塚字菱毛道西4448番１
エフピコイーストロジ株式会社
代表取締役　湊　祐二

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	372,466
	固定資産	63,686
	合計	436,153
負債及び純資産の部	流動負債	311,684
	固定負債	57,587
	株主資本	66,881
	資本金	26,000
	利益剰余金	40,881
	その他利益剰余金	40,881
	（うち当期純損失）	（10,961）
	合計	436,153

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月３日
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地
アクアコネクトなみえ株式会社
代表取締役　増井　俊輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	156,592
	固定資産	937,315
	資産合計	1,093,908
負債及び純資産の部	流動負債	202,988
	固定負債	902,930
	株主資本	△12,010
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,010
	その他利益剰余金	△22,010
	（うち当期純損失）	（13,804）
	負債・純資産合計	1,093,908

第 6 期 決 算 公 告

2025年７月２日
茨城県結城郡八千代町大字平塚4458番地１
株式会社エフピコ八千代
代表取締役　安富　祐二

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	337,871
	固定資産	88,612
	合計	426,484
負債及び純資産の部	流動負債	240,336
	固定負債	137,666
	株主資本	48,481
	資本金	9,000
	利益剰余金	39,481
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	37,231
	（うち当期純利益）	（9,096）
	合計	426,484

第 22 期 決 算 公 告

2025年７月２日
茨城県筑西市小川1912番地
株式会社エフピコ筑西
代表取締役　宮永　泰

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147,398
	固定資産	17,758
	合計	165,156
負債及び純資産の部	流動負債	34,005
	固定負債	36,027
	株主資本	95,123
	資本金	35,000
	利益剰余金	60,123
	利益準備金	6,590
	その他利益剰余金	53,532
	（うち当期純利益）	（5,702）
	合計	165,156

第 25 期 決 算 公 告

2025年７月２日
茨城県筑西市西山田411番地
株式会社エフピコ下館
代表取締役　宮永　泰

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	422,218
	固定資産	87,059
	合計	509,278
負債及び純資産の部	流動負債	245,368
	固定負債	144,905
	株主資本	119,003
	資本金	39,200
	利益剰余金	79,803
	利益準備金	9,800
	その他利益剰余金	70,003
	（うち当期純利益）	（18,922）
	合計	509,278

第 10 期 決 算 公 告

2025年６月12日
埼玉県春日部市西宝珠花618番地
グッドハウザー株式会社
代表取締役社長　田渕　朋

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	934,817
	固定資産	27,763
	資産合計	962,581
負債及び純資産の部	流動負債	690,522
	固定負債	40,191
	株主資本	231,867
	資本金	50,000
	利益剰余金	181,867
	その他利益剰余金	181,867
	（うち当期純利益）	（58,440）
	負債・純資産合計	962,581

第 7 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
栃木県宇都宮市上横田町798番地
パブリカとちぎ株式会社
代表取締役　喜谷　悠大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	170,547
	固定資産	787,789
	合計	958,337
負債及び純資産の部	流動負債	651,481
	固定負債	262,142
	株主資本	44,714
	資本金	8,000
	利益剰余金	36,714
	その他利益剰余金	36,714
	（うち当期純損失）	（11,373）
	合計	958,337

第 62 期決算公告　令和７年６月17日

栃木県河内郡上三川町上三川3767
東京金属工業株式会社
代表取締役社長　伊藤　昌彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	616,975
	固定資産	527,235
	繰延資産	6,328
	合計	1,150,538
負債及び純資産の部	流動負債	159,518
	賞与引当金	11,300
	その他	148,218
	株主資本	991,020
	資本金	10,000
	利益剰余金	981,020
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	978,520
	（うち当期純利益）	（74,692）
	合計	1,150,538

第 58 期決算公告　2025年７月２日

千葉県千葉市稲毛区天台六丁目６番１号
エフピコインターパック株式会社
代表取締役　小澤　克巳

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,458,244
	固定資産	4,606,995
	合計	9,065,240
負債及び純資産の部	流動負債	4,062,227
	固定負債	273,767
	株主資本	4,599,296
	資本金	400,000
	利益剰余金	4,199,296
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,174,296
	（うち当期純利益）	（569,854）
	評価・換算差額等	129,948
	有価証券評価差額金	129,948
	合計	9,065,240

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
埼玉県東松山市東平1551
日本製紙東松山サポート株式会社
代表取締役　高田　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,461
	固定資産	5,084
	資産合計	44,545
負債及び純資産の部	流動負債	24,463
	株主資本	20,082
	資本金	3,000
	資本剰余金	1,098
	利益剰余金	15,984
	その他利益剰余金	15,984
	（うち当期純損失）	（303）
	負債・純資産合計	44,545

第 57 期 決 算 公 告

令和７年６月24日
埼玉県川越市的場1590番地１
株式会社ＢＭＬメディカルワークス
代表取締役　澤登　弘明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,791,179
	固定資産	244,095
	合計	2,035,275
負債及び純資産の部	流動負債	461,558
	固定負債	21,682
	株主資本	1,552,035
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,522,035
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,519,535
	（うち当期純利益）	（193,099）
	合計	2,035,275

第65期決算公告　令和７年６月13日
東京都中央区日本橋本町３丁目６番２号
富士ネットシステムズ株式会社
代表取締役　今井　和宏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	642,307
	固定資産	236,190
	資産合計	878,497
負債及び純資産の部	流動負債	108,766
	固定負債	120,363
	退職給付引当金	118,870
	株主資本	649,368
	資本金	45,000
	資本剰余金	1,500
	利益剰余金	602,868
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	591,618
	（うち当期純利益）	(43)
	負債・純資産合計	878,497

第25期決算公告
令和７年６月27日
千葉県柏市柏691―26
株式会社どんぐりソフト
代表取締役　栗本　真吾
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	918,052
	固定資産	66,731
	合計	984,782
負債及び純資産の部	流動負債	899,255
	固定負債	86,155
	株主資本	△628
	資本金	5,000
	利益剰余金	△5,628
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△6,878
	（うち当期純損失）	(57,956)
	合計	984,782

第32期決算公告
令和７年６月23日
千葉県松戸市日暮５丁目112
株式会社松戸メディカルラボラトリー
代表取締役　重田　和男
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	972,174
	固定資産	27,023
	合計	999,198
負債及び純資産の部	流動負債	36,972
	固定負債	13,844
	株主資本	948,382
	資本金	30,000
	利益剰余金	918,382
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	910,882
	（うち当期純利益）	(34,176)
	合計	999,198

第38期決算公告　令和７年７月２日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
フルーア・ダニエル・ジャパン株式会社
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	703,006
	合計	703,006
負債及び純資産の部	流動負債	219,436
	株主資本	483,570
	資本金	100,000
	資本剰余金	364,800
	資本準備金	364,800
	利益剰余金	18,770
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	13,770
	（うち当期純利益）	(191,956)
	合計	703,006

第48期決算公告　令和７年６月16日
東京都中央区勝どき６丁目５番３号
株式会社
サンキュウ・トランスポート・東京
代表取締役　石田　学
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,902,902
	固定資産	324,585
	合計	2,227,487
負債及び純資産の部	流動負債	773,946
	固定負債	165,970
	（うち引当金）	(151,580)
	株主資本	1,287,570
	資本金	99,000
	利益剰余金	1,188,570
	利益準備金	451
	その他利益剰余金	1,188,119
	（うち当期純利益）	(55,615)
	合計	2,227,487

2024年度決算公告
令和７年７月２日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
CANDEX JAPAN株式会社
代表取締役
ジェレミー・スコット・ラピン
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,772
	固定資産	272
	資産合計	29,045
負債及び純資産の部	流動負債	31,670
	株主資本	△2,624
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,624
	その他利益剰余金	△3,624
	（うち当期純利益）	(128)
	負債・純資産合計	29,045

第１期決算公告
令和７年７月２日
東京都港区赤坂七丁目２番21号
草月会館９Ｆ
株式会社bellbouquet
代表取締役　阿久根健志
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,000,000
	資産合計	1,000,000
負債及び純資産の部	流動負債	353,830
	株主資本	646,170
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△353,830
	その他利益剰余金	△353,830
	（うち当期純損失）	(353,830)
	負債・純資産合計	1,000,000

第２期決算公告
令和７年５月30日
東京都千代田区平河町一丁目７番16号
ＣＥＦＨ２株式会社
代表取締役　鎌田　宏之
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,925
	資産合計	149,925
負債及び純資産の部	流動負債	114,916
	株主資本	35,009
	資本金	15,000
	利益剰余金	20,009
	その他利益剰余金	20,009
	（うち当期純利益）	(20,335)
	負債・純資産合計	149,925

第31期決算公告　令和７年６月20日
東京都板橋区蓮沼町75番１号
株式会社トプコンジーエス
代表取締役　田中俊太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	158,994
	固定資産	6,102
	合計	165,096
負債及び純資産の部	流動負債	55,446
	固定負債	1,795
	株主資本	107,854
	資本金	20,000
	利益剰余金	87,854
	利益準備金	3,137
	その他利益剰余金	84,717
	（うち当期純利益）	(1,138)
	合計	165,096

第25期決算公告　2025年７月２日
東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
株式会社アイ・ロジック
代表取締役　小泉　哲
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,525,804
	固定資産	96,844
	合計	1,622,648
負債及び純資産の部	流動負債	627,466
	固定負債	79,611
	株主資本	890,962
	資本金	80,000
	利益剰余金	810,962
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	790,962
	（うち当期純利益）	(171,179)
	評価・換算差額等	24,608
	有価証券評価差額金	24,608
	合計	1,622,648

第42期決算公告　令和７年６月19日
東京都北区滝野川六丁目３番１号
株式会社橋梁メンテナンス
代表取締役社長　富澤光一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,070,060
	固定資産	181,506
	合計	2,251,566
負債及び純資産の部	流動負債	327,612
	固定負債	78,829
	退職給付引当金	55,189
	役員退職給与引当金	13,091
	株主資本	1,845,126
	資本金	93,500
	資本剰余金	143,500
	利益剰余金	1,608,126
	その他利益剰余金	1,608,126
	（うち当期純利益）	(58,116)
	合計	2,251,566

第23期決算公告　令和７年７月２日
埼玉県戸田市笹目北町７番８号
フィルタレン株式会社
代表取締役　池上　俊和
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	839,369
	固定資産	64,177
	合計	903,546
負債及び純資産の部	流動負債	110,834
	固定負債	5,783
	株主資本	786,929
	資本金	80,000
	利益剰余金	706,929
	利益準備金	20,824
	その他利益剰余金	686,105
	（うち当期純利益）	(139,549)
	合計	903,546

決　算　公　告

令和７年７月２日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー30階
エフティーエスイー・ジャパン・リミテッド
日本における代表者　井上　清志

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額（千ポンド）
資産の部	流動資産	10,801
	固定資産	231
	資産合計	11,033
負債及び純資産の部	流動負債	6,643
	固定負債	378
	株主資本	4,011
	資本金	1,100
	利益剰余金	3,670
	（うち当期純利益）	(938)
	評価・換算差額等	△759
	負債・純資産合計	11,033

決　算　公　告

令和７年７月２日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー30階
エフティーエスイー・ジャパン・リミテッド
日本における代表者　井上　清志

貸借対照表の要旨（令和４年12月31日現在）

科目		金額（千ポンド）
資産の部	流動資産	4,958
	固定資産	343
	資産合計	5,302
負債及び純資産の部	流動負債	1,342
	固定負債	451
	株主資本	3,508
	資本金	1,100
	利益剰余金	2,732
	（うち当期純利益）	(907)
	評価・換算差額等	△323
	負債・純資産合計	5,302

第54期決算公告

2025年７月２日
東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
エフピコチューパ株式会社
代表取締役　平田　光史

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,989,844
	固定資産	706,559
	合計	10,696,403
負債及び純資産の部	流動負債	2,223,161
	固定負債	250,352
	株主資本	8,222,889
	資本金	100,000
	利益剰余金	8,122,889
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	8,097,889
	（うち当期純利益）	(1,186,813)
	合計	10,696,403

第19期決算公告

令和７年６月20日
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目21番３号
株式会社ＢＭＬライフサイエンス・ホールディングス
代表取締役　小日向清隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	47,833
	固定資産	735,896
	合計	783,730
負債及び純資産の部	流動負債	317
	株主資本	783,412
	資本金	100,000
	資本剰余金	635,896
	利益剰余金	2,147,515
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,122,515
	（うち当期純利益）	(17,070)
	自己株式	△2,100,000
	合計	783,730

第47期決算公告

令和７年６月24日
東京都杉並区高円寺南１丁目34番５号
株式会社ジャパンクリニカルサービス
代表取締役　大澤　英明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,134,800
	固定資産	307,854
	合計	1,442,655
負債及び純資産の部	流動負債	649,879
	固定負債	360,866
	株主資本	431,909
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	401,909
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	396,909
	（うち当期純利益）	(71,756)
	合計	1,442,655

第39期決算公告

令和７年６月25日
東京都新宿区市谷左内町１番地
株式会社ピーシーエルジャパン
代表取締役　是安　俊之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,288,183
	固定資産	1,345,882
	合計	6,634,065
負債及び純資産の部	流動負債	1,045,625
	固定負債	362,721
	株主資本	5,225,718
	資本金	20,000
	利益剰余金	5,205,718
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	5,200,718
	（うち当期純利益）	(459,600)
	合計	6,634,065

第41期決算公告

2025年７月２日
東京都渋谷区神南一丁目４番１号
株式会社アイテックリース
代表取締役　川上　雅章

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,481,671
	固定資産	487,150
	合計	1,968,822
負債及び純資産の部	流動負債	334,691
	固定負債	485,584
	株主資本	1,148,546
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,250,552
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,245,552
	（うち当期純利益）	(26,989)
	自己株式	△122,006
	合計	1,968,822

第53期決算公告

令和７年６月20日
東京都新宿区西落合２丁目12番14号
株式会社ＢＭＬフード・サイエンス
代表取締役　小日向清隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,763,368
	固定資産	2,656,162
	合計	4,419,531
負債及び純資産の部	流動負債	788,707
	固定負債	321,933
	株主資本	3,305,754
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,205,754
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,180,754
	（うち当期純利益）	(294,610)
	評価・換算差額等	3,136
	合計	4,419,531

第27期決算公告

令和７年６月25日
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目21番３号
株式会社アレグロ
代表取締役　伊藤　直紀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	153,301
	固定資産	1,266
	合計	154,567
負債及び純資産の部	流動負債	7,584
	固定負債	11,068
	株主資本	135,914
	資本金	30,000
	利益剰余金	105,914
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	98,414
	（うち当期純損失）	(7,086)
	合計	154,567

第38期決算公告

令和７年７月２日
東京都千代田区大手町２丁目２番１号
株式会社トーセン
代表取締役　高橋　穣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,387,548
	固定資産	3,453,762
	合計	16,841,310
負債及び純資産の部	流動負債	11,873,395
	固定負債	101,905
	株主資本	4,866,009
	資本金	300,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	4,516,009
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	4,441,009
	（うち当期純利益）	(26,539)
	合計	16,841,310

第6期決算公告

2025年７月２日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
株式会社双日イノベーション・テクノロジー研究所
代表取締役　安食　嘉晴

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	86,454
	固定資産	4,247
	合計	90,701
負債及び純資産の部	流動負債	47,148
	（賞与引当金）	(7,821)
	株主資本	43,552
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	33,552
	その他利益剰余金	33,552
	（うち当期純利益）	(9,859)
	合計	90,701

第40期決算公告

令和７年６月５日
東京都文京区本郷２丁目13番11号
株式会社オリックスレンタカー富士
代表取締役社長　結城　悦弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	261,707
	固定資産	272,525
	合計	534,232
負債及び純資産の部	流動負債	121,034
	固定負債	163,187
	（役員退職慰労引当金）	(566)
	株主資本	250,010
	資本金	10,000
	利益剰余金	240,010
	その他利益剰余金	240,010
	（うち当期純損失）	(354)
	合計	534,232

第１期決算公告　　令和７年７月２日
神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
株式会社
ANEST　IWATA　A. I. R.
代表取締役　鈴木　善之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,436
	固定資産	132,341
	合計	352,778
負債及び純資産の部	流動負債	92,319
	固定負債	306,467
	株主資本	△46,008
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△146,008
	その他利益剰余金	△146,008
	（うち当期純損失）	(146,008)
	合計	352,778

第 74 期 決 算 公 告
令和７年６月17日
神奈川県小田原市成田1000番地
相模容器株式会社
代表取締役　綾部　鉄郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,282,837
	固定資産	838,720
	合計	3,121,557
負債及び純資産の部	流動負債	627,622
	固定負債	111,058
	株主資本	2,382,877
	資本金	200,000
	利益剰余金	2,182,877
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,157,877
	（うち当期純利益）	(177,690)
	合計	3,121,557

第 5 期 決 算 公 告
令和７年７月２日
東京都新宿区西新宿一丁目25番１号
株式会社マフィン
代表取締役　荒井　琢麿
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,570
	固定資産	35,845
	合計	168,416
負債及び純資産の部	流動負債	68,880
	固定負債	120,629
	株主資本	△21,094
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△26,094
	その他利益剰余金	△26,094
	（うち当期純損失）	(11,384)
	合計	168,416

第 50 期 決 算 公 告
令和７年６月19日
福井県福井市和田中町110字25番地
株式会社日研医学
代表取締役　石田　　衛
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,349,941
	固定資産	206,713
	合計	1,556,655
負債及び純資産の部	流動負債	150,058
	固定負債	64,311
	株主資本	1,342,285
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,317,285
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	1,309,985
	（うち当期純利益）	(16,118)
	合計	1,556,655

第 16 期 決 算 公 告
2025年７月２日
富山県射水市戸破69番地の７
株式会社エフピコ富山
代表取締役　田渕　俊清
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	62,699
	固定資産	7,589
	合計	70,289
負債及び純資産の部	流動負債	17,176
	固定負債	14,215
	株主資本	38,897
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,897
	利益準備金	2,040
	その他利益剰余金	26,857
	（うち当期純利益）	(3,163)
	合計	70,289

第 101 期 決 算 公 告
令和７年６月13日
神奈川県相模原市中央区宮下三丁目12番14号
日酸運輸株式会社
代表取締役社長　宮原　誠一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	470,478
	固定資産	1,177,145
	合計	1,647,624
負債及び純資産の部	流動負債	595,062
	固定負債	825,540
	株主資本	227,021
	資本金	50,000
	利益剰余金	177,021
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	164,521
	（うち当期純利益）	(17,467)
	合計	1,647,624

第 29 期 決 算 公 告
2025年７月２日
岐阜県安八郡輪之内町下大榑157番地の１
株式会社エフピコ中部
代表取締役　田渕　俊清
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	536,387
	固定資産	107,307
	合計	643,695
負債及び純資産の部	流動負債	348,742
	固定負債	147,161
	株主資本	147,792
	資本金	49,400
	利益剰余金	98,392
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	88,392
	（うち当期純利益）	(15,795)
	合計	643,695

第 49 期 決 算 公 告
2025年６月25日
岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須3200番地
ハイニード工業株式会社
代表取締役　岡本　賢治
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	247,186
	固定資産	15,402
	合計	262,588
負債及び純資産の部	流動負債	206,560
	株主資本	56,028
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,028
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	43,528
	（うち当期純利益）	(6,865)
	合計	262,588

第 54 期 決 算 公 告
2025年６月20日
長野県安曇野市豊科高家5212番地４
アルプススクリュー株式会社
取締役社長　石川　直哉
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	720,896
	固定資産	236,218
	合計	957,115
負債及び純資産の部	流動負債	676,162
	固定負債	68,762
	株主資本	212,189
	資本金	90,000
	利益剰余金	122,189
	利益準備金	2,051
	その他利益剰余金	120,138
	（うち当期純利益）	(21,756)
	合計	957,115

第 31 期決算公告　　令和７年５月26日
名古屋市瑞穂区塩入町18番１号
株式会社ビートップスタッフ
代表取締役　伊藤　智浩
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	960,979
	固定資産	78,582
	資産合計	1,039,561
負債及び純資産の部	流動負債	458,001
	賞与引当金	68,126
	固定負債	79,213
	退職給付引当金	79,123
	株主資本	502,346
	資本金	20,000
	利益剰余金	482,346
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	477,346
	（うち当期純利益）	(159,825)
	負債・純資産合計	1,039,561

第４期決算公告　　令和７年７月２日
静岡県浜松市中央区西塚町303－７
トヨタホーム静岡株式会社
代表取締役　大橋　隆史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,040,762
	固定資産	478,023
	資産合計	2,518,785
負債及び純資産の部	流動負債	1,918,471
	固定負債	249,902
	株主資本	350,411
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	150,411
	その他利益剰余金	150,411
	（うち当期純利益）	(9,621)
	負債・純資産合計	2,518,785

第 38 期 決 算 公 告
令和７年６月25日
岐阜県岐阜市南鶉５丁目１番２
株式会社東海細胞研究所
代表取締役　浅野　　敦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	372,976
	固定資産	306,747
	合計	679,724
負債及び純資産の部	流動負債	124,530
	固定負債	28,545
	株主資本	524,115
	資本金	10,000
	利益剰余金	514,115
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	511,615
	（うち当期純利益）	(88,268)
	評価・換算差額等	2,533
	合計	679,724

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
滋賀県長浜市加納町660番８
株式会社ウェルビー滋賀
取締役社長　清水　勝治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,030,447
	固定資産	213,726
	合計	1,244,174
負純資債及産のび部	流動負債	126,407
	固定負債	55,298
	株主資本	1,062,467
	資本金	3,000
	資本剰余金	13,000
	利益剰余金	1,046,467
	その他利益剰余金	1,046,467
	（うち当期純利益）	(39,735)
	合計	1,244,174

第 39 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
愛知県豊田市田籾町隠迫605番地７
株式会社アロー流通サービス
代表取締役　竹越　好美

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,549
	固定資産	1,195
	資産合計	4,744
負純資債及産のび部	流動負債	1,591
	固定負債	367
	株主資本	2,786
	資本金	10
	利益剰余金	2,776
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	2,774
	（うち当期純利益）	(143)
	負債・純資産合計	4,744

第 70 期決算公告

2025年６月16日
愛知県岡崎市昭和町字河原１番地
東レ・モノフィラメント株式会社
代表取締役社長　黒川　浩亨

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,403
	固定資産	4,058
	資産合計	7,461
負純資債及産のび部	流動負債	932
	固定負債	776
	株主資本	5,556
	資本金	490
	資本剰余金	110
	利益剰余金	4,956
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	4,806
	（うち当期純損失）	(203)
	評価・換算差額等	196
	負債・純資産合計	7,461

第 50 期決算公告

令和７年７月２日
高知県土佐郡土佐町田井979番地
株式会社ヤセック高知
代表取締役社長　奥田　一弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,139
	固定資産	48,415
	合計	63,554
負純資債及産のび部	流動負債	34,287
	固定負債	22,264
	株主資本	7,004
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,996
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△3,996
	（うち当期純利益）	(4,728)
	合計	63,554

第 33 期決算公告

令和７年７月２日
千葉県市川市曽谷七丁目８番７号
ホープ電子株式会社
代表取締役社長　保坂　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,001
	固定資産	2,067
	合計	99,068
負純資債及産のび部	流動負債	22,928
	株主資本	76,140
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,140
	その他利益剰余金	66,140
	（うち当期純利益）	(12,142)
	合計	99,068

第 86 期決算公告

令和７年７月２日
滋賀県栗東市東坂525番地
山科精器株式会社
代表取締役社長　大日陽一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,190,108
	固定資産	1,944,360
	資産合計	4,134,468
負純資債及産のび部	流動負債	1,426,948
	固定負債	1,370,116
	株主資本	1,337,404
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,237,404
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,212,404
	（うち当期純利益）	(72,920)
	負債・純資産合計	4,134,468

第 49 期決算公告

2025年７月２日
大阪市北区中之島三丁目６番32号
エフピコダイヤフーズ株式会社
代表取締役　大谷　直也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,460,577
	固定資産	402,946
	合計	2,863,523
負純資債及産のび部	流動負債	653,167
	固定負債	40,950
	株主資本	2,169,405
	資本金	86,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	2,023,405
	利益準備金	3,600
	その他利益剰余金	2,019,805
	（うち当期純利益）	(274,442)
	合計	2,863,523

第 7 期決算公告

令和７年７月２日
京都市伏見区向島柳島１番地
Space Aviation株式会社
代表取締役　保田　晃宏

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	662,196
	固定資産	661,476
	合計	1,323,672
負純資債及産のび部	流動負債	190,852
	株主資本	1,132,820
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,114,420
	資本準備金	533,000
	その他資本剰余金	581,420
	利益剰余金	△11,599
	その他利益剰余金	△11,599
	（うち当期純損失）	(23,794)
	合計	1,323,672

第 56 期決算公告

令和７年７月２日
千葉県市川市曽谷七丁目８番７号
株式会社平田精機
代表取締役社長　保坂　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	246,183
	固定資産	87,780
	合計	333,963
負純資債及産のび部	流動負債	70,513
	株主資本	263,450
	資本金	10,000
	利益剰余金	253,450
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	250,950
	（うち当期純損失）	(47,025)
	合計	333,963

第 4 期 決 算 公 告

2025年７月２日
兵庫県小野市池尻町630番地の18
株式会社エフピコ兵庫
代表取締役　田中　克史

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	320,146
	固定資産	35,294
	合計	355,441
負純資債及産のび部	流動負債	318,152
	固定負債	1,892
	株主資本	35,397
	資本金	9,000
	利益剰余金	26,397
	その他利益剰余金	26,397
	（うち当期純利益）	(18,878)
	合計	355,441

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
大阪市天王寺区上本町６－９－14上本町ビル５階
株式会社ＣＯＦＦＩＳＯ
代表取締役　白﨑誠志朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	767,230
	固定資産	39,713
	合計	806,943
負純資債及産のび部	流動負債	336,814
	固定負債	71,075
	株主資本	399,054
	資本金	5,000
	利益剰余金	394,054
	その他利益剰余金	394,054
	（うち当期純利益）	(190,728)
	合計	806,943

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月24日
大阪府茨木市横江２丁目４番54号
株式会社オー・ピー・エル
代表取締役　広田　周一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,395,512
	固定資産	643,565
	合計	3,039,077
負純資債及産のび部	流動負債	1,007,871
	固定負債	411,572
	株主資本	1,619,634
	資本金	98,000
	利益剰余金	1,521,634
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	1,497,134
	（うち当期純利益）	(177,310)
	合計	3,039,077

第 9 期 決 算 公 告

2025年７月２日
岡山県浅口市鴨方町小坂西3000番地21
エフピコグラビア株式会社
代表取締役　天野　　靖

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,086,902
	固定資産	3,075,585
	合計	4,162,488
負債及び純資産の部	流動負債	3,598,099
	固定負債	45,279
	株主資本	519,108
	資本金	48,330
	利益剰余金	470,778
	利益準備金	12,082
	その他利益剰余金	458,696
	（うち当期純利益）	(161,079)
	合計	4,162,488

第 29 期 決 算 公 告

2025年７月２日
岡山県笠岡市用之江100番地１
株式会社エフピコ笠岡
代表取締役　田中　克史

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	414,723
	固定資産	120,918
	合計	535,642
負債及び純資産の部	流動負債	198,307
	固定負債	278,039
	株主資本	59,295
	資本金	39,800
	利益剰余金	19,495
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	13,495
	（うち当期純利益）	(17,879)
	合計	535,642

第 25 期 決 算 公 告

2025年７月２日
岡山県笠岡市茂平2918番地46
エフピコアルライト株式会社
代表取締役　橋口　幸造

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,766,785
	固定資産	7,173,422
	合計	8,940,207
負債及び純資産の部	流動負債	4,861,427
	固定負債	160,214
	株主資本	3,918,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,908,564
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	3,907,564
	（うち当期純利益）	(221,448)
	合計	8,940,207

第 29 期 決 算 公 告

2025年７月２日
広島県福山市箕沖町127番地２
エフピコウエストロジ株式会社
代表取締役　松井　泰雄

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	431,950
	固定資産	41,992
	合計	473,943
負債及び純資産の部	流動負債	252,404
	固定負債	106,402
	株主資本	115,136
	資本金	21,000
	利益剰余金	94,136
	その他利益剰余金	94,136
	（うち当期純利益）	(16,604)
	合計	473,943

第 47 期 決 算 公 告

2025年７月２日
広島県福山市箕沖町127番地２
エフピコ物流株式会社
代表取締役　小泉　　哲

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,544,699
	固定資産	2,635,389
	合計	9,180,089
負債及び純資産の部	流動負債	3,029,246
	固定負債	194,971
	株主資本	5,955,870
	資本金	480,000
	利益剰余金	5,475,870
	利益準備金	120,000
	その他利益剰余金	5,355,870
	（うち当期純利益）	(779,681)
	合計	9,180,089

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月20日
岡山県倉敷市笹沖468―５
株式会社岡山医学検査センター
代表取締役　成藤　達郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,964,468
	固定資産	1,156,857
	合計	6,121,326
負債及び純資産の部	流動負債	1,009,421
	固定負債	337,405
	株主資本	4,774,499
	資本金	49,500
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	4,721,999
	利益準備金	13,125
	その他利益剰余金	4,708,874
	（うち当期純利益）	(380,767)
	合計	6,121,326

第 29 期決算公告

2025年７月２日
広島県福山市箕島町456番地の36
株式会社エフピコ福山
代表取締役　田中　克史

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	442,854
	固定資産	131,004
	合計	573,859
負債及び純資産の部	流動負債	188,777
	固定負債	297,055
	株主資本	88,026
	資本金	29,800
	資本剰余金	39,600
	その他資本剰余金	39,600
	利益剰余金	18,626
	利益準備金	7,450
	その他利益剰余金	11,176
	（うち当期純利益）	(21,417)
	合計	573,859

第 29 期決算公告

2025年７月２日
広島県福山市箕沖町127番地１
エフピコダックス株式会社
代表取締役　岩井　久美

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	492,569
	固定資産	604,415
	合計	1,096,985
負債及び純資産の部	流動負債	112,450
	固定負債	106,833
	株主資本	877,701
	資本金	100,000
	資本剰余金	180,000
	その他資本剰余金	180,000
	利益剰余金	597,701
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	593,701
	（うち当期純利益）	(2,317)
	合計	1,096,985

第 65 期 決 算 公 告

2025年７月２日
広島市西区商工センター五丁目４番10号
エフピコイシダ株式会社
代表取締役　濱田　浩三

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	620,065
	固定資産	29,659
	合計	649,724
負債及び純資産の部	流動負債	354,702
	株主資本	295,022
	資本金	176,000
	利益剰余金	119,022
	利益準備金	4,032
	その他利益剰余金	114,990
	（うち当期純利益）	(31,456)
	合計	649,724

第 34 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
広島市中区富士見町３番15号
ひろしん保証サービス株式会社
代表取締役　佐藤　隆行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,704,965
	固定資産	43,024
	合計	2,747,989
負債及び純資産の部	流動負債	1,107,738
	固定負債	3,550
	株主資本	1,636,700
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,616,700
	その他利益剰余金	1,616,700
	（うち当期純利益）	(102,355)
	合計	2,747,989

第 19 期 決 算 公 告

2025年７月２日
広島県福山市箕沖町127番地１
エフピコ愛パック株式会社
代表取締役　堀　　良男

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	438,183
	固定資産	46,532
	合計	484,716
負債及び純資産の部	流動負債	156,268
	固定負債	40,985
	株主資本	287,462
	資本金	100,000
	利益剰余金	187,462
	利益準備金	4,600
	その他利益剰余金	182,862
	（うち当期純利益）	(22,191)
	合計	484,716

第 26 期 決 算 公 告

2025年７月２日
広島県福山市曙町三丁目26番17号
株式会社エフピコ神辺
代表取締役　田中　克史

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	285,335
	固定資産	84,474
	合計	369,809
負債及び純資産の部	流動負債	136,250
	固定負債	178,699
	株主資本	54,859
	資本金	29,400
	利益剰余金	25,459
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	19,459
	（うち当期純利益）	(8,417)
	合計	369,809

第38期決算公告　令和７年７月２日
香川県高松市上之町２丁目１―43
株式会社エフエム香川
代表取締役　藤井浩一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	421
	固定資産	181
	合計	602
負債及び純資産の部	流動負債	64
	（うち引当金）	(3)
	固定負債	4
	（うち引当金）	(4)
	株主資本	534
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	334
	その他利益剰余金	334
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	602

第59期決算公告
令和７年６月20日
広島県尾道市高須町4794番地６
株式会社オーエムエル
代表取締役　横見　孝夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,582
	固定資産	10,993
	合計	117,575
負債及び純資産の部	流動負債	13,366
	株主資本	104,208
	資本金	10,000
	利益剰余金	94,208
	利益準備金	1,824
	その他利益剰余金	92,384
	（うち当期純利益）	(4,850)
	合計	117,575

第30期決算公告
令和７年６月９日
広島県福山市西町二丁目10番１号
株式会社エフエムふくやま
代表取締役社長　内海　康仁
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,770
	固定資産	16,057
	合計	97,828
負債及び純資産の部	流動負債	10,501
	固定負債	―
	株主資本	87,326
	資本金	150,000
	利益剰余金	△ 62,673
	その他利益剰余金	△ 62,673
	（うち当期純利益）	(788)
	合計	97,828

第６期決算公告　令和７年６月25日
愛媛県今治市南大門町１－６－４
損保ジャパンパートナーズネクスト株式会社
代表取締役　吉岡　立身
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,285
	固定資産	5,424
	合計	130,710
負債及び純資産の部	流動負債	7,118
	固定負債	2,250
	株主資本	121,342
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	21,342
	その他利益剰余金	21,342
	（うち当期純利益）	(1,947)
	合計	130,710

第10期決算公告
令和７年７月２日
香川県高松市上之町二丁目１番43号
株式会社ＫＳＢマーケティング・セールス
代表取締役社長　加藤宏一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	613
	固定資産	11
	合計	625
負債及び純資産の部	流動負債	272
	固定負債	32
	（退職給付引当金）	(32)
	株主資本	321
	資本金	20
	利益剰余金	301
	その他利益剰余金	301
	（うち当期純利益）	(51)
	合計	625

第58期決算公告　令和７年７月２日
香川県高松市上之町二丁目１番43号
株式会社瀬戸内海放送
代表取締役社長　加藤宏一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,551
	固定資産	13,213
	合計	20,765
負債及び純資産の部	流動負債	2,165
	（賞与引当金）	(58)
	固定負債	859
	株主資本	17,740
	資本金	100
	資本剰余金	150
	利益剰余金	17,490
	利益準備金	62
	その他利益剰余金	17,427
	（うち当期純利益）	(1,971)
	合計	20,765

第９期決算公告　令和７年５月30日
福岡県大牟田市港町１番地57
株式会社三池火力発電所
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,405,343
	固定資産	1,289,473
	資産合計	2,694,817
負債及び純資産の部	流動負債	4,011,304
	固定負債	6,892,374
	株主資本	△8,208,861
	資本金	100,000
	資本剰余金	33,140,000
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	33,040,000
	利益剰余金	△19,448,861
	その他利益剰余金	△19,448,861
	（うち当期純損失）	(2,144,700)
	自己株式	△22,000,000
	負債・純資産合計	2,694,817

第46期決算公告　令和７年６月17日
高知市本町三丁目３番４号
株式会社高銀ビジネス
代表取締役　田淵　正実
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	375,035
	固定資産	28,496
	合計	403,531
負債及び純資産の部	流動負債	23,504
	固定負債	22,608
	株主資本	357,418
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	（資本準備金）	(20,000)
	利益剰余金	327,418
	（利益準備金）	(7,000)
	（その他利益剰余金）	(320,418)
	（うち当期純利益）	(5,844)
	合計	403,531

第38期決算公告　令和７年７月２日
高知市知寄町１丁目４番30号
株式会社高知カード
代表取締役　原　哲也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,874,664
	固定資産	439,990
	合計	3,314,654
負債及び純資産の部	流動負債	1,966,506
	固定負債	151,708
	株主資本	919,580
	資本金	20,000
	利益剰余金	899,580
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	894,580
	（うち当期純利益）	(10,192)
	評価・換算差額等	276,859
	合計	3,314,654

第14期決算公告　令和７年６月23日
福岡県福岡市博多区西月隈一丁目２番27号
株式会社九州オープンラボラトリーズ
代表取締役　瀧川　秀則
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	394,172
	固定資産	3,447,417
	合計	3,841,590
負債及び純資産の部	流動負債	2,983
	固定負債	15,845
	株主資本	3,822,760
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,375,112
	資本準備金	33,000
	その他資本剰余金	3,342,112
	利益剰余金	397,648
	その他利益剰余金	397,648
	（うち当期純利益）	(374,953)
	合計	3,841,590

第51期決算公告　2025年７月２日
福岡市中央区薬院三丁目15番３号
株式会社アペックス
代表取締役　亀澤　徹
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,799,852
	固定資産	475,530
	合計	4,275,383
負債及び純資産の部	流動負債	1,550,520
	固定負債	79,724
	株主資本	2,644,716
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,634,716
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,632,216
	（うち当期純利益）	(435,557)
	評価・換算差額等	421
	有価証券評価差額金	421
	合計	4,275,383

第28期決算公告
2025年７月２日
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番
西日本ペットボトルリサイクル株式会社
代表取締役　千々木　亨
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,218,269
	固定資産	1,835,834
	合計	3,054,103
負債及び純資産の部	流動負債	920,316
	固定負債	770,569
	株主資本	1,363,217
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,263,217
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,238,217
	（うち当期純損失）	(124,623)
	合計	3,054,103

第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月24日
長崎市田中町279番地４
長崎でじま青果株式会社
代表取締役社長　加藤　清紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,224,006
	固定資産	167,158
	合計	1,391,164
負純資債及産のび部	流動負債	594,654
	固定負債	166,649
	株主資本	629,861
	資本金	50,000
	利益剰余金	579,861
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	567,361
	（うち当期純利益）	(70,404)
	合計	1,391,164

第 29 期決算公告

2025年７月２日
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動1800番地１
株式会社エフピコ九州
代表取締役　淺野　貫司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	449,026
	固定資産	103,519
	合計	552,546
負純資債及産のび部	流動負債	205,109
	固定負債	183,154
	株主資本	164,282
	資本金	10,000
	資本剰余金	27,800
	その他資本剰余金	27,800
	利益剰余金	126,482
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	123,982
	（うち当期純利益）	(19,856)
	合計	552,546

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
福岡県福岡市東区松島１丁目44番12号
株式会社ＱＣＬ
代表取締役　瀧川　秀則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,090,724
	固定資産	1,610,144
	合計	8,700,869
負純資債及産のび部	流動負債	1,146,627
	固定負債	444,136
	株主資本	7,110,105
	資本金	10,000
	資本剰余金	551,186
	利益剰余金	6,548,919
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,546,419
	（うち当期純利益）	(239,690)
	合計	8,700,869

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大分県玖珠郡玖珠町大字太田255番地の２
クス精密株式会社
代表取締役社長　瀧口　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	149,049
	固定資産	32,252
	合計	181,301
負純資債及産のび部	流動負債	39,837
	固定負債	21,968
	株主資本	119,496
	資本金	30,000
	利益剰余金	89,496
	利益準備金	5,840
	その他利益剰余金	83,656
	（うち当期純損失）	(163,864)
	合計	181,301

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月９日
熊本県菊池郡大津町大字杉水3338番地１
株式会社ベストロジ熊本
取締役社長　丸山　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	238,622
	固定資産	354,190
	合計	592,812
負純資債及産のび部	流動負債	233,365
	固定負債	6,368
	株主資本	353,079
	資本金	20,000
	利益剰余金	333,079
	利益準備金	3,917
	その他利益剰余金	329,162
	（うち当期純利益）	(37,395)
	合計	592,812

第 25 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
長崎県佐世保市白岳町166番地１
株式会社ラボテック
代表取締役　角　　政茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	405,015
	固定資産	29,232
	合計	434,248
負純資債及産のび部	流動負債	49,532
	固定負債	21,929
	株主資本	362,786
	資本金	10,000
	資本剰余金	500
	利益剰余金	352,286
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	349,786
	（うち当期純利益）	(9,453)
	合計	434,248

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
鹿児島県鹿児島市上荒田町24番６号
微研株式会社
代表取締役　岩坪健太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	382,683
	固定資産	59,529
	合計	442,213
負純資債及産のび部	流動負債	143,879
	固定負債	31,527
	株主資本	266,806
	資本金	90,000
	資本剰余金	80,000
	利益剰余金	96,806
	その他利益剰余金	96,806
	（うち当期純利益）	(6,069)
	合計	442,213

第３期決算公告

令和７年７月２日
鹿児島市西千石町１番21号
株式会社トヨタＰＣ鹿児島ホールディングス
代表取締役　中村　博之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,409
	固定資産	18,205,713
	合計	18,255,122
負純資債及産のび部	流動負債	13,773
	株主資本	18,241,348
	資本金	8,000
	資本剰余金	18,197,713
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	18,195,713
	利益剰余金	35,635
	その他利益剰余金	35,635
	（うち当期純利益）	(39,113)
	合計	18,255,122

第 55 期 決 算 公 告

令和７年４月25日
鹿児島県鹿屋市西祓川町1131番地１号
株式会社鹿児島サンライズファーム
代表取締役　掛水　邦朗

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,991,416
	固定資産	618,609
	合計	4,610,025
負純資債及産のび部	流動負債	299,666
	固定負債	3,567,366
	株主資本	742,993
	資本金	10,000
	利益剰余金	732,993
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	730,493
	（うち当期純利益）	(20,033)
	合計	4,610,025

令和６年度決算公告

令和７年７月２日
愛媛県松山市大手町１丁目10番地８
一般社団法人愛媛県年金福祉協会
理事長　中村　　進

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	391,043
	固定資産	173,986
	合計	565,030
負味債財及産びの正部	流動負債	325,710
	固定負債	29,255
	負債合計	354,965
	一般正味財産	210,064
	正味財産合計	210,064
	合計	565,030

第 2 期 決 算 公 告

令和６年12月25日
東京都千代田区東神田３丁目４番12号４階
一般社団法人
ＡＩアライメントネットワーク
代表理事　髙橋　恒一

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,109,976
	固定資産	0
	合計	8,109,976
負味債財及産びの正部	流動負債	393,779
	固定負債	0
	負債合計	393,779
	一般正味財産	7,716,197
	正味財産合計	7,716,197
	合計	8,109,976

第 43 期決算公告

2025年５月28日
沖縄県那覇市松尾一丁目９番49号
株式会社リウボウストア
代表取締役　親川　　純

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,851
	固定資産	2,735
	合計	4,587
負純資債及産のび部	流動負債	2,446
	固定負債	1,852
	株主資本	291
	資本金	50
	資本剰余金	250
	利益剰余金	△8
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	△83
	（うち当期純損失）	(139)
	評価・換算差額等	△2
	合計	4,587

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月10日
北海道広尾郡広尾町会所前５丁目10番地
農協サイロ株式会社
代表取締役　前川　厚司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,688,398
	固定資産	1,131,410
	合計	2,819,809
負純資産及びの部	流動負債	152,055
	固定負債	21,396
	株主資本	2,646,357
	資本金	398,400
	利益剰余金	2,247,957
	その他利益剰余金	2,247,957
	（うち当期純利益）	（203,146）
	合計	2,819,809

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
北海道千歳市上長都1190番地１
サミット肥料株式会社
代表取締役社長　得井　理史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,214,330
	合計	1,214,330
負純資産及びの部	流動負債	384,700
	株主資本	829,630
	資本金	1
	資本剰余金	1,249,999
	その他資本剰余金	1,249,999
	利益剰余金	△420,370
	その他利益剰余金	△420,370
	（うち当期純利益）	（193,196）
	合計	1,214,330

令和６年度決算公告

令和７年６月13日
沖縄県那覇市壺川三丁目２番地４
一般財団法人古波津製造業育成基金
代表理事　古波津　昇

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,826
	固定資産	30,080
	合計	95,905
負味債財及産びの正部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	指定正味財産	0
	一般正味財産	95,905
	正味財産合計	95,905
	合計	95,905

第 44 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
東京都墨田区押上二丁目18番12号
株式会社トラベルサービス
代表取締役　髙月　京子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,903
	固定資産	8,971
	資産合計	168,874
負純資産及びの部	流動負債	59,120
	株主資本	109,754
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,754
	その他利益剰余金	99,754
	（うち当期純利益）	（8,261）
	負債・純資産合計	168,874

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
埼玉県さいたま市緑区原山三丁目１番17号
株式会社埼玉ケイテクノ
取締役社長　齋藤　浩

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	699,848
	固定資産	78,770
	資産合計	778,618
負純資産及びの部	流動負債	252,009
	固定負債	9,393
	株主資本	517,216
	資本金	50,000
	利益剰余金	467,216
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	458,716
	（うち当期純利益）	（23,819）
	負債・純資産合計	778,618

第 16 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
群馬県高崎市八島町222番地
株式会社ホテルメトロポリタン高崎
代表取締役社長　川又　正明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	466,318
	固定資産	81,546
	資産合計	547,865
負純資産及びの部	流動負債	312,756
	固定負債	171,507
	株主資本	63,601
	資本金	30,000
	利益剰余金	33,601
	利益準備金	3,510
	その他利益剰余金	30,091
	（うち当期純利益）	（3,759）
	負債・純資産合計	547,865

第 33 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都千代田区岩本町１丁目８番15号
エヌ・エム・ビー販売株式会社
代表取締役　金子　成幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,037
	固定資産	81
	合計	3,118
負純資産及びの部	流動負債	1,548
	固定負債	2
	株主資本	1,539
	資本金	30
	利益剰余金	1,509
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,501
	（当期純利益）	（102）
	評価・換算差額等	29
	合計	3,118

第９期決算公告　令和７年５月26日

東京都港区芝五丁目26番16号
株式会社ＹＯＵＲ　ＭＥＡＬ
代表取締役　須藤　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	165,439
	固定資産	13,111
	合計	178,550
負純資産及びの部	流動負債	69,253
	賞与引当金	3,300
	株主資本	109,297
	資本金	50,000
	資本剰余金	189,250
	資本準備金	189,250
	利益剰余金	△129,952
	その他利益剰余金	△129,952
	（うち当期純損失）	（65,776）
	合計	178,550

第 38 期 決 算 公 告

2025年６月26日
東京都千代田区神田須田町二丁目７番１号
株式会社テェイスト・ライフ
代表取締役社長　金子　敦之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	623,461
	固定資産	116,474
	合計	739,936
負純資産及びの部	流動負債	269,916
	固定負債	147,856
	株主資本	322,163
	資本金	80,000
	利益剰余金	242,163
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	222,163
	（うち当期純利益）	（22,163）
	合計	739,936

第 22 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
東京都千代田区神田美倉町４－１
株 式 会 社 Ａ Ｂ Ｔ
代表取締役社長　宇仁　千顕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,391,081
	固定資産	91,164
	合計	4,482,245
負純資産及びの部	流動負債	1,005,160
	（賞与引当金）	（30,000）
	固定負債	61,410
	株主資本	3,415,674
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,405,674
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,403,174
	（うち当期純利益）	（854,180）
	合計	4,482,245

第 46 期決算公告　令和７年６月12日

東京都中央区晴海三丁目５番１号
月島ビジネスサポート株式会社
代表取締役　小山　誠二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,351
	固定資産	56,046
	資産合計	131,397
負純資産及びの部	流動負債	30,233
	賞与引当金	4,760
	固定負債	42,747
	退職給付引当金	2,711
	株主資本	58,416
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,416
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	45,916
	（うち当期純利益）	（14,239）
	負債・純資産合計	131,397

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月27日
東京都新宿区新宿七丁目26番18―905号
株式会社ＵＲ　Ｄｏｃｔｏｒ
代表取締役　唐澤　孝通

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,224,910
	資産合計	6,224,910
負純資産及びの部	流動負債	316,860
	固定負債	6,000,000
	負債合計	6,316,860
	株主資本	△91,950
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△1,091,950
	その他利益剰余金	△1,091,950
	（うち当期純損失）	（1,091,950）
	純資産合計	△91,950
	負債・純資産合計	6,224,910

第２期決算公告　令和７年６月18日
東京都江東区豊洲三丁目２番24号
SCSK RegTech Edge株式会社
代表取締役　増田　秀穂
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,043
	固定資産	788
	資産合計	**1,832**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,080
	負債合計	**1,080**
	株主資本	751
	資本金	100
	利益剰余金	651
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△98
	（うち当期純損失）	（55）
	純資産合計	**751**
	負債・純資産合計	**1,832**

第56期決算公告
令和７年７月２日
東京都文京区本郷五丁目５番16号
オルガノプラントサービス株式会社
代表取締役社長　寺内　　敦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,723,785
	固定資産	369,553
	資産合計	**8,093,339**
負純資産及び債のび部	流動負債	3,864,666
	固定負債	6,640
	株主資本	4,222,032
	資本金	93,000
	利益剰余金	4,129,032
	利益準備金	23,250
	その他利益剰余金	4,105,782
	（うち当期純利益）	（1,837,618）
	負債・純資産合計	**8,093,339**

第49期決算公告　令和７年６月20日
東京都中央区月島四丁目16番13号
菱鋼サービス株式会社
代表取締役　柳沼　康一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	240,281
	固定資産	10,551
	資産合計	**250,833**
負純資産及び債のび部	流動負債	36,748
	固定負債	10,617
	退職給付引当金	5,892
	役員退職慰労引当金	4,725
	株主資本	203,467
	資本金	70,000
	利益剰余金	133,467
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	115,967
	（うち当期純利益）	（13,582）
	負債・純資産合計	**250,833**

第６期決算公告　2025年７月２日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社Delight Venture Investment
代表取締役社長　南場　智子
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,892
	固定資産	73,125
	資産合計	**185,017**
負純資産及び債のび部	流動負債	129
	固定負債	386
	株主資本	184,502
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	84,502
	その他利益剰余金	84,502
	（うち当期純損失）	（6,326）
	負債・純資産合計	**185,017**

第４期決算公告
令和７年７月２日
東京都千代田区神田神保町二丁目10番地４
株式会社集英社ゲームズ
代表取締役　廣野　眞一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,003,695
	固定資産	93,030
	資産合計	**1,096,725**
負純資産及び債のび部	流動負債	593,319
	固定負債	150,000
	株主資本	353,406
	資本金	90,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	213,406
	繰越利益剰余金	121,377
	（当期純利益）	（92,029）
	負債・純資産合計	**1,096,725**

第59期決算公告　令和７年６月18日
東京都品川区小山台一丁目20番20号
都築クロスサポート株式会社
代表取締役社長　清水　則之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,712,821
	固定資産	229,488
	繰延資産	0
	合計	**1,942,309**
負純資産及び債のび部	流動負債	897,500
	固定負債	302,716
	株主資本	740,665
	資本金	90,000
	資本剰余金	215,466
	利益剰余金	435,199
	（うち当期純利益）	（55,888）
	評価・換算差額等	1,428
	合計	**1,942,309**

第１期決算公告　2025年７月２日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社ディー・スマイル
代表取締役社長　渡辺　圭吾
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,232
	固定資産	563
	資産合計	**32,795**
負純資産及び債のび部	流動負債	3,953
	株主資本	28,841
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△1,158
	その他利益剰余金	△1,158
	（うち当期純損失）	（1,158）
	負債・純資産合計	**32,795**

第５期決算公告　2025年７月２日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社
ＤｅＮＡビジネスコミュニケーションズ
代表取締役社長　菅原　啓太
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,216
	資産合計	**54,216**
負純資産及び債のび部	流動負債	12,551
	株主資本	41,664
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△58,335
	その他利益剰余金	△58,335
	（うち当期純利益）	（3,862）
	負債・純資産合計	**54,216**

第10期決算公告　2025年７月２日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
日本テクトシステムズ株式会社
代表取締役社長　生田目知之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,222
	固定資産	40,002
	資産合計	**172,224**
負純資産及び債のび部	流動負債	16,946
	株主資本	155,277
	資本金	214,000
	資本剰余金	159,269
	資本準備金	159,269
	利益剰余金	△217,991
	その他利益剰余金	△217,991
	（うち当期純損失）	（154,937）
	負債・純資産合計	**172,224**

第53期決算公告　令和７年７月２日
東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
株式会社帝国ホテルハイヤー
代表取締役　冨樫　総平
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	322,708
	固定資産	52,460
	資産合計	**375,169**
負純資産及び債のび部	流動負債	31,936
	（賞与引当金）	（7,990）
	固定負債	45,391
	（退職給付引当金）	（35,615）
	株主資本	297,840
	資本金	10,000
	利益剰余金	287,840
	その他利益剰余金	287,840
	（うち当期純利益）	（12,907）
	負債・純資産合計	**375,169**

第８期決算公告　令和７年７月２日
東京都中央区銀座六丁目17番１号
株式会社クリマ・ワークス
代表取締役社長　櫃本　耕二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	368,986
	固定資産	307,880
	資産合計	**676,866**
負純資産及び債のび部	流動負債	88,799
	固定負債	275,440
	株主資本	312,627
	資本金	25,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	237,627
	その他利益剰余金	237,627
	（うち当期純損失）	（1,681）
	負債・純資産合計	**676,866**

第２期決算公告
令和７年７月２日
東京都中央区新富一丁目15番３号
新富ミハマビル４階ジパング
エイトリキュアジャパン株式会社
代表取締役
デイヴィッド・ジョセフ・フランツ
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,800,198
	資産合計	**8,800,198**
負純資産及び債のび部	流動負債	7,214,297
	株主資本	1,585,901
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,575,901
	その他利益剰余金	1,575,901
	（うち当期純利益）	（1,575,901）
	負債・純資産合計	**8,800,198**

第32期決算公告　令和７年６月３日
東京都新宿区左門町20番地
株式会社東京臨床薬理研究所
代表取締役　中島　昭夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	308,865
	固定資産	176,933
	資産合計	485,798
負純資債及産のび部	流動負債	588,506
	(賞与引当金)	(11,209)
	固定負債	104,049
	(退職給付引当金)	(36,965)
	株主資本	△206,757
	資本金	401,875
	資本剰余金	71,875
	資本準備金	71,875
	利益剰余金	△680,507
	(うち当期純利益)	(75,324)
	負債・純資産合計	485,798

第14期決算公告　2025年７月２日
東京都千代田区富士見二丁目13番３号
株式会社ムービーウォーカー
代表取締役　五十嵐淳之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,967,191
	固定資産	344,195
	資産合計	4,311,387
負純資債及産のび部	流動負債	3,588,135
	固定負債	125,855
	株主資本	597,396
	資本金	100,000
	資本剰余金	88,490
	その他資本剰余金	88,490
	利益剰余金	408,905
	利益準備金	30,218
	繰越利益剰余金	378,687
	(うち当期純利益)	(143,900)
	負債・純資産合計	4,311,387

第11期決算公告　令和７年６月27日
東京都新宿区西新宿六丁目２番16号
カンノビル
株式会社シーオーレンズ
代表取締役　瀬出井　亮
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	566,613
	固定資産	779
	資産合計	567,392
負純資債及産のび部	流動負債	404,254
	固定負債	66,616
	株主資本	96,521
	資本金	90,000
	利益剰余金	6,521
	その他利益剰余金	6,521
	(うち当期純利益)	(23,187)
	負債・純資産合計	567,392

第24期決算公告
令和７年６月25日
東京都千代田区九段南一丁目４番５号
エスコンディーダ・ファイナンス株式会社
代表取締役　宇野　貴雄
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,398
	固定資産	6,051
	資産合計	26,449
負純資債及産のび部	流動負債	6,970
	固定負債	9,479
	役員退職慰労引当金	9,479
	株主資本	10,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	—
	(うち当期純利益)	(—)
	負債・純資産合計	26,449

第65期決算公告　令和７年６月23日
東京都中央区日本橋箱崎町19―21
株式会社日星サービス
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	452
	固定資産	27
	資産合計	479
負純資債及産のび部	流動負債	296
	賞与引当金	5
	固定負債	38
	退職給付引当金	24
	役員退職慰労引当金	2
	株主資本	145
	資本金	20
	利益剰余金	125
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	120
	(うち当期純利益)	(4)
	負債・純資産合計	479

第14期決算公告　令和７年６月10日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
双日シェアードサービス株式会社
代表取締役社長　加藤　孝誠
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	360,664
	固定資産	69,781
	資産合計	430,445
負純資債及産のび部	流動負債	147,433
	(賞与引当金)	(36,886)
	固定負債	111,683
	(退職給付引当金)	(111,683)
	株主資本	171,329
	資本金	60,000
	利益剰余金	111,329
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	96,329
	(うち当期純利益)	(17,113)
	負債・純資産合計	430,445

第20期決算公告　令和７年５月30日
東京都江戸川区中葛西３丁目34番９号
株式会社生パスタ工房
代表取締役　安家　俊太
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,895
	固定資産	62,406
	資産合計	95,301
負純資債及産のび部	流動負債	8,718
	固定負債	5,000
	株主資本	81,583
	資本金	87,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	△18,416
	その他利益剰余金	△18,416
	(うち当期純損失)	(1,763)
	負債・純資産合計	95,301

第30期決算公告　令和７年５月30日
東京都江戸川区中葛西３丁目34番９号
株式会社ポポラマーマ
代表取締役　安家美津志
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	503,535
	固定資産	754,378
	資産合計	1,257,914
負純資債及産のび部	流動負債	405,829
	固定負債	283,565
	株主資本	568,519
	資本金	50,000
	資本剰余金	198,781
	資本準備金	92,170
	利益剰余金	319,738
	利益準備金	994
	その他利益剰余金	318,744
	(うち当期純利益)	(6,519)
	負債・純資産合計	1,257,914

第8期決算公告
令和７年７月２日
東京都千代田区丸の内一丁目６番２号
新丸の内センタービル
セキュリス・インベストメンツ・ジャパン株式会社
代表取締役　岡本　吉弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,733
	固定資産	1,400
	合計	76,133
負純資債及産のび部	流動負債	7,522
	株主資本	68,611
	資本金	15,000
	利益剰余金	53,611
	利益準備金	3,075
	その他利益剰余金	50,536
	(うち当期純利益)	(11,469)
	合計	76,133

第2期決算公告　令和７年６月10日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
ＫＢＣホールディングス株式会社
代表取締役　水野　仁
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,307
	固定資産	1,268,864
	資産合計	1,298,171
負純資債及産のび部	流動負債	45,631
	固定負債	796,500
	株主資本	456,040
	資本金	100,000
	資本剰余金	412,000
	資本準備金	412,000
	利益剰余金	△55,960
	その他利益剰余金	△55,960
	(うち当期純損失)	(14,097)
	負債・純資産合計	1,298,171

第22期決算公告
令和７年６月30日
東京都千代田区麹町五丁目７番２号
株式会社全国試験運営センター
代表取締役　都築　成幸
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,460,998
	固定資産	326,594
	合計	4,787,592
負純資債及産のび部	流動負債	783,420
	(うち賞与引当金)	(157,920)
	株主資本	4,004,172
	資本金	75,000
	利益剰余金	3,929,172
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	3,910,422
	(うち当期純利益)	(691,401)
	合計	4,787,592

第24期決算公告
令和７年７月２日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
富士グリーンパワー株式会社
代表取締役　大野　健
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	367,754
	固定資産	4,478,756
	資産合計	4,846,510
負純資債及産のび部	流動負債	2,676,183
	固定負債	1,332,200
	株主資本	838,126
	資本金	90,000
	利益剰余金	748,126
	利益準備金	3,258
	その他利益剰余金	744,868
	(内当期純利益)	(112,718)
	負債・純資産合計	4,846,510

第５期決算公告

令和７年６月２日
東京都港区六本木３－16－35
イースト六本木ビル２階
株式会社ユニヴァ・ジャイロン
代表取締役社長　島津　久厚

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,865
	固定資産	9,655
	資産合計	76,520
負純資債産及のび部	流動負債	44,888
	固定負債	15,020
	株主資本	16,612
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,370
	その他資本剰余金	4,370
	利益剰余金	2,241
	その他利益剰余金	2,241
	（うち当期純利益）	(6,937)
	負債・純資産合計	76,520

第10期決算公告

令和７年７月２日
東京都千代田区平河町二丁目７番３号
バリラジャパン株式会社
代表取締役　エング・イー・ペン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	977,858
	固定資産	64,090
	資産合計	1,041,948
負純資債産及のび部	流動負債	496,313
	（売上割戻引当金）	(84,342)
	（賞与引当金）	(14,555)
	株主資本	545,634
	資本金	400,050
	利益剰余金	145,584
	その他利益剰余金	145,584
	（うち当期純利益）	(17,153)
	負債・純資産合計	1,041,948

第25期決算公告

令和７年７月２日
東京都港区海岸一丁目７番１号
ＢＢＩＸ株式会社
代表取締役　佐々木秀幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,248,952
	固定資産	5,057,747
	資産合計	11,306,699
負純資債産及のび部	流動負債	8,123,677
	（賞与引当金）	(268,019)
	固定負債	1,334,364
	株主資本	1,848,657
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,762,803
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,737,803
	（うち当期純利益）	(1,049,423)
	自己株式	△14,146
	負債・純資産合計	11,306,699

第20期決算公告

令和７年７月２日
東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社サボハニ
代表取締役社長　白山　雅貴

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,821
	固定資産	104
	繰延資産	0
	合計	3,925
負純資債産及のび部	流動負債	109
	株主資本	3,816
	資本金	30
	利益剰余金	3,786
	その他利益剰余金	3,786
	（うち当期純利益）	(282)
	合計	3,925

第27期決算公告

令和７年６月25日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
株式会社トビラーク
代表取締役　山﨑　晴康

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,332
	固定資産	68,213
	有形固定資産	2,433
	無形固定資産	62,450
	投資その他の資産	3,329
	資産合計	76,545
負純資債産及のび部	流動負債	23,132
	固定負債	97,382
	株主資本	△43,968
	資本金	93,615
	利益剰余金	△137,583
	その他利益剰余金	△137,583
	（うち当期純損失）	(25,988)
	負債・純資産合計	76,545

第10期決算公告

令和７年７月２日
東京都中央区日本橋兜町５番１号
兜町第１平和ビル３階
Dr. Reddy's Laboratories Japan株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	53,307,015
	固定資産	1,418,322
	合計	54,725,337
負純資債産及のび部	流動負債	3,923,478
	株主資本	50,801,859
	資本金	58,642,000
	資本剰余金	33,200,048
	資本準備金	33,200,048
	利益剰余金	△41,040,189
	その他利益剰余金	△41,040,189
	（うち当期純利益）	(8,736,773)
	合計	54,725,337

第52期決算公告

令和７年５月31日
神奈川県秦野市西田原1220番地
株式会社クボテック
代表取締役　窪嶋　竜一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,061,071
	固定資産	1,631,517
	資産合計	4,692,588
負純資債産及のび部	流動負債	982,419
	固定負債	373,181
	株主資本	3,336,988
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,236,988
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	3,235,238
	（うち当期純利益）	(597,893)
	負債・純資産合計	4,692,588

第68期決算公告

2025年６月13日
東京都目黒区碑文谷四丁目22番13号
明電北斗株式会社
代表取締役　小玉　貴志

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,906,606
	固定資産	670,113
	合計	2,576,719
負純資債産及のび部	流動負債	666,028
	固定負債	272,430
	株主資本	1,638,261
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,613,261
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	1,607,011
	（うち当期純利益）	(154,793)
	合計	2,576,719

第54期決算公告

令和７年６月18日
東京都品川区東品川１丁目３番３号
株式会社テクノマックス
代表取締役社長　前　　進

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	593,367
	固定資産	1,127,784
	合計	1,721,151
負純資債産及のび部	流動負債	1,134,450
	固定負債	20,000
	株主資本	566,701
	資本金	40,000
	利益剰余金	526,701
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	516,701
	（うち当期純利益）	(48,814)
	合計	1,721,151

第65期決算公告

令和７年６月24日
富山県富山市問屋町二丁目２番７号
株式会社北陸日立
代表取締役　木村　雅彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,370,314
	固定資産	318,121
	合計	2,688,435
負純資債産及のび部	流動負債	1,876,360
	固定負債	95,670
	株主資本	716,405
	資本金	30,000
	利益剰余金	686,405
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	678,905
	（うち当期純利益）	(82,569)
	合計	2,688,435

第38期決算公告

令和７年６月18日
新潟県魚沼市青島637番地１
株式会社魚沼オールパッケージ
代表取締役　山中　満雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,465
	固定資産	191,215
	資産合計	443,680
負純資債産及のび部	流動負債	157,503
	固定負債	5,280
	株主資本	280,897
	資本金	50,000
	利益剰余金	230,897
	その他利益剰余金	230,897
	（うち当期純利益）	(20,717)
	負債・純資産合計	443,680

第38期決算公告

令和７年７月２日
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目３番５号
トーホーテック株式会社
代表取締役社長　永井　宏樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,468,171
	固定資産	91,055
	合計	1,559,226
負純資債産及のび部	流動負債	392,476
	固定負債	—
	株主資本	1,166,750
	資本金	160,000
	利益剰余金	1,006,750
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	966,750
	（うち当期純利益）	(145,735)
	合計	1,559,226

第18期決算公告　令和７年６月10日
愛知県名古屋市東区葵一丁目19番30号
名管本庁舎ＰＦＩ株式会社
代表取締役　熊谷　明人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,320
	資産合計	1,320
負純資産及びの部	流動負債	153
	固定負債	1,089
	負債合計	1,242
	株主資本	78
	資本金	10
	利益剰余金	68
	その他利益剰余金	68
	（うち当期純利益）	（7）
	純資産合計	78
	負債・純資産合計	1,320

第51期決算公告　令和７年６月17日
富山市婦中町千里5866番地
株式会社千里山荘
代表取締役　藤井　伸裕
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,263
	固定資産	586
	合計	1,849
負純資産及びの部	流動負債	174
	固定負債	0
	株主資本	1,675
	資本金	56
	資本剰余金	11
	利益剰余金	1,645
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,642
	（うち当期純利益）	（211）
	自己株式	△37
	合計	1,849

第11期決算公告　2025年６月25日
富山県中新川郡上市町正印515番地
ライブリード株式会社
代表取締役社長　麻野　幸作
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	23,426
	固定資産	3,080
	資産合計	26,507
負純資産及びの部	流動負債	19,370
	固定負債	45,000
	負債合計	64,370
	株主資本	△37,862
	資本金	9,500
	利益剰余金	△47,362
	その他利益剰余金	△47,362
	（うち当期純損失）	（9,716）
	純資産合計	△37,862
	負債・純資産合計	26,507

第８期決算公告　令和７年６月25日
沖縄県宮古島市伊良部佐和田1727番地
鈴与エアポートサービス株式会社
代表取締役　須川　鐵朗
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	68,951
	固定資産	79,552
	資産合計	148,503
負純資産及びの部	流動負債	1,146,393
	賞与引当金	8,847
	固定負債	1,083
	退職給付引当金	918
	永年勤続表彰引当金	165
	株主資本	△998,973
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,098,973
	その他利益剰余金	△1,098,973
	（うち当期純損失）	（92,512）
	負債・純資産合計	148,503

第28期決算公告
令和７年６月26日
福岡県大牟田市四山町84番地４
株式会社アグロメイト
代表取締役社長　得井　理史
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,732,086
	合計	9,732,086
負純資産及びの部	流動負債	1,020,000
	株主資本	8,712,086
	資本金	1
	利益剰余金	8,712,085
	その他利益剰余金	8,712,085
	（うち当期純利益）	（2,196,758）
	合計	9,732,086

第37期決算公告　2025年７月２日
大阪市中央区瓦町二丁目１番１号
株式会社トーコー
代表取締役社長　山田　直造
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,151,526
	固定資産	530,458
	合計	2,681,984
負純資産及びの部	流動負債	544,453
	（賞与引当金）	（128,200）
	固定負債	164,582
	（退職給付引当金）	（164,582）
	株主資本	1,972,949
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,932,462
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,922,462
	（うち当期純利益）	（325,165）
	合計	2,681,984

第６期決算公告
令和７年７月２日
佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
公益財団法人中冨スポーツ振興財団
理事長　中冨　一榮
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,643
	固定資産	902,592
	合計	906,235
負味債財及産びの正部	流動負債	3,651
	固定負債	12,500
	負債合計	16,151
	指定正味財産	890,084
	一般正味財産	0
	正味財産合計	890,084
	合計	906,235

第９期決算公告
令和７年７月２日
東京都港区海岸一丁目７番１号
公益財団法人孫正義育英財団
代表理事　孫　正義
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,330
	固定資産	1,596,398
	合計	1,599,728
負味債財及産びの正部	流動負債	4,101
	負債合計	4,101
	一般正味財産	1,595,627
	（特定資産充当額）	（1,561,475）
	正味財産合計	1,595,627
	合計	1,599,728

第11期決算公告
令和７年７月２日
東京都文京区本郷五丁目33番10号
一般社団法人日本ＵＡＳ産業振興協議会
代表理事　鈴木　真二
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	242,238
	固定資産	10,521
	繰延資産	5,903
	合計	258,664
負味債財及産びの正部	流動負債	44,215
	負債合計	44,215
	一般正味財産	214,448
	正味財産合計	214,448
	合計	258,664

第36期決算公告　令和７年７月２日
東京都品川区北品川１丁目19番５号
アルファコンピュータ株式会社
代表取締役　北福　正典
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,642,482
	固定資産	82,997
	資産合計	1,725,480
負純資産及びの部	流動負債	553,227
	（うち引当金）	（40,914）
	固定負債	83,420
	（うち引当金）	（74,367）
	株主資本	1,088,832
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,008,832
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	988,832
	（うち当期純利益）	（183,022）
	負債・純資産合計	1,725,480

第23期決算公告
令和７年６月２日
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目453番地２
株式会社ジオファイブ
代表取締役　五江渕　通
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	395,280
	固定資産	48,649
	合計	443,930
負純資産及びの部	流動負債	150,317
	固定負債	45,528
	株主資本	248,085
	資本金	20,000
	利益剰余金	228,085
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	223,085
	（うち当期純利益）	（34,114）
	合計	443,930

第25期決算公告　令和７年７月２日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附１番地34
青森プラント株式会社
代表取締役　加藤　弘一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	845,664
	固定資産	190,179
	繰延資産	34,864
	合計	1,070,707
負純資産及びの部	流動負債	531,365
	固定負債	1,966
	株主資本	537,375
	資本金	30,000
	利益剰余金	507,375
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	499,875
	（うち当期純利益）	（189,501）
	合計	1,070,707

第 50 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
東京都港区芝浦２－１－13
双葉船舶株式会社
代表取締役　浅野　敦男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	167,078
	固定資産	350,576
	合計	517,655
負純資債及産のび部	流動負債	54,937
	固定負債	284,028
	株主資本	178,690
	資本金	10,000
	利益剰余金	168,690
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	166,190
	（うち当期純利益）	(4,640)
	合計	517,655

第 23 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
東京都品川区東品川四丁目12番８号
ＳＯＭＰＯケアフーズ株式会社
代表取締役　福田　崇彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,894,789
	固定資産	106,812
	合計	3,001,601
負純資債及産のび部	流動負債	2,252,452
	固定負債	131,940
	株主資本	617,209
	資本金	20,000
	利益剰余金	597,209
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	592,209
	（うち当期純利益）	(511,239)
	合計	3,001,601

第９期決算公告

令和７年６月18日
東京都中野区中央一丁目21番４号
株式会社ノーザ
代表取締役　石濱　人樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,195,946
	固定資産	4,364,908
	合計	6,560,854
負純資債及産のび部	流動負債	2,164,549
	固定負債	1,765,489
	株主資本	2,630,815
	資本金	95,000
	資本剰余金	2,088,140
	資本準備金	1,191,436
	その他資本剰余金	896,704
	利益剰余金	447,675
	その他利益剰余金	447,675
	（うち当期純損失）	(243,843)
	合計	6,560,854

第 55 期 決 算 公 告

2025年６月25日
新潟県長岡市北園町２番１号
オーエムエンジニアリング株式会社
代表取締役　佐脇　祐二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	16
	固定資産	—
	合計	16
負純資債及産のび部	流動負債	0
	固定負債	—
	株主資本	16
	資本金	10
	利益剰余金	6
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	16

第 14 期決算公告

令和７年６月９日
東京都千代田区神田小川町１丁目１番地５
株式会社リボルブ・シス
代表取締役　中尾　敬大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,440,485
	固定資産	2,121,870
	合計	6,562,356
負純資債及産のび部	流動負債	1,130,649
	賞与引当金	372,626
	固定負債	82,192
	株主資本	5,349,514
	資本金	20,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	5,325,514
	その他利益剰余金	5,325,514
	（うち当期純利益）	(404,408)
	合計	6,562,356

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月５日
東京都渋谷区円山町28－４
大場ビルＡ館２階ｂ室
株式会社コードタクト
代表取締役　後藤　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	799
	固定資産	88
	合計	888
負純資債及産のび部	流動負債	499
	株主資本	389
	資本金	3
	利益剰余金	386
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	385
	（うち当期純利益）	(108)
	合計	888

第 69 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
京都府福知山市長田野町１丁目48番地
株式会社ＧＳユアサ　モールディングス
代表取締役　酒井　政幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,109,112
	固定資産	698,716
	合計	1,807,828
負純資債及産のび部	流動負債	628,530
	固定負債	126,870
	株主資本	1,052,428
	資本金	400,000
	利益剰余金	652,428
	利益準備金	36,744
	その他利益剰余金	615,684
	（うち当期純利益）	(243,095)
	合計	1,807,828

第 20 期決算公告

令和７年６月16日
三重県鈴鹿市国府町7775番地２
株式会社ベスト・トランスポート
代表取締役　森下　茂明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,290,405
	固定資産	313,419
	合計	1,603,824
負純資債及産のび部	流動負債	617,596
	固定負債	2,012
	株主資本	984,216
	資本金	300,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	604,216
	利益準備金	430
	その他利益剰余金	603,786
	（うち当期純利益）	(99,830)
	合計	1,603,824

第 31 期決算公告

2025年６月25日
新潟県長岡市北園町２番１号
オムテック株式会社
代表取締役　吉沢　保

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	115
	固定資産	46
	合計	162
負純資債及産のび部	流動負債	45
	賞与引当金	1
	役員賞与引当金	1
	その他流動負債	42
	固定負債	—
	株主資本	116
	資本金	10
	利益剰余金	106
	その他利益剰余金	106
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	162

第８期決算公告

令和７年６月10日
大阪府大阪市北区芝田一丁目16番１号
株式会社ライフデザイン阪急阪神
代表取締役社長　石原　敏孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	276,806
	固定資産	155,401
	資産合計	432,207
負純資債及産のび部	流動負債	5,388
	賞与引当金	588
	その他	4,799
	固定負債	291,429
	株主資本	135,391
	資本金	100,000
	利益剰余金	35,391
	その他利益剰余金	35,391
	（うち当期純利益）	(3,476)
	負債・純資産合計	432,207

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月10日
大阪府大阪市北区芝田一丁目16番１号
株式会社ウェルビーイング阪急阪神
代表取締役社長　石原　敏孝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	515,184
	固定資産	119,581
	資産合計	634,765
負純資債及産のび部	流動負債	309,605
	固定負債	20,194
	株主資本	304,965
	資本金	100,000
	利益剰余金	204,965
	その他利益剰余金	204,965
	（うち当期純損失）	(48,235)
	負債・純資産合計	634,765

第 2 期 決 算 公 告

令和７年６月９日
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
株式会社京都ヘルスケアＩＴ
代表取締役　村山　　勝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	118,593
	固定資産	12,130
	合計	130,723
負純資債及産のび部	流動負債	39,575
	株主資本	91,148
	資本金	50,000
	利益剰余金	41,148
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	40,648
	（うち当期純利益）	(29,690)
	合計	130,723

第26期決算公告　令和７年７月２日
兵庫県赤穂市折方中水尾1513番地
赤穂海陸株式会社
代表取締役　中川　勉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	222,628
	固定資産	9,126
	合計	231,754
負債及び純資産の部	流動負債	111,215
	賞与引当金	44,460
	固定負債	11,069
	退職給付引当金	10,560
	株主資本	109,470
	資本金	30,000
	利益剰余金	79,470
	その他利益剰余金	79,470
	（うち当期純利益）	(4,471)
	合計	231,754

第112期決算公告　令和７年６月17日
大阪市天王寺区上本町九丁目４番17号
近鉄タクシー株式会社
代表取締役社長　市村　隆憲
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	811
	固定資産	802
	合計	1,613
負債及び純資産の部	流動負債	262
	固定負債	199
	株主資本	1,145
	資本金	100
	資本剰余金	336
	利益剰余金	708
	利益準備金	38
	その他利益剰余金	671
	（うち当期純利益）	(47)
	評価・換算差額等	8
	合計	1,613

第86期決算公告　2025年６月13日
大阪市中央区北浜２丁目６番18号
平和金属株式会社
代表取締役　益満信一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11,498
	固定資産	2,943
	合計	14,441
負債及び純資産の部	流動負債	8,320
	固定負債	965
	株主資本	3,672
	資本金	98
	資本剰余金	25
	利益剰余金	3,549
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	3,531
	（うち当期純利益）	(787)
	評価・換算差額等	1,484
	合計	14,441

第48期決算公告　2025年６月25日
島根県松江市宍道町佐々布75番地
オーエム金属工業株式会社
代表取締役　笹永　浩志
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,398
	固定資産	535
	合計	1,933
負債及び純資産の部	流動負債	1,020
	（うち賞与引当金）	(56)
	株主資本	886
	資本金	30
	利益剰余金	856
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	848
	（うち当期純利益）	(44)
	評価・換算差額等	27
	有価証券評価差額金	27
	合計	1,933

第31期決算公告
令和７年７月２日
兵庫県川西市滝山町17番８号
株式会社川西水道サービス
代表取締役　新田　稔
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,147
	固定資産	97,496
	合計	230,643
負債及び純資産の部	流動負債	38,418
	株主資本	192,225
	資本金	50,000
	利益剰余金	142,225
	その他利益剰余金	142,225
	（うち当期純利益）	(1,375)
	合計	230,643

第29期決算公告
令和７年６月18日
兵庫県加古郡播磨町新島27番地
株式会社松原テクノ
代表取締役　金川　彰夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,448,290
	固定資産	371,177
	合計	1,819,467
負債及び純資産の部	流動負債	390,004
	固定負債	43,365
	株主資本	1,386,097
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,366,097
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,362,347
	（うち当期純利益）	(138,873)
	合計	1,819,467

第28期決算公告
令和７年６月26日
岡山市北区内山下一丁目１番13号
テクノアシスト株式会社
代表取締役　富塚　照彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	61
	固定資産	141
	合計	203
負債及び純資産の部	流動負債	7
	固定負債	14
	株主資本	182
	資本金	50
	利益剰余金	132
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	131
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	203

第57期決算公告　令和７年６月26日
岡山市北区今四丁目９番23号
株式会社ＯＨＭＯＴＯホールディングス
代表取締役　大本つかさ
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	284
	固定資産	1,515
	合計	1,800
負債及び純資産の部	流動負債	1
	固定負債	800
	株主資本	998
	資本金	100
	利益剰余金	2,966
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,941
	（うち当期純利益）	(194)
	自己株式	△2,067
	合計	1,800

第25期決算公告
令和７年７月２日
岡山県岡山市南区西市522番地１
株式会社セットアップ
代表取締役　小川　睦明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	555,796
	固定資産	13,937
	合計	569,734
負債及び純資産の部	流動負債	165,620
	株主資本	404,113
	資本金	25,000
	利益剰余金	379,113
	その他利益剰余金	379,113
	（うち当期純利益）	(34,068)
	合計	569,734

第23期決算公告　令和７年６月９日
佐賀県佐賀市駅前中央１丁目５番地10
株式会社グループネットシステム
代表取締役　荒木　昌泰
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,757
	固定資産	18,693
	合計	76,451
負債及び純資産の部	流動負債	29,759
	賞与引当金	11,357
	固定負債	0
	株主資本	46,692
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	30,692
	その他利益剰余金	30,692
	（うち当期純損失）	(19,632)
	合計	76,451

第56期決算公告
令和７年６月20日
高知市北本町３丁目４番27号
株式会社テレビ高知
代表取締役社長　藤田　徹也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,290,342
	固定資産	3,035,965
	合計	7,326,307
負債及び純資産の部	流動負債	629,115
	固定負債	638,705
	株主資本	6,058,485
	資本金	300,000
	利益剰余金	5,758,485
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	5,683,485
	（うち当期純利益）	(95,686)
	合計	7,326,307

第40期決算公告
令和７年６月26日
岡山市北区今四丁目９番23号
クイント企画株式会社
代表取締役　大嶋　泰宏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	129
	固定資産	13
	合計	142
負債及び純資産の部	流動負債	5
	固定負債	8
	株主資本	129
	資本金	10
	利益剰余金	119
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	116
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	142

第32期決算公告

令和７年６月24日
沖縄県沖縄市登川１－９－７
琉球クオール株式会社
代表取締役　海老澤　修

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	431,161
	固定資産	41,507
	合計	472,668
負純資産及び部	流動負債	165,539
	固定負債	16,188
	株主資本	291,264
	資本金	75,000
	資本剰余金	59,000
	利益剰余金	157,264
	(うち当期純利益)	(17,588)
	評価・換算差額等	△323
	合計	472,668

第22期決算公告

令和７年７月２日
宮崎県延岡市中川原町五丁目4960番地
三井化学ＥＭＳ株式会社
代表取締役　裾分　啓士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	531
	固定資産	83
	合計	614
負純資産及び部	流動負債	182
	賞与引当金	108
	固定負債	104
	退職給付引当金	104
	株主資本	327
	資本金	100
	利益剰余金	227
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	224
	(うち当期純利益)	(6)
	合計	614

第35期決算公告

令和７年６月６日
熊本市東区健軍一丁目38番１号
九州テクニカルメンテナンス株式会社
代表取締役社長　酒井喜代司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,295
	固定資産	778
	合計	3,074
負純資産及び部	流動負債	662
	固定負債	79
	株主資本	2,331
	資本金	20
	利益剰余金	2,311
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,306
	(うち当期純利益)	(182)
	合計	3,074

第77期決算公告

令和７年５月28日
栃木県宇都宮市上横田町798番地
トヨタカローラ栃木株式会社
代表取締役　喜谷　悠大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,247,735	流動負債	8,736,054
固定資産	10,789,953	固定負債	1,837,670
繰延資産	2,154	株主資本	11,397,815
		資本金	30,000
		利益剰余金	11,439,815
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	11,432,315
		(うち当期純利益)	(916,452)
		自己株式	△72,000
		評価・換算差額等	1,068,303
		その他有価証券評価差額金	1,068,303
資産合計	23,039,842	負債・純資産合計	23,039,842

第15期決算公告

令和７年６月24日
札幌市東区伏古七条三丁目５番10号
株式会社第一岸本臨床検査センター
代表取締役　土井　克泰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,360,100	流動負債	2,564,070
固定資産	2,913,260	固定負債	609,092
		株主資本	8,098,165
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,936,256
		資本準備金	1,000,000
		その他資本剰余金	936,256
		利益剰余金	6,061,908
		その他利益剰余金	6,061,908
		(うち当期純利益)	(546,540)
		評価・換算差額等	2,033
資産合計	11,273,360	負債・純資産合計	11,273,360

第33期決算公告

令和７年７月２日　　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
ＭＣＣアドバンスドモールディングス株式会社
代表取締役社長　田西　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,474	流動負債	3,017
固定資産	2,948	固定負債	1,776
有形固定資産	2,320	負債合計	4,793
無形固定資産	113	株主資本	2,629
投資その他の資産	516	資本金	450
		資本剰余金	396
		利益剰余金	1,783
		利益準備金	113
		その他利益剰余金	1,670
		(うち当期純利益)	(492)
		純資産合計	2,629
資産合計	7,422	負債・純資産合計	7,422

第３期決算公告

令和７年６月26日　　東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
株式会社BlueMeme Partners
代表取締役　堀井洋裕樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	82,690	流動負債	6,533
固定資産	47,948	株主資本	126,603
		資本金	75,000
		資本剰余金	75,000
		資本準備金	75,000
		利益剰余金	△23,396
		その他利益剰余金	△23,396
		(うち当期純利益)	(1,126)
		評価・換算差額等	△2,497
		その他有価証券評価差額金	△2,497
資産合計	130,639	負債・純資産合計	130,639

第７期決算公告

令和７年７月２日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号城山トラストタワー
東京赤坂法律事務所内
Ｈｏｒｉｚｏｎ　Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ株式会社
代表取締役　樫村　光治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,805	流動負債	687
固定資産	726,126	固定負債	701,076
		負債合計	701,764
		株主資本	50,168
		資本金	5,000
		利益剰余金	45,168
		その他利益剰余金	45,168
		(うち当期純利益)	(3,076)
		純資産合計	50,168
資産合計	751,932	負債・純資産合計	751,932

債務引受に係るお知らせ

西日本高速道路株式会社社債の債権者各位

西日本高速道路株式会社第31回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第62回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年六月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、西日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和七年七月二日
神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　勝
大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

第 41 期 決 算 公 告

2025年６月24日

神奈川県横浜市磯子区新杉田町８番地
東芝コンピュータテクノロジー株式会社
代表取締役　鈴木　慶則

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	385,911	流動負債	177,544
固定資産	31,373	賞与引当金	82,884
		固定負債	52,125
		退職給付引当金	47,000
		役員退職慰労引当金	3,050
		その他長期引当金	2,075
		株主資本	187,614
		資本金	100,000
		利益剰余金	87,614
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	62,614
		（うち当期純利益）	(62,292)
資産合計	417,284	負債・純資産合計	417,284

第 71 期 決 算 公 告

2025年７月２日　神奈川県横浜市神奈川区栄町１番地１
株式会社桂精機製作所
代表取締役社長　丸茂　等

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,988,519	流動負債	5,566,629
固定資産	4,575,414	固定負債	3,116,070
		株主資本	6,619,533
		資本金	100,000
		資本剰余金	548,666
		資本準備金	204,652
		その他資本剰余金	344,014
		利益剰余金	6,179,433
		利益準備金	70,000
		その他利益剰余金	6,109,433
		（うち当期純利益）	(638,630)
		自己株式	△208,565
		評価・換算差額等	261,700
資産合計	15,563,934	負債・純資産合計	15,563,934

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　静岡県島田市金谷東二丁目1112番地の２
大井川鐵道株式会社
代表取締役　鳥塚　亮

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	297,882	流動負債	875,041
固定資産	4,592,966	固定負債	1,372,864
有形固定資産	4,570,927	負債合計	2,247,905
無形固定資産	8,347	株主資本	2,642,943
投資その他の資産	13,691	資本金	100,000
		資本剰余金	412,200
		資本準備金	150,000
		その他資本剰余金	262,200
		利益剰余金	2,130,743
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,125,743
		（内当期純損失）	(173,713)
		純資産合計	2,642,943
資産合計	4,890,848	負債・純資産合計	4,890,848

第 42 期 決 算 公 告

2025年７月２日　神奈川県川崎市麻生区南黒川６番２号
株式会社Sohwa＆Sophia Technologies
代表取締役　塩田　勝一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,355	流動負債	367
固定資産	1,027	株主資本	3,014
		資本金	497
		資本剰余金	301
		資本準備金	189
		その他資本剰余金	112
		利益剰余金	2,328
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	2,328
		（うち当期純利益）	(153)
		自己株式	△112
資産合計	3,382	負債・純資産合計	3,382

第 24 期 決 算 公 告

2025年７月２日

大阪市天王寺区清水谷町２番37号
テルウェル西日本株式会社
代表取締役　山田　邦裕

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,823,964	流動負債	7,880,693
固定資産	6,730,281	固定負債	5,283,003
		退職給付引当金	3,816,011
		株主資本	9,390,548
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,989,200
		その他資本剰余金	2,989,200
		利益剰余金	6,301,348
		利益準備金	322,230
		その他利益剰余金	5,979,118
		（うち当期純損失）	(62,819)
資産合計	22,554,244	負債・純資産合計	22,554,244

（注）記載金額は千円未満を四捨五入表示

第 46 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

三重県桑名市長島町福吉字青鷺川879番地の５
株式会社サニーランド
代表取締役　片山　義規

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	165	流動負債	121
固定資産	2,088	賞与引当金	2
		固定負債	2,005
		退職給付引当金	7
		株主資本	126
		資本金	98
		資本剰余金	235
		その他資本剰余金	235
		利益剰余金	△206
		その他利益剰余金	△206
		（うち当期純利益）	(42)
資産合計	2,253	負債・純資産合計	2,253

第 93 期 決 算 公 告

令和７年６月19日

島根県出雲市渡橋町416番地
山陰パナソニック株式会社
代表取締役社長　渡部幸太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,674,296	流動負債	2,268,969
固定資産	3,139,085	賞与引当金	258,600
繰延資産	128,491	その他	2,010,369
		固定負債	513,655
		退職給付引当金	356,839
		その他	156,816
		株主資本	10,159,248
		資本金	100,000
		利益剰余金	10,059,248
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	10,034,248
		（うち当期純利益）	(330,508)
資産合計	12,941,872	負債・純資産合計	12,941,872

第 52 期 決 算 公 告

2025年７月２日　鳥取県米子市東福原四丁目18番10号
エフピコ上田株式会社
代表取締役　松原　修

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	627,719	流動負債	552,316
固定資産	657,479	固定負債	41,789
		株主資本	585,097
		資本金	10,450
		資本剰余金	150
		資本準備金	150
		利益剰余金	574,497
		利益準備金	1,200
		その他利益剰余金	573,297
		（うち当期純利益）	(131,906)
		評価・換算差額等	105,995
		その他有価証券評価差額金	105,995
資産合計	1,285,199	負債・純資産合計	1,285,199

第 76 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 20 日

山口県周南市都町一丁目57番地
株 式 会 社 シ マ ヤ
代表取締役社長　原田　道太

貸借対照表の要旨　(2025年３月31日現在)　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,209	流動負債	1,061
固定資産	2,480	固定負債	434
		株主資本	4,704
		資本金	100
		利益剰余金	4,604
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,579
		(うち当期純利益)	(212)
		評価・換算差額等	489
		その他有価証券評価差額金	436
		土地再評価差額金	53
資産合計	6,690	負債・純資産合計	6,690

第 38 期 決 算 公 告

2025 年 7 月 2 日

広島県福山市曙町一丁目13番13号
エフピコ商事株式会社
代表取締役　小松　毅至

貸借対照表の要旨　(2025年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,784,756	流動負債	3,772,209
固定資産	2,067,089	固定負債	223,154
		株主資本	7,831,285
		資本金	400,000
		資本剰余金	276,000
		その他資本剰余金	276,000
		利益剰余金	7,155,285
		利益準備金	123,747
		その他利益剰余金	7,031,538
		(うち当期純利益)	(696,195)
		評価・換算差額等	25,197
		その他有価証券評価差額金	25,197
資産合計	11,851,846	負債・純資産合計	11,851,846

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月 20 日

長崎県諫早市貝津町2165番地
長菱ハイテック株式会社
代表取締役　水口　一人

貸借対照表の要旨　(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,142,121	流動負債	221,695
固定資産	622,508	固定負債	81,963
		株主資本	1,457,059
		資本金	92,000
		利益剰余金	1,372,312
		利益準備金	4,985
		その他利益剰余金	1,367,327
		(うち当期純利益)	(90,842)
		自己株式	△7,253
		評価・換算差額等	3,912
		その他有価証券評価差額金	3,912
資産合計	1,764,629	負債・純資産合計	1,764,629

第 22 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

山口県山陽小野田市大字小野田字港6289番159
共英リサイクル株式会社
代表取締役社長　藤岡　進一

貸借対照表の要旨　(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,873,265	流動負債	266,895
固定資産	77	固定負債	79,333
有形固定資産	0	**負債合計**	**346,228**
無形固定資産	0	株主資本	1,527,114
投資その他の資産	77	資本金	495,000
		資本剰余金	495,000
		資本準備金	495,000
		利益剰余金	537,114
		その他利益剰余金	537,114
		(うち当期純損失)	(359,822)
		純資産合計	**1,527,114**
資産合計	1,873,342	負債・純資産合計	1,873,342

第 51 期 決 算 公 告

2025 年 7 月 2 日

東京都渋谷区代々木三丁目25番３号
株式会社インテックソリューションパワー
代表取締役　泉　肇一

貸借対照表の要旨　(2025年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,372,248	流動負債	1,943,532
固定資産	2,210,624	固定負債	1,423,345
有形固定資産	74,766	株主資本	4,214,796
無形固定資産	7,411	資本金	100,000
投資その他の資産	2,128,446	資本剰余金	193,550
		資本準備金	20,500
		その他資本剰余金	173,050
		利益剰余金	3,921,246
		利益準備金	42,762
		その他利益剰余金	3,878,484
		(うち当期純利益)	(684,980)
		評価・換算差額等	1,197
		有価証券評価差額金	1,197
資産合計	7,582,873	負債・純資産合計	7,582,873

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月 25 日

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷３丁目４番６号
株式会社オアシス
代表取締役　荒木　卓嗣

貸借対照表の要旨　(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	506,850	流動負債	513,580
固定資産	314,366	賞与引当金	13,212
		固定負債	118,920
		退職給付引当金	10,222
		株主資本	188,715
		資本金	11,000
		資本剰余金	500,000
		その他資本剰余金	500,000
		利益剰余金	△322,284
		その他利益剰余金	△322,284
		(うち当期純損失)	(28,456)
資産合計	821,217	負債・純資産合計	821,217

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月 13 日

東京都渋谷区代々木二丁目16番２号
株式会社ｍｐｉ松香フォニックス
代表取締役社長　竹村千栄子

貸借対照表の要旨　(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	185,198	流動負債	40,586
固定資産	39,921	賞与引当金	4,111
		役員賞与引当金	2,558
		固定負債	22,328
		役員退職慰労引当金	6,313
		退職給付引当金	12,486
		株主資本	162,205
		資本金	50,000
		利益剰余金	112,205
		利益準備金	4,875
		その他利益剰余金	107,329
		(うち当期純損失)	(45,343)
資産合計	225,119	負債・純資産合計	225,119

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月 27 日

東京都中央区新富１丁目18番８号
株式会社ポリテック・エイディディ
代表取締役　望月　宣典

貸借対照表の要旨　(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	820,438	流動負債	451,369
固定資産	56,640	賞与引当金	58,135
		その他	393,234
		固定負債	47,910
		退職給付引当金	47,910
		負債合計	**499,279**
		株主資本	377,799
		資本金	30,000
		利益剰余金	347,799
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	340,299
		(うち当期純利益)	(84,480)
		純資産合計	**377,799**
資産合計	877,078	負債・純資産合計	877,078

第 105 期 決 算 公 告

令和７年７月２日　東京都江東区若洲二丁目３番２号
望 月 海 運 株 式 会 社
代表取締役社長　則竹　正敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	317,750	流動負債	221,331
固定資産	730,373	固定負債	126,451
		負債合計	**347,783**
		株主資本	700,340
		資本金	100,000
		資本剰余金	7
		（資本準備金）	(7)
		利益剰余金	600,333
		（利益準備金）	(25,000)
		（その他利益剰余金）	(575,333)
		（うち当期純利益）	(22,696)
		純資産合計	**700,340**
資産合計	**1,048,123**	**負債・純資産合計**	**1,048,123**

第 31 期 決 算 公 告

2025年７月２日　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
株式会社ＯＴトランスポート
代表取締役社長　清水　康司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	237,126	流動負債	45,650
固定資産	11,315	賞与引当金	3,386
		固定負債	3,272
		役員退職慰労引当金	1,462
		株主資本	199,316
		資本金	60,000
		利益剰余金	139,316
		その他利益剰余金	139,316
		（うち当期純損失）	(14,083)
		評価・換算差額等	203
		その他有価証券評価差額金	203
資産合計	**248,442**	**負債・純資産合計**	**248,442**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都千代田区神田和泉町１番地
住商アグリビジネス株式会社
代表取締役社長　得井　理史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,602	流動負債	14,673
固定資産	4,372	固定負債	988
有形固定資産	3,782	株主資本	5,294
無形固定資産	169	資本金	250
投資その他の資産	420	資本剰余金	2,836
		資本準備金	1,249
		その他資本剰余金	1,586
		利益剰余金	2,208
		利益準備金	118
		その他利益剰余金	2,089
		（うち当期純利益）	(905)
		評価・換算差額等	19
		繰延ヘッジ損益	19
資産合計	**20,975**	**負債・純資産合計**	**20,975**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
東京都新宿区西新宿六丁目２番16号カンノビル３階
株式会社シーオーメディカル
代表取締役　瀬出井　亮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,487,839	流動負債	433,256
固定資産	228,300	賞与引当金	1,387
		固定負債	518,802
		株主資本	767,887
		資本金	30,000
		利益剰余金	737,887
		利益準備金	6,779
		その他利益剰余金	731,107
		（うち当期純利益）	(141,480)
		評価・換算差額等	△3,806
		その他有価証券評価差額金	△3,806
資産合計	**1,716,139**	**負債・純資産合計**	**1,716,139**

令 和 ６ 年 度 決 算 公 告

令和７年７月２日　東京都千代田区六番町４番地５
株式会社room NB
代表取締役　髙際　謙二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,027,039	流動負債	2,621,552
固定資産	30,305	（うち引当金）	(48,269)
		固定負債	613
		負債合計	**2,622,165**
		株主資本	1,435,179
		資本金	300,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	300,000
		利益剰余金	835,179
		その他利益剰余金	835,179
		（うち当期純利益）	(437,987)
		純資産合計	**1,435,179**
資産合計	**4,057,344**	**負債・純資産合計**	**4,057,344**

第 79 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都中央区銀座６丁目17番１号
株式会社クリマテック
代表取締役執行役員社長　前原　邦彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,609,338	流動負債	6,017,386
固定資産	4,339,931	固定負債	1,019,264
		負債合計	**7,036,650**
		株主資本	8,027,545
		資本金	300,000
		資本剰余金	82,472
		その他資本剰余金	82,472
		利益剰余金	7,645,072
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	7,570,072
		（うち当期純利益）	(905,841)
		評価・換算差額等	1,885,073
		純資産合計	**9,912,619**
資産合計	**16,949,269**	**負債・純資産合計**	**16,949,269**

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　東京都台東区上野５丁目８番５号
オート化学工業株式会社
代表取締役　大熊　千之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,270,944	流動負債	4,341,369
固定資産	4,114,297	固定負債	2,091,741
		株主資本	4,836,686
		資本金	157,500
		資本剰余金	37,500
		資本準備金	37,500
		利益剰余金	4,641,686
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	4,611,686
		（うち当期純損失）	(272,178)
		評価・換算差額等	115,445
		その他有価証券評価差額金	115,445
資産合計	**11,385,241**	**負債・純資産合計**	**11,385,241**

令 和 ６ 年 度 決 算 公 告

令和７年７月２日　東京都千代田区六番町４番地５
株式会社ミュージックレイン
代表取締役　屋代　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	909,606	流動負債	461,260
固定資産	76,764	（うち引当金）	(17,557)
		固定負債	3,544
		（うち引当金）	(3,240)
		負債合計	**464,804**
		株主資本	521,565
		資本金	480,000
		利益剰余金	41,565
		利益準備金	24,574
		その他利益剰余金	16,991
		（うち当期純損失）	(7,143)
		純資産合計	**521,565**
資産合計	**986,370**	**負債・純資産合計**	**986,370**

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月23日　東京都港区港南二丁目３番13号
株式会社ヒューマンルネッサンス研究所
代表取締役社長　立石　郁雄

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	95,458	流動負債	28,573
固定資産	5,000	賞与引当金	9,890
		固定負債	2,220
		退職給付引当金	2,170
		株主資本	69,665
		資本金	50,000
		利益剰余金	19,665
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	7,165
		（うち当期純利益）	(9,638)
資産合計	100,459	負債・純資産合計	100,459

㈱　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

第 50 期 決 算 公 告

2025年７月２日　東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
桜ホース株式会社
代表取締役　伊藤　宏

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,665,922	流動負債	1,367,354
固定資産	109,356	固定負債	25,236
		負債合計	1,392,591
		株主資本	329,961
		資本金	30,000
		利益剰余金	299,961
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	292,461
		（うち当期純利益）	(13,349)
		評価・換算差額等	52,726
		その他有価証券評価差額金	52,726
		純資産合計	382,688
資産合計	1,775,279	負債・純資産合計	1,775,279

第 27 期 決 算 公 告

令和７年６月18日　福島県福島市笹木野字舘１番地
ＯＫＩシンフォテック株式会社
代表取締役　富澤　将一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,298,083	流動負債	2,046,205
固定資産	730,361	受注損失引当金	13,841
有形固定資産	473,050	製品保証引当金	2,611
無形固定資産	21,075	固定負債	422,332
投資その他の資産	236,235	役員退職給付引当金	5,100
		退職給付引当金	417,232
		株主資本	559,907
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	459,907
		利益準備金	1,500
		その他利益剰余金	458,407
		（うち当期純利益）	(115,552)
資産合計	3,028,444	負債・純資産合計	3,028,444

第 54 期 決 算 公 告

令和７年７月２日
富山県高岡市吉久一丁目１番145号
日重建設株式会社
代表取締役　高橋　和敏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,241,645	流動負債	317,609
固定資産	329,056	（賞与引当金）	(55,935)
		株主資本	1,253,192
		資本金	80,000
		利益剰余金	1,173,192
		利益準備金	7,100
		その他利益剰余金	1,166,092
		（うち当期純利益）	(162,000)
		評価・換算差額等	△99
		その他有価証券評価差額金	△99
資産合計	1,570,701	負債・純資産合計	1,570,701

第 20 期 決 算 公 告

2025年６月16日　東京都中央区八丁堀一丁目５番１号
セントレード証券株式会社
代表取締役　陳　海騰

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,815,064	流動負債	1,292,403
固定資産	111,179	固定負債	6,000
		株主資本	627,839
		資本金	450,000
		資本剰余金	79,167
		資本準備金	7,035
		その他資本剰余金	72,132
		利益剰余金	113,671
		利益準備金	105,465
		その他利益剰余金	8,206
		（うち当期純利益）	(200,901)
		自己株式	△15,000
資産合計	1,926,243	負債・純資産合計	1,926,243

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都品川区北品川四丁目７番35号
森トラスト・レジデンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　豊田　光哉

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,211,752	流動負債	307,048
固定資産	65,074	（うち賞与引当金）	(23,689)
		固定負債	31,670
		（うち退職給付引当金）	(26,846)
		株主資本	938,107
		資本金	90,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	838,107
		利益準備金	32,960
		その他利益剰余金	805,147
		（うち当期純利益）	(120,851)
資産合計	1,276,826	負債・純資産合計	1,276,826

第 22 期 決 算 公 告

2025年６月24日　大阪市西区千代崎３丁目南２番37号
大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社
代表取締役　下茂　貴博

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,406,503	流動負債	1,900,482
固定資産	1,757,483	（賞与引当金）	(727,878)
		固定負債	2,581,028
		（退職給付引当金）	(2,428,540)
		株主資本	682,475
		資本金	50,000
		資本剰余金	38,763
		資本準備金	38,763
		利益剰余金	593,712
		その他利益剰余金	593,712
		（うち当期純利益）	(184,579)
資産合計	5,163,986	負債・純資産合計	5,163,986

第 40 期 決 算 公 告

2025年６月27日
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の１
日本テレネット株式会社
代表取締役会長兼社長　瀧　麻由香

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,139,882	流動負債	588,887
固定資産	1,294,168	固定負債	206,971
有形固定資産	133,686	株主資本	3,638,788
無形固定資産	145,052	資本金	419,950
投資その他の資産	1,015,429	資本剰余金	22,823
		資本準備金	22,823
		利益剰余金	3,452,306
		利益準備金	88,126
		その他利益剰余金	3,364,180
		（うち当期純利益）	(515,714)
		自己株式	△256,292
		評価・換算差額等	△595
資産合計	4,434,051	負債・純資産合計	4,434,051

第 33 期決算公告　2025年６月11日
北海道稚内市はまなす４丁目９番12号
株式会社カタクラフーズ
代表取締役社長　長谷川正二
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	432
	固定資産	279
	合計	711
負債及び純資産の部	流動負債	663
	（賞与引当金）	(6)
	固定負債	41
	（退職給付引当金）	(7)
	株主資本	6
	資本金	200
	利益剰余金	△193
	その他利益剰余金	△193
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	711

Public Notice of Financial Statement
July, 2, 2025
NOVEL WORK Ichigaya 7F, 2—3, Honmura-cho, Ichigaya, Shinjuku-ku, Tokyo
開発創新管理顧問股斌有限公司
Representative in Japan : Takehiko Fukuoka
Summary of Balance Sheet　(as of December 31, 2024)(Unit : New Taiwan dollar)

Assets		Liabilities and equity	
Account	Amount	Account	Amount
Current assets	28,722,853	Current liabilities	16,739,895
Non-current assets	11,792,543	Non-current liabilities	1,124,573
		Total liabilities	**17,864,468**
		Equity	22,650,928
		Share capital	20,000,000
		Retained earnings	2,650,928
		Statutory surplus reserves	1,986,325
		Undistributed earnings	866,330
		Cumulative translation adjustment	(201,727)
		Total equity	**22,650,928**
Total assets	**40,515,396**	**Total liabilities and equity**	**40,515,396**

第 18 期決算公告　令和７年７月２日
北海道小樽市銭函３丁目503番地10
北一化学株式会社
代表取締役　西竹　章
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	446,111
	固定資産	201,898
	合計	648,009
負債及び純資産の部	流動負債	360,958
	固定負債	214,434
	株主資本	72,617
	資本金	20,000
	利益剰余金	52,617
	利益準備金	4,050
	その他利益剰余金	48,567
	（うち当期純利益）	(27,061)
	合計	648,009

Public Notice for Financial Statements
July 2, 2025　Prinses Beatrixlaan 35, 2595 AK The Hague, The Netherlands
Aramco Overseas Company B.V.
Representative in Japan : Khalid A. Al-Harbi
Summaries of the Balance Sheet
(As of December 31, 2024)　(Unit : US$1 million)

Items	Amount	Items	Amount
Current Assets	3,719	Current Liabilities	449
Non-current Assets	34,267	Non-current Liabilities	4,673
		Provisions	247
		Shareholder's Equity	32,617
		Share capital	18,626
		Additional paid in capital	4,781
		Retained earnings	8,297
		Others	913
Total of Assets	**37,986**	**Total of Liabilities and Net Assets**	**37,986**

第 27 期決算公告　令和７年６月20日
札幌市東区苗穂町14丁目２番１号
株式会社明販流通
代表取締役　田中　愼二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	94,020
	固定資産	87,073
	合計	181,093
負債及び純資産の部	流動負債	80,132
	固定負債	84,255
	株主資本	16,706
	資本金	20,000
	利益剰余金	△3,294
	その他利益剰余金	△3,294
	（うち当期純利益）	(134)
	合計	181,093

第 58 期決算公告
2025年６月18日　札幌市中央区北１条西１丁目６番地
北海道テレビ放送株式会社
代表取締役社長　寺内　達郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	11,121		流動負債	2,089
固定資産	9,763		（賞与引当金）	(169)
有形固定資産	8,492		固定負債	4,719
無形固定資産	23		（退職給付引当金）	(588)
投資その他の資産	1,247		株主資本	13,911
			資本金	750
			利益剰余金	13,161
			利益準備金	187
			その他利益剰余金	12,974
			評価・換算差額等	164
資産合計	20,885		負債・純資産合計	20,885

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,134
売上原価	6,430
売上総利益	5,703
販売費及び一般管理費	4,877
営業利益	826
営業外収益	74
営業外費用	46
経常利益	854
特別利益	0
特別損失	13
税引前当期純利益	840
法人税、住民税及び事業税	245
法人税等調整額	2
当期純利益	592

第 45 期決算公告　令和７年６月24日
山形県鶴岡市宝田一丁目15番80号
株式会社ＪＶＣケンウッド山形
取締役社長　渡辺　幸司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	472
	固定資産	583
	資産合計	1,056
負債及び純資産の部	流動負債	286
	うち賞与引当金	164
	固定負債	549
	うち退職給付引当金	547
	株主資本	220
	資本金	10
	利益剰余金	210
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	184
	（うち当期純利益）	(39)
	負債・純資産合計	1,056

第 26 期決算公告
2025年７月２日　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
日本風力開発株式会社
代表取締役　藤谷　雅義
貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,828,046	流動負債	43,473,118
固定資産	12,323,420	株式給付引当金	18,386
		固定負債	1,206,607
		株式給付引当金	13,337
		株主資本	11,437,904
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,514,042
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	20,489,042
		利益剰余金	△9,176,138
		その他利益剰余金	△9,176,138
		評価・換算差額等	33,837
		有価証券評価差額金	33,837
資産合計	56,151,467	負債・純資産合計	56,151,467

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,598,936
売上原価	738,198
売上総利益	1,860,738
販売費及び一般管理費	2,791,212
営業損失	930,474
営業外収益	140,646
営業外費用	499,839
経常損失	1,289,667
特別利益	265,836
特別損失	151,448
税引前当期純損失	1,175,279
法人税、住民税及び事業税	11,292
法人税等調整額	△171,127
当期純損失	1,015,445

第　３　期　決　算　公　告

令和７年７月２日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社ツインシティワン
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	16,387	流動負債	138
流動資産	539	固定負債	10,890
固定資産	15,848	**負債合計**	**11,029**
その他の資産	1,499	社員資本	6,857
流動資産	1,406	特定資本金	1
固定資産	79	優先資本金	7,226
繰延資産	12	剰余金	△369
		当期未処理損失	369
		純資産合計	**6,857**
資産合計	**17,886**	**負債・純資産合計**	**17,886**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	376
営業費用	605
営業損失	228
営業外費用	0
経常損失	228
税引前当期純損失	228
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	229
前期繰越損失	139
当期未処理損失	369

第　４　期　決　算　公　告

令和７年７月２日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社セントラルプロパティーズ
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	15,117	流動負債	283
流動資産	851	固定負債	10,608
固定資産	14,265	**負債合計**	**10,891**
有形固定資産	14,265	社員資本	4,573
その他の資産	348	特定資本金	0
流動資産	273	優先資本金	5,260
固定資産	0	剰余金	△686
投資その他の資産	0	当期未処理損失	686
繰延資産	74	**純資産合計**	**4,573**
資産合計	**15,465**	**負債・純資産合計**	**15,465**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	488
営業費用	434
営業利益	54
営業外収益	0
経常利益	54
税引前当期純利益	54
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	53
前期繰越損失	740
当期未処理損失	686

第　18　期　決　算　公　告

2025年７月２日　東京都新宿区西新宿一丁目25番１号
インコム・ジャパン株式会社
代表取締役　荒井　琢麿

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	171,130	流動負債	174,778
固定資産	10,512	（賞与引当金）	(111)
		（販売促進引当金）	(100)
		固定負債	232
		（退職給付引当金）	(191)
		株主資本	6,631
		資本金	200
		利益剰余金	6,431
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	6,381
資産合計	**181,643**	**負債・純資産合計**	**181,643**

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	43,110
売上原価	33,272
売上総利益	9,837
販売費及び一般管理費	6,627
営業利益	3,210
営業外収益	307
営業外費用	118
経常利益	3,398
特別損失	401
税引前当期純利益	2,997
法人税、住民税及び事業税	1,319
法人税等調整額	△45
当期純利益	1,723

第　29　期　決　算　公　告

令和７年７月２日
神奈川県伊勢原市石田200
株式会社アマダリース
代表取締役社長　竹岡　輝久

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,622	流動負債	23,778
固定資産	288	固定負債	38
		負債合計	**23,817**
		株主資本	2,093
		資本金	300
		利益剰余金	1,793
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	1,718
		純資産合計	**2,093**
資産合計	**25,910**	**負債・純資産合計**	**25,910**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,042
売上原価	6,142
売上総利益	899
販売費及び一般管理費	555
営業利益	343
営業外収益	0
営業外費用	2
経常利益	341
税引前当期純利益	341
法人税、住民税及び事業税	154
法人税等調整額	△56
当期純利益	243

第 41 期決算公告

令和７年６月17日
埼玉県所沢市大字亀ケ谷字東原65番地６
日本マックランド株式会社
代表取締役社長　道辻純一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	72
	固定資産	12
	合計	**84**
負純資債産及のび部	流動負債	62
	固定負債	—
	株主資本	22
	資本金	10
	利益剰余金	12
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	11
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	**84**

第 57 期決算公告

令和７年６月17日
兵庫県尼崎市東海岸町１番地83
日興油脂株式会社
代表取締役社長　野路　幸宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,981
	固定資産	666
	合計	**2,647**
負純資債産及のび部	流動負債	627
	固定負債	651
	株主資本	1,248
	資本金	10
	利益剰余金	1,238
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	1,233
	（うち当期純利益）	(227)
	評価・換算差額等	120
	合計	**2,647**

第 21 期決算公告　令和７年６月24日

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城104番地
四国風力発電株式会社
代表取締役　中谷　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	141,071
	固定資産	1,138,950
	繰延資産	10,258
	資産合計	**1,290,280**
負純資債産及のび部	流動負債	465,234
	固定負債	385,372
	株主資本	439,673
	資本金	498,000
	資本剰余金	488,000
	資本準備金	488,000
	利益剰余金	△546,326
	その他利益剰余金	△546,326
	（うち当期純損失）	(112,363)
	負債・純資産合計	**1,290,280**

第 25 期決算公告　令和７年６月12日

福岡県糟屋郡宇美町障子岳南３－９－６
ヤンマーエネルギーシステム製造株式会社
代表取締役　進　　敏幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,915
	固定資産	1,537
	繰延資産	5
	資産合計	**3,457**
負純資債産及のび部	流動負債	1,422
	固定負債	443
	株主資本	1,592
	資本金	90
	資本剰余金	50
	利益剰余金	1,452
	利益準備金	35
	その他利益剰余金	1,417
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	**3,457**

第12期決算公告

令和７年６月24日
福岡県福岡市中央区渡辺通４丁目８―28
シグマパワージャネックス株式会社
代表取締役　中谷　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	341,947
	固定資産	1,347,435
	資産合計	1,689,382
負債及び純資産の部	流動負債	530,914
	固定負債	611,785
	株主資本	546,683
	資本金	490,000
	資本剰余金	23,218
	資本準備金	23,218
	利益剰余金	33,464
	利益準備金	8,521
	その他利益剰余金	24,943
	（うち当期純損失）	(41,220)
	負債・純資産合計	1,689,382

第41期決算公告

2025年７月２日　石川県能美市岩内町１番地１
加賀東芝エレクトロニクス株式会社
取締役社長　相田　聡

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	44,403	流動負債	120,117
固定資産	93,045	固定負債	6,073
有形固定資産	89,550	負債合計	126,190
無形固定資産	1,135	株主資本	11,257
投資その他の資産	2,359	資本金	3,300
		資本剰余金	10,746
		その他資本剰余金	10,746
		利益剰余金	△ 2,788
		利益準備金	825
		その他利益剰余金	△ 3,613
		純資産合計	11,257
資産合計	137,448	負債・純資産合計	137,448

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	70,933
売上原価	68,813
売上総利益	2,119
販売費及び一般管理費	1,548
営業利益	570
営業外収益	4,332
営業外費用	6,102
経常損失	1,199
特別利益	1,674
税引前当期純利益	475
法人税、住民税及び事業税	△ 102
法人税等調整額	△ 150
当期純利益	728

第27期決算公告

2025年７月２日
北九州市小倉北区浅野二丁目14番１号
小倉興産株式会社
代表取締役　秀　一生

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	626,138
	固定資産	22,048
	合計	648,187
負債及び純資産の部	流動負債	104,388
	固定負債	9,286
	株主資本	534,512
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,006
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	6
	利益剰余金	384,505
	その他利益剰余金	384,505
	（うち当期純利益）	(37,550)
	合計	648,187

第79期決算公告

令和７年７月２日
東京都世田谷区経堂一丁目13番９号
リテラス経堂102
株式会社レオーネ
代表取締役　松﨑　和司

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,073
	資産合計	12,073
負債及び純資産の部	流動負債	180
	負債合計	180
	株主資本	11,893
	資本金	10,800
	利益剰余金	1,093
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	△1,606
	（うち当期純損失）	(399)
	純資産合計	11,893
	負債・純資産合計	12,073

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五十万円減少し三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二日
東京都世田谷区経堂一丁目一三番九号
リテラス経堂一〇二
株式会社レオーネ
代表取締役　松﨑　和司

第１期決算公告

令和７年６月12日
福岡市博多区博多駅前２丁目19番22号
九州Ｍ＆Ａアドバイザーズ株式会社
代表取締役　米本　明弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	303,499
	固定資産	32,211
	繰延資産	2,778
	資産合計	338,489
負債及び純資産の部	流動負債	4,570
	固定負債	9,059
	株主資本	324,859
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△75,140
	その他利益剰余金	△75,140
	（うち当期純損失）	(75,140)
	負債・純資産合計	338,489

第３期決算公告

令和７年６月27日
千葉県成田市古込字込前155番地
株式会社Green Energy Frontier
代表取締役　西本　忠義

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,668,324	流動負債	2,438,190
固定資産	3,894,423	固定負債	109,191
		負債合計	2,547,381
		株主資本	13,015,367
		資本金	1,827,500
		資本剰余金	5,479,520
		資本準備金	5,479,520
		利益剰余金	5,708,346
		その他利益剰余金	5,708,346
		純資産合計	13,015,367
資産合計	15,562,748	負債・純資産合計	15,562,748

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	14,975,154
売上原価	10,556,443
売上総利益	4,418,710
販売費及び一般管理費	312,854
営業利益	4,105,855
営業外収益	118,298
営業外費用	1,125
経常利益	4,223,029
特別損失	2,153
税引前当期純利益	4,220,875
法人税、住民税及び事業税	1,224,813
法人税等調整額	△4,765
当期純利益	3,000,827

第１期決算公告

2025年７月２日
熊本県上益城郡益城町宮園404―１
くまもと地域みらいエネルギー株式会社
代表取締役　佐々木　周

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,021
	固定資産	—
	繰延資産	300
	資産合計	17,321
負債及び純資産の部	流動負債	73
	固定負債	—
	株主資本	17,248
	資本金	20,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△2,751
	その他利益剰余金	△2,751
	（うち当期純損失）	(2,751)
	負債・純資産合計	17,321

第２期決算公告

令和７年７月２日
東京都港区海岸一丁目７番１号
Ｇｅｎ－ＡＸ株式会社
代表取締役　砂金信一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,034,387	流動負債	253,635
固定資産	241,510	（賞与引当金）	(20,623)
		負債合計	253,635
		株主資本	2,022,262
		資本金	1,250,000
		資本剰余金	1,250,000
		資本準備金	1,250,000
		利益剰余金	△477,737
		その他利益剰余金	△477,737
		純資産合計	2,022,262
資産合計	2,275,897	負債・純資産合計	2,275,897

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	17,300
売上原価	5,412
売上総利益	11,887
販売費及び一般管理費	479,675
営業損失	467,788
営業外収益	1,298
営業外費用	8,776
経常損失	475,265
税引前当期純損失	475,265
法人税、住民税及び事業税	2,266
当期純損失	477,532

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月２日　　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

GLP Japan DH４特定目的会社

取締役　名古路秀和

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	34,620,050	流動負債	7,302
投資その他の資産	34,620,050	固定負債	500,000
特定資産合計	34,620,050	負債合計	507,302
その他の資産	4,095,253	社員資本	38,208,000
流動資産	3,583,332	特定資本金	120,100
固定資産	500,000	優先資本金	34,618,050
繰延資産	11,921	剰余金	3,469,850
		当期未処分利益	3,469,850
その他の資産合計	4,095,253	純資産合計	38,208,000
合計	38,715,303	合計	38,715,303

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,514,884
営業費用	12,980
営業利益	3,501,903
営業外収益	43
営業外費用	—
経常利益	3,501,946
税引前当期純利益	3,501,946
法人税、住民税及び事業税	4,054
当期純利益	3,497,892
前期繰越損失	28,042
当期未処分利益	3,469,850

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
宮崎県都城市高城町有水1941番地
南國興産株式会社
代表取締役社長　弓削　昭男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,781
	固定資産	5,544
	合計	10,326
負債及び純資産の部	流動負債	2,099
	固定負債	342
	株主資本	7,885
	資本金	90
	資本剰余金	89
	利益剰余金	7,705
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	7,686
	（うち当期純利益）	（1,183）
	合計	10,326

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月２日　　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

上尾ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	269,371	流動負債	6,496
流動資産	268,321	負債合計	6,496
繰延資産	1,050	社員資本	262,874
		特定資本金	200
		優先資本金	337,800
		剰余金	△75,125
		当期未処理損失	75,125
その他の資産合計	269,371	純資産合計	262,874
合計	269,371	合計	269,371

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	189,611
営業費用	148,053
営業利益	41,558
営業外収益	547
営業外費用	—
経常利益	42,105
特別利益	—
特別損失	116,422
税引前当期純損失	74,317
法人税、住民税及び事業税	876
当期純損失	75,194
前期繰越利益	69
当期未処理損失	75,125

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
宮崎県都城市高城町四家304番地４
南国運送株式会社
代表取締役社長　國富　早人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	331
	固定資産	301
	合計	632
負債及び純資産の部	流動負債	175
	固定負債	14
	株主資本	442
	資本金	15
	利益剰余金	427
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	423
	（うち当期純利益）	（32）
	合計	632

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月２日　　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＧＬＰ東海名和ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	997	流動負債	99
流動資産	997	負債合計	99
		社員資本	898
		特定資本金	1,000
		剰余金	△101
		当期未処理損失	101
その他の資産合計	997	純資産合計	898
合計	997	合計	997

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月19日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	49
営業損失	49
営業外収益	—
営業外費用	—
経常損失	49
税引前当期純損失	49
法人税、住民税及び事業税	52
当期純損失	101
当期未処理損失	101

第 30 期決算公告　令和７年６月19日

岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目６番５号
株式会社岩手朝日テレビ
代表取締役社長　畠山　大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,454,133
	固定資産	2,394,116
	資産合計	4,848,250
負債及び純資産の部	流動負債	438,840
	固定負債	300,542
	株主資本	4,100,673
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,900,000
	利益剰余金	1,100,673
	利益準備金	36,000
	その他利益剰余金	1,064,673
	（うち当期純利益）	（78,091）
	評価・換算差額等	8,193
	負債・純資産合計	4,848,250

第 14 期 決 算 公 告

2025年３月27日

東京都渋谷区恵比寿南１－７－８
マイシアターＤ．Ｄ．株式会社
代表取締役社長　三小田　翔

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,493,959	流動負債	21,094,839
固定資産	138,328	固定負債	10,978
		負債合計	21,105,818
		株主資本	1,526,470
		資本金	48,000
		資本剰余金	32,000
		資本準備金	32,000
		利益剰余金	1,446,470
		利益準備金	2,456
		その他利益剰余金	1,444,013
		純資産合計	1,526,470
資産合計	22,632,288	負債・純資産合計	22,632,288

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	19,980,398
売上原価	18,851,770
売上総利益	1,128,628
販売費及び一般管理費	515,002
営業利益	613,626
営業外損益	△190
経常利益	613,435
特別損益	△24,927
税引前当期純利益	588,508
法人税、住民税及び事業税	178,541
当期純利益	409,966

第 43 期決算公告　令和７年７月２日

東京都千代田区飯田橋一丁目５番10号
教販九段ビル４階
株式会社アンパスィ
代表取締役　古塩　和秀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,007,881
	固定資産	295,703
	合計	1,303,584
負債及び純資産の部	流動負債	1,410,179
	固定負債	161,287
	株主資本	△289,941
	資本金	45,000
	利益剰余金	△334,941
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△347,441
	（うち当期純損失）	（98,622）
	評価・換算差額等	22,058
	合計	1,303,584

第23期決算公告

令和７年７月２日
東京都渋谷区鶯谷町12番８号
株式会社ナナミカ
代表取締役　野村　剛司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,263,059
	固定資産	1,005,410
	合計	7,268,469
負債及び純資産の部	流動負債	1,638,599
	固定負債	82,120
	株主資本	5,547,749
	資本金	60,000
	利益剰余金	5,487,749
	利益準備金	46,424
	その他利益剰余金	5,441,325
	（うち当期純利益）	(2,271,833)
	合計	7,268,469

第８期決算公告

令和７年７月２日
東京都千代田区大手町二丁目２番２号
野村キャピタル・パートナーズ株式会社
代表取締役　阿部　敬

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,834	流動負債	1,041
固定資産	327	賞与引当金	153
有形固定資産	26	固定負債	68
無形固定資産	0	退職給付引当金	68
投資その他の資産	301	負債合計	1,110
		株主資本	2,051
		資本金	500
		資本剰余金	500
		資本準備金	500
		利益剰余金	1,051
		その他利益剰余金	1,051
		純資産合計	2,051
資産合計	3,161	負債・純資産合計	3,161

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,943
売上原価	62
売上総利益	1,881
販売費及び一般管理費	867
営業利益	1,013
営業外収益	2
営業外費用	0
経常利益	1,015
税引前当期純利益	1,015
法人税、住民税及び事業税	301
法人税等調整額	△13
当期純利益	727

第28期決算公告

令和７年７月２日
東京都港区北青山三丁目５番６号青朋ビル
株式会社ゴールドウイントレーディング
代表取締役　上岡　善明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	175,717
	固定資産	23,509
	合計	199,227
負債及び純資産の部	流動負債	36,795
	株主資本	162,431
	資本金	100,000
	利益剰余金	62,431
	その他利益剰余金	62,431
	（うち当期純利益）	(34,727)
	合計	199,227

第29期決算公告

2025年７月２日　東京都港区東新橋一丁目９番２号
テクノＵＭＧ株式会社
代表取締役社長　石井　敦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,918	流動負債	19,286
固定資産	22,045	固定負債	636
有形固定資産	15,989	負債合計	19,922
無形固定資産	2,686	株主資本	44,041
投資その他の資産	3,371	資本金	3,000
		資本剰余金	19,350
		利益剰余金	21,691
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	20,941
		純資産合計	44,041
資産合計	63,963	負債・純資産合計	63,963

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	81,271
売上原価	72,455
売上総利益	8,816
販売費及び一般管理費	9,268
営業損失	452
営業外収益	1,061
営業外費用	56
経常利益	552
特別利益	2
特別損失	90
税引前当期純利益	464
法人税、住民税及び事業税	108
法人税等調整額	△113
当期純利益	470

第４期決算公告

令和７年７月２日
東京都港区北青山三丁目５番６号青朋ビル
株式会社ゴールドウインベンチャーパートナーズ
代表取締役　金田　武朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,190
	固定資産	2,180
	合計	35,370
負債及び純資産の部	流動負債	6,008
	株主資本	29,362
	資本金	30,000
	利益剰余金	△637
	その他利益剰余金	△637
	（うち当期純損失）	(2,402)
	合計	35,370

第11期決算公告

2025年７月２日
東京都港区虎ノ門三丁目８－８
株式会社ドコモ・バイクシェア
代表取締役　武岡　雅則

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,005,891	流動負債	2,425,229
固定資産	2,185,167	固定負債	1,301,421
有形固定資産	2,083,952	負債合計	3,726,651
無形固定資産	834	株主資本	△535,592
投資その他の資産	100,380	資本金	750,000
		資本剰余金	750,000
		資本準備金	750,000
		利益剰余金	△2,035,592
		その他利益剰余金	△2,035,592
		純資産合計	△535,592
資産合計	3,191,058	負債・純資産合計	3,191,058

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,970,207
売上原価	3,372,006
売上総利益	598,201
販売費及び一般管理費	526,976
営業利益	71,224
営業外収益	51,555
営業外費用	43,400
経常利益	79,379
特別損失	57,650
税引前当期純利益	21,728
法人税、住民税及び事業税	16,490
法人税等調整額	186
当期純利益	5,051

第８期決算公告

令和７年７月２日
東京都港区北青山三丁目５番６号青朋ビル
株式会社ウールリッチジャパン
代表取締役　渡邊　孝夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	725,629
	固定資産	205,431
	合計	931,061
負債及び純資産の部	流動負債	884,637
	固定負債	35,392
	株主資本	11,030
	資本金	100,000
	利益剰余金	△88,969
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△101,469
	（うち当期純損失）	(159,803)
	合計	931,061

第27期決算公告

令和７年６月20日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅フィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　財木　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	57,221	流動負債	20,207
固定資産	35	賞与引当金	85
		固定負債	36,503
		退職給付引当金	3
		株主資本	546
		資本金	100
		利益剰余金	446
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	346
資産合計	57,256	負債・純資産合計	57,256

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,320
営業費用	1,305
営業利益	15
営業外収益	0
営業外費用	3
経常利益	13
税引前当期純利益	13
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△6
当期純利益	6

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月23日

東京都墨田区押上一丁目１番２号
東武タワースカイツリー株式会社
代表取締役　新家　章男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,688	流動負債	3,761
固定資産	36,626	（賞与引当金）	(25)
		固定負債	7,477
		（役員退職慰労引当金）	(5)
		株主資本	64,076
		資本金	17,225
		資本剰余金	12,775
		資本準備金	12,775
		利益剰余金	34,076
		その他利益剰余金	34,076
資産合計	75,314	負債・純資産合計	75,314

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,601
売上原価	8,772
売上総利益	7,828
販売費及び一般管理費	1,243
営業利益	6,585
営業外損益	323
経常利益	6,909
特別損益	△12
税引前当期純利益	6,897
法人税、住民税及び事業税	2,068
法人税等調整額	16
当期純利益	4,811

第 6 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都中央区銀座六丁目15番１号
電源開発送変電ネットワーク株式会社
代表取締役社長　社長執行役員　野村　京哉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,010	流動負債	35,262
固定資産	258,795	固定負債	205,360
		負債合計	240,623
		株主資本	33,182
		資本金	16,000
		資本剰余金	15,519
		資本準備金	4,000
		その他資本剰余金	11,519
		利益剰余金	1,663
		その他利益剰余金	1,663
		純資産合計	33,182
資産合計	273,805	負債・純資産合計	273,805

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	50,458
営業費用	45,669
営業利益	4,788
営業外収益	123
営業外費用	2,076
経常利益	2,835
税引前当期純利益	2,835
法人税等	1,640
法人税等調整額	△467
当期純利益	1,663

第 9 期 決 算 公 告

令和７年７月２日　東京都港区西新橋一丁目１番１号
ＥＰコンサルティングサービス内
中部民間賃貸サービス特定目的会社
取締役　目黒　正行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,487,173	流動負債	60,760
その他資産	377,189	固定負債	933,135
流動資産	366,269	負債合計	993,895
固定資産	10,920	社員資本	1,870,467
投資その他の資産	10,920	特定資本金	100
		優先資本金	1,779,000
		剰余金	91,367
		当期未処分利益	91,367
		純資産合計	1,870,467
資産合計	2,864,361	負債・純資産合計	2,864,361

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	329,525
営業費用	234,290
営業利益	95,235
営業外収益	152
営業外費用	2,572
経常利益	92,816
税引前当期純利益	92,816
法人税、住民税及び事業税	1,449
当期純利益	91,367
当期未処分利益	91,367

第９期決算公告

令和７年７月２日
東京都江東区清澄三丁目11番６号
株式会社ＭＫエネルギー
代表取締役　笹野　忠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	199,530
	固定資産	3,564
	資産合計	203,094
負債及び純資産の部	流動負債	168,191
	固定負債	31,578
	株主資本	3,325
	資本金	35,500
	資本剰余金	25,500
	資本準備金	25,500
	利益剰余金	△57,674
	その他利益剰余金	△57,674
	（うち当期純利益）	(39,799)
	負債・純資産合計	203,094

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百五十万円減少し、資本準備金の額を二千五百五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二日
東京都江東区清澄三丁目一一番六号
株式会社ＭＫエネルギー
代表取締役　笹野　忠

第 52 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

宮城県遠田郡涌谷町小里字守53番地の２
ＮＯＫメタル株式会社
代表取締役　鈴木　知信

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,523,134
	固定資産	1,340,038
	資産合計	2,863,173
負債及び純資産の部	流動負債	1,086,612
	賞与引当金	160,778
	その他	925,834
	固定負債	184,437
	退職給付引当金	184,437
	負債合計	1,271,050
	株主資本	1,592,123
	資本金	300,000
	資本剰余金	359,087
	資本準備金	322,875
	その他資本剰余金	36,212
	利益剰余金	933,036
	利益準備金	3,984
	その他利益剰余金	929,052
	（うち当期純利益）	(21,155)
	純資産合計	1,592,123
	負債・純資産合計	2,863,173

第 51 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

東京都江東区若洲１丁目１番８号
東京トクヤマコンクリート株式会社
代表取締役社長　佐藤　敬治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,024
	固定資産	432
	合計	1,456
負債及び純資産の部	流動負債	397
	（うち賞与引当金）	(3)
	固定負債	56
	（うち退職給付引当金）	(33)
	（うち役員退職慰労引当金）	(9)
	負債合計	453
	株主資本	1,003
	資本金	80
	資本剰余金	1,479
	（その他資本剰余金）	(1,479)
	利益剰余金	208
	（利益準備金）	(23)
	（その他利益剰余金）	(185)
	（うち当期純利益）	(32)
	自己株式	△765
	純資産合計	1,003
	合計	1,456

第 101 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

徳島県吉野川市鴨島町牛島1939―13

昭和精機工業株式会社

代表取締役　福山　利治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	585,907
	固定資産	294,616
	合計	880,523
負債及び純資産の部	流動負債	248,081
	（賞与引当金）	(35,279)
	（役員賞与引当金）	(984)
	固定負債	170,514
	（退職給付引当金）	(158,170)
	負債の部合計	418,595
	株主資本	461,928
	資本金	96,000
	資本剰余金	80,884
	（資本準備金）	(80,884)
	利益剰余金	285,043
	（利益準備金）	(24,000)
	（その他利益剰余金）	(261,043)
	（うち当期純利益）	(3,258)
	純資産の部合計	461,928
	合計	880,523

第 95 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

広島市南区楠那町３番19号

マツダロジスティクス株式会社

代表取締役　日浦　章博

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,403
	固定資産	13,933
	有形固定資産	6,334
	無形固定資産	321
	投資その他の資産	7,277
	資産合計	25,336
負債及び純資産の部	流動負債	7,804
	固定負債	908
	退職給付引当金	82
	役員退職慰労引当金	24
	負債合計	8,712
	株主資本	15,584
	資本金	490
	資本剰余金	270
	資本準備金	270
	利益剰余金	14,867
	利益準備金	122
	その他利益剰余金	14,745
	（うち当期純利益）	(1,579)
	自己株式	△ 43
	評価・換算差額等	1,039
	その他有価証券評価差額金	1,039
	純資産合計	16,623
	負債・純資産合計	25,336

第 58 期 決 算 公 告

2025 年７月２日

東京都中央区築地五丁目３番２号

株式会社朝日学生新聞社

代表取締役　安田　雅信

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,872,084
	固定資産	2,584,750
	資産合計	6,456,834
負債及び純資産の部	流動負債	270,935
	（賞与引当金）	(58,728)
	固定負債	499,873
	（退職給付引当金）	(184,581)
	負債合計	770,808
	株主資本	4,915,562
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,865,562
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,853,062
	（うち当期純利益）	(116,498)
	評価・換算差額等	770,463
	その他有価証券評価差額金	770,463
	純資産合計	5,686,025
	負債・純資産合計	6,456,834

第 6 期 決 算 公 告

令和７年６月 25 日

東京都港区虎ノ門２丁目10番４号

オークラプレステージタワー９階

LGTウェルスマネジメント信託株式会社

代表取締役　マックス・ウェーバー

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,851
	固定資産	619
	資産合計	2,470
負債及び純資産の部	流動負債	1,298
	賞与引当金	172
	その他	1,126
	固定負債	344
	退職給付引当金	90
	その他	254
	負債合計	1,641
	株主資本	829
	資本金	400
	資本剰余金	2,860
	その他資本剰余金	2,860
	利益剰余金	△2,431
	その他利益剰余金	△2,431
	（うち当期純損失）	(2,431)
	純資産合計	829
	負債・純資産合計	2,470

第 56 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

鹿児島市中町10番15号

株式会社山形屋ストア

代表取締役社長　原田　清量

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,373
	固定資産	7,537
	合計	8,910
負債及び純資産の部	流動負債	4,426
	賞与引当金	28
	ポイント引当金	1
	その他	4,395
	固定負債	4,474
	株主資本	10
	資本金	50
	資本剰余金	72
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	70
	利益剰余金	△112
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△112
	（うち当期純損失）	(83)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	合計	8,910

第 45 期 決 算 公 告

2025 年６月 12 日

長崎県諫早市津久葉町６番47号

東京エレクトロン デバイス長崎株式会社

代表取締役社長　松嶋　富浩

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,996,863
	固定資産	2,290,415
	資産合計	7,287,278
負債及び純資産の部	流動負債	2,387,172
	（賞与引当金）	(133,560)
	（役員賞与引当金）	(5,800)
	固定負債	90,044
	（役員株式報酬引当金）	(34,303)
	（株式報酬引当金）	(32,311)
	株主資本	4,810,061
	資本金	134,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	4,576,061
	利益準備金	11,406
	その他利益剰余金	4,564,655
	（うち当期純利益）	(118,796)
	負債・純資産合計	7,287,278

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月９日

東京都千代田区外神田４丁目14番１号

秋葉原ＵＤＸ８階

株式会社トラストシステム

代表取締役　上野　健治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,736,011
	固定資産	788,435
	資産合計	**3,524,446**
負債及び純資産の部	流動負債	755,675
	賞与引当金	159,525
	役員賞与引当金	7,621
	その他	588,529
	固定負債	457,898
	退職給付引当金	446,238
	その他	11,660
	負債合計	**1,213,574**
	株主資本	2,277,125
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	2,127,125
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	2,077,125
	（うち当期純利益）	(338,932)
	評価・換算差額等	33,746
	その他有価証券評価差額金	33,746
	純資産合計	**2,310,872**
	負債・純資産合計	**3,524,446**

第 77 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

東京都品川区荏原五丁目２番１号

株式会社三英社製作所

代表取締役社長　大場　雄介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,954,309
	固定資産	3,741,185
	繰延資産	0
	資産合計	**21,695,494**
負債及び純資産の部	流動負債	2,565,547
	賞与引当金	363,208
	固定負債	1,052,363
	退職給付引当金	760,800
	製品点検引当金	16,537
	製品保証引当金	267,425
	負債合計	**3,617,910**
	株主資本	18,077,585
	資本金	96,990
	資本剰余金	37,010
	資本準備金	37,010
	利益剰余金	17,943,585
	利益準備金	33,000
	その他利益剰余金	17,910,585
	（うち当期純利益）	(1,698,256)
	純資産合計	**18,077,585**
	負債・純資産合計	**21,695,494**

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番３号

野村興産株式会社

代表取締役社長　藤原　　悌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,979
	固定資産	5,258
	有形固定資産	3,196
	無形固定資産	46
	投資その他の資産	2,016
	資産合計	**10,237**
負債及び純資産の部	流動負債	5,630
	納税引当金	137
	役員賞与引当金	15
	委託処理引当金	52
	その他	5,426
	固定負債	557
	退職給付引当金	303
	消費税引当金	65
	安定化処理引当金	86
	選鉱所対策費用引当金	100
	その他	3
	負債合計	**6,187**
	株主資本	3,564
	資本金	182
	新株式申込証拠金	0
	資本剰余金	92
	資本準備金	92
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	3,290
	利益準備金	1,136
	その他利益剰余金	2,154
	（うち当期純利益）	(212)
	自己株式	0
	自己株式申込証拠金	0
	評価・換算差額等	486
	その他有価証券評価差額金	486
	純資産合計	**4,050**
	負債・純資産合計	**10,237**

第 72 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

大阪市福島区大開４丁目３番45号

浪速通運株式会社

代表取締役　松谷　裕隆

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,290,937
	固定資産	2,718,012
	資産合計	**4,008,949**
負債及び純資産の部	流動負債	1,209,913
	賞与引当金	91,350
	その他	1,118,563
	固定負債	129,376
	退職給付引当金	96,362
	役員退職慰労引当金	3,088
	その他	29,926
	負債合計	**1,339,290**
	株主資本	2,654,440
	資本金	90,000
	資本剰余金	681,677
	資本準備金	681,677
	利益剰余金	1,882,762
	利益準備金	115,500
	その他利益剰余金	1,767,262
	（うち当期純利益）	(265,513)
	評価・換算差額等	15,218
	その他有価証券評価差額金	15,218
	純資産合計	**2,669,658**
	負債・純資産合計	**4,008,949**

第 70 期 決 算 公 告

令和７年６月19日

東京都港区芝大門一丁目１番30号

ＭＣＣトレーディング株式会社

代表取締役社長　三井　茂公

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,263
	固定資産	746
	合計	**17,010**
負債及び純資産の部	流動負債	11,723
	賞与引当金	295
	その他	11,428
	固定負債	1,013
	退職給付引当金	346
	役員退職慰労引当金	13
	その他	653
	株主資本	4,196
	資本金	310
	資本剰余金	1,232
	資本準備金	37
	その他資本剰余金	1,195
	利益剰余金	2,653
	利益準備金	39
	その他利益剰余金	2,613
	（うち当期純利益）	(565)
	評価・換算差額等	76
	その他有価証券評価差額金	76
	合計	**17,010**

第 28 期 決 算 公 告

2025年６月10日

東京都板橋区小豆沢４丁目21番５号

株式会社エスディ・メンテナンス

代表取締役社長　矢吹　修身

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,716,147
	固定資産	191,942
	有形固定資産	95,292
	無形固定資産	3,169
	投資その他の資産	93,481
	資産合計	**1,908,089**
負債及び純資産の部	流動負債	1,317,984
	賞与引当金	132,924
	役員賞与引当金	3,300
	その他	1,181,760
	固定負債	46,350
	退職給付引当金	27,952
	役員退職慰労引当金	1,787
	その他	16,611
	負債合計	**1,364,334**
	株主資本	543,755
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	413,755
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	388,755
	（うち当期純利益）	(108,963)
	純資産合計	**543,755**
	負債・純資産合計	**1,908,089**

第71期決算公告

2025年７月２日

京都府京都市伏見区竹田向代町588番地

ビタエックス薬品工業株式会社

代表取締役社長　竹内　良知

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	609,171
	固定資産	120,914
	資産合計	**730,085**
負債及び純資産の部	流動負債	97,765
	賞与引当金	5,405
	その他	92,360
	固定負債	11,093
	退職給付引当金	4,413
	その他	6,680
	負債合計	**108,858**
	株主資本	621,227
	資本金	16,000
	利益剰余金	605,427
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	601,427
	（うち当期純利益）	（23,727）
	自己株式	△　200
	純資産合計	**621,227**
	負債・純資産合計	**730,085**

第40期決算公告

令和７年６月13日

三重県四日市市日永東３丁目11番８号

株式会社エルテックス

代表取締役　長田　幸治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,399,885
	固定資産	515,525
	資産合計	**2,915,410**
負債及び純資産の部	流動負債	1,649,468
	賞与引当金	228,152
	役員賞与引当金	15,445
	その他	1,405,871
	固定負債	122,622
	退職給付引当金	89,797
	役員退職慰労引当金	32,825
	株主資本	1,143,319
	資本金	20,000
	資本剰余金	4,750
	その他資本剰余金	4,750
	利益剰余金	1,118,569
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,113,569
	（うち当期純利益）	（249,514）
	負債・純資産合計	**2,915,410**

第41期決算公告

令和７年７月２日

名古屋市中区錦一丁目４番６号

株式会社中部しんきんカード

代表取締役　好岡　政宏

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,220,093
	固定資産	123,562
	有形固定資産	14,904
	無形固定資産	29,204
	投資その他の資産	79,452
	資産合計	**29,343,655**
負債及び純資産の部	流動負債	17,077,456
	役員賞与引当金	15,700
	保証債務損失引当金	18,000
	ポイント交換引当金	342,105
	固定負債	151,269
	退職給付引当金	151,269
	負債合計	**17,228,725**
	株主資本	12,114,930
	資本金	80,000
	利益剰余金	12,034,930
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	12,014,930
	（うち当期純利益）	（281,317）
	純資産合計	**12,114,930**
	負債・純資産合計	**29,343,655**

第88期決算公告

2025年７月２日

広島県福山市大門町野々浜1059番地

森田薬品工業株式会社

代表取締役社長　竹内　良知

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,076,263
	固定資産	1,133,932
	資産合計	**3,210,195**
負債及び純資産の部	流動負債	326,836
	賞与引当金	17,146
	その他	309,690
	固定負債	71,589
	退職給付引当金	61,589
	その他	10,000
	負債合計	**398,426**
	株主資本	2,811,769
	資本金	200,000
	資本剰余金	24,775
	資本準備金	24,775
	利益剰余金	2,586,994
	利益準備金	34,650
	別途積立金	63,600
	その他利益剰余金	2,488,744
	（うち当期純利益）	（29,595）
	純資産合計	**2,811,769**
	負債・純資産合計	**3,210,195**

第83期決算公告

令和７年７月２日

神戸市中央区波止場町６番６号

ニッケル．エンド．ライオンス株式会社

代表取締役社長　服部　一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,555
	固定資産	1,870
	資産合計	**3,425**
負債及び純資産の部	流動負債	731
	（うち賞与引当金）	（41）
	固定負債	1,153
	（うち退職給付引当金）	（179）
	（うち特別修繕引当金）	（30）
	株主資本	1,031
	資本金	40
	利益剰余金	991
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	981
	（うち当期純利益）	（149）
	評価・換算差額等	509
	その他有価証券評価差額金	509
	負債・純資産合計	**3,425**

第26期決算公告

2025年７月２日

大阪市中央区伏見町４丁目２番14号

イゲタサンライズパイプ株式会社

代表取締役　服部　昌弘

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,298,037
	固定資産	2,905,855
	有形固定資産	1,274,144
	無形固定資産	15,758
	投資その他の資産	1,615,953
	資産合計	**21,203,892**
負債及び純資産の部	流動負債	12,456,756
	固定負債	91,542
	負債合計	**12,548,298**
	株主資本	8,435,043
	資本金	270,000
	資本剰余金	86,163
	資本準備金	86,163
	利益剰余金	8,078,880
	利益準備金	51,126
	その他利益剰余金	8,027,754
	（うち当期純利益）	（1,204,293）
	評価・換算差額等	220,551
	その他有価証券評価差額金	220,551
	純資産合計	**8,655,594**
	負債・純資産合計	**21,203,892**

第２期決算公告

令和７年７月２日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目３番10号
ファイブアネックスビル３階

株式会社結葉

代表取締役　髙田　智泰

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,396
	繰延資産	262
	合計	5,659
負債及び純資産の部	流動負債	1,297
	株主資本	4,361
	資本金	5,000
	利益剰余金	△638
	その他利益剰余金	△638
	（うち当期純損失）	(608)
	合計	5,659

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少し、十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三番一〇号
ファイブアネックスビル三階
株式会社結葉
代表取締役　髙田　智泰

第65期決算公告

令和７年６月18日

石川県能美市大浜町ヤ65番地
大城エネルギー株式会社
代表取締役社長　西本和喜夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,129,151
	固定資産	936,031
	合計	2,065,182
負債及び純資産の部	流動負債	407,171
	固定負債	82,593
	株主資本	1,575,418
	資本金	75,000
	資本剰余金	443,044
	利益剰余金	1,057,374
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	1,019,874
	（うち当期純利益）	(22,415)
	合計	2,065,182

第57期決算公告

令和７年７月２日

京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地の１

京都御池地下街株式会社

代表取締役社長　鈴木　知史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	556	流動負債	686
固定資産	7,267	（賞与引当金）	(5)
有形固定資産	6,629	固定負債	5,580
無形固定資産	627	（退職給付引当金）	(7)
投資その他の資産	10	株主資本	1,557
		資本金	3,495
		利益剰余金	△1,937
		その他利益剰余金	△1,937
資産合計	7,824	負債・純資産合計	7,824

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,131
売上総利益	1,131
販売費及び一般管理費	1,245
営業損失	114
営業外収益	13
営業外費用	6
経常損失	106
特別損失	1
税引前当期純損失	107
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	108

第63期決算公告

令和７年７月２日

兵庫県赤穂市坂越291番地
赤穂ロープ株式会社
代表取締役　喜旦　康司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	43
	固定資産	5
	合計	48
負債及び純資産の部	流動負債	298
	固定負債	0
	株主資本	△250
	資本金	60
	利益剰余金	△310
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	△319
	（うち当期純損失）	(99)
	評価・換算差額等	0
	合計	48

第46期決算公告

令和７年７月２日

福岡県春日市星見ヶ丘六丁目２番地

株式会社豊州

代表取締役　川良　健一

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,078
	固定資産	413,671
	合計	461,749
負債及び純資産の部	流動負債	6,027
	固定負債	295,606
	株主資本	160,116
	資本金	5,000
	利益剰余金	155,116
	その他利益剰余金	155,116
	（うち当期純利益）	(3,809)
	合計	461,749

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二日

福岡県春日市星見ヶ丘六丁目二番地
（甲）株式会社豊州
代表取締役　川良　健一

福岡県那珂川市大字上梶原一〇〇八番
八三
（乙）有限会社大豊工業
代表取締役　川良　健一

福岡県春日市星見ヶ丘六丁目二番地
（丙）有限会社明日香食品
代表取締役　川良　幸子

第77期決算公告

令和７年７月２日　　大阪市浪速区敷津東二丁目６番25号

株式会社モリサワ

代表取締役　森澤　彰彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,406	流動負債	3,841
固定資産	10,607	固定負債	1,798
		株主資本	12,374
		資本金	100
		資本剰余金	119
		資本準備金	85
		その他資本剰余金	34
		利益剰余金	13,592
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	13,567
		（うち当期純利益）	(343)
		自己株式	△1,438
資産合計	18,014	負債・純資産合計	18,014

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二日

大阪市浪速区敷津東二丁目六番二五号
（甲）株式会社モリサワ
代表取締役　森澤　彰彦

東京都新宿区下宮比町二番二七号
（乙）有限会社宇游工房
代表取締役　石本　馨

第１期決算公告　2025年６月27日
東京都港区西新橋二丁目１番１号
キッコーマンレストランコルザ株式会社
代表取締役社長　根岸　康二
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	115
	固定資産	243
	資産合計	358
負債及び純資産の部	流動負債	7
	固定負債	400
	負債合計	407
	株主資本	△48
	資本金	10
	利益剰余金	△58
	その他利益剰余金	△58
	（うち当期純損失）	(58)
	純資産合計	△48
	負債・純資産合計	358

第35期決算公告
令和７年７月２日
神奈川県相模原市中央区上溝4488番地２
株式会社アンビシャス
代表取締役　野﨑　光春
貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	112
	固定資産	12
	合計	124
負債及び純資産の部	流動負債	135
	株主資本	△10
	資本金	10
	利益剰余金	△20
	その他利益剰余金	△20
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	124

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年七月二日
神奈川県相模原市中央区上溝四四八八番地二
（甲）株式会社アンビシャス
代表取締役　野﨑　光春
神奈川県相模原市中央区上溝四四八八番地二
（乙）有限会社レジャーエンドレス
取締役　野﨑　光春

第４期決算公告
令和７年７月２日
東京都渋谷区渋谷一丁目４番１号
株式会社17
代表取締役　稲用　直希
貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,033
	固定資産	24,879
	繰延資産	779
	合計	64,692
負債及び純資産の部	流動負債	8,864
	固定負債	12,028
	株主資本	43,799
	資本金	9,000
	利益剰余金	34,799
	その他利益剰余金	34,799
	（うち当期純利益）	(6,975)
	合計	64,692

第８期決算公告
令和７年７月２日
東京都港区南青山三丁目15番６号２Ｆ
株式会社ローネス
代表取締役　本田　治彦
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,192
	固定資産	80,622
	合計	192,814
負債及び純資産の部	流動負債	27,617
	固定負債	61,184
	株主資本	104,013
	資本金	8,000
	資本剰余金	100
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	95,913
	その他利益剰余金	95,913
	（うち当期純利益）	(7,712)
	合計	192,814

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二日
東京都港区南青山三丁目一五番六号二Ｆ
（甲）株式会社ローネス
代表取締役　本田　治彦
東京都渋谷区渋谷一丁目四番一号
（乙）株式会社17
代表取締役　稲用　直希

第１期決算公告
令和７年７月２日
岐阜県各務原市鵜沼西町四丁目69番地
株式会社ダイユウホールディングス
代表取締役　阿部　嘉澄
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	固定資産	58,863,000
	合計	58,863,000
負債及び純資産の部	流動負債	18,000
	株主資本	58,845,000
	資本金	1
	資本剰余金	△ 1
	その他資本剰余金	△ 1
	利益剰余金	58,845,000
	その他利益剰余金	58,845,000
	（うち当期純損失）	(18,000)
	合計	58,863,000

第59期決算公告　令和７年７月２日
岐阜県各務原市鵜沼西町四丁目69番地
株式会社大雄
代表取締役　山口　周平
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,200,032
	固定資産	944,188
	繰延資産	1,331
	合計	2,145,552
負債及び純資産の部	流動負債	1,303,789
	固定負債	539,589
	株主資本	302,174
	資本金	20,000
	利益剰余金	288,159
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	278,159
	（うち当期純利益）	(48,309)
	自己株式	△ 5,985
	合計	2,145,552

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二万八千三十株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二日
岐阜県各務原市鵜沼西町四丁目六九番地
（甲）株式会社大雄
代表取締役　山口　周平
岐阜県各務原市鵜沼西町四丁目六九番地
（乙）株式会社ダイユウホールディングス
代表取締役　阿部　嘉澄

決　算　公　告
令和７年７月２日
大阪市浪速区塩草三丁目８番12号
ホリーエンジニアリング株式会社
代表取締役　石黒　義久
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,915
	固定資産	287
	合計	2,202
負債及び純資産の部	流動負債	703
	株主資本	1,499
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 8,500
	その他利益剰余金	△ 8,500
	（うち当期純利益）	(283)
	合計	2,202

第33期決算公告　令和７年７月２日
大阪市中央区上汐二丁目１番22号
株式会社ジャパンシステムサービス
代表取締役　石黒　義久
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,976
	固定資産	72,830
	合計	121,806
負債及び純資産の部	流動負債	62,687
	（うち賞与引当金）	(2,314)
	固定負債	5,000
	退職給付引当金	5,000
	株主資本	54,119
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,119
	その他利益剰余金	44,119
	（うち当期純利益）	(11,018)
	合計	121,806

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二日
大阪市中央区上汐二丁目一番二二号
（甲）株式会社ジャパンシステムサービス
代表取締役　石黒　義久
大阪市浪速区塩草三丁目八番一二号
（乙）ホリーエンジニアリング株式会社
代表取締役　石黒　義久

第 57 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　札幌市厚別区厚別中央１条５丁目１番10号

株式会社ホクレン油機サービス

代表取締役社長　佐藤　孝一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,536	流動負債	4,103
固定資産	945	（賞与引当金）	(118)
		固定負債	272
		（退職給付引当金）	(9)
		（役員退職慰労引当金）	(25)
		株主資本	1,106
		資本金	53
		利益剰余金	1,053
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,040
		（うち当期純利益）	(35)
資産合計	5,481	負債・純資産合計	5,481

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　兵庫県尼崎市潮江１丁目16番１号

ヤンマーマルシェ株式会社

代表取締役　山岡　照幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,390	流動負債	2,140
固定資産	171	賞与引当金	61
		固定負債	170
		退職給付引当金	30
		株主資本	251
		資本金	90
		資本剰余金	1,090
		資本準備金	575
		その他資本剰余金	515
		利益剰余金	△929
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	△936
		（うち当期純損失）	(698)
資産合計	2,561	負債・純資産合計	2,561

第 48 期 決 算 公 告

2025年６月23日　東京都港区芝大門１丁目12番15号

ＮＯＫフガクエンジニアリング株式会社

代表取締役　前田　忠宏

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,587	流動負債	969
固定資産	2,326	（うち賞与引当金）	(330)
有形固定資産	2,000	固定負債	622
無形固定資産	1	（うち退職給付引当金）	(619)
投資その他の資産	325	株主資本	2,313
		資本金	150
		利益剰余金	2,163
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	2,125
		（うち当期純損失）	(145)
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
資産合計	3,913	負債・純資産合計	3,913

第 67 期 決 算 公 告

令和７年７月２日　東京都墨田区亀沢１丁目11番４号

伊藤製パン株式会社

代表取締役社長　浜岡　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,911,365	流動負債	3,383,598
固定資産	1,920,889	賞与引当金	103,732
		固定負債	1,947,347
		退職給付引当金	1,318,778
		役員退職慰労引当金	12,888
		株主資本	△1,632,794
		資本金	100,000
		利益剰余金	△1,732,794
		その他利益剰余金	△1,732,794
		（うち当期純利益）	(166,932)
		評価・換算差額等	134,103
		その他有価証券評価差額金	134,103
資産合計	3,832,254	負債・純資産合計	3,832,254

令和６年度決算公告

令和７年７月２日　東京都千代田区六番町４番地５

株式会社ソニー・ミュージックレーベルズ

代表取締役　辻野　　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	83,217	流動負債	34,876
固定資産	5,807	（うち賞与引当金）	(1,380)
		固定負債	278
		（うち退職給付引当金）	(236)
		（うち役員退職慰労引当金）	(29)
		負債合計	35,154
		株主資本	53,870
		資本金	480
		資本剰余金	6,120
		資本準備金	120
		その他資本剰余金	6,000
		利益剰余金	47,270
		その他利益剰余金	47,270
		純資産合計	53,870
資産合計	89,024	負債・純資産合計	89,024

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	105,104	経常利益	12,840
売上原価	56,718	税引前当期純利益	12,840
売上総利益	48,385	法人税、住民税及び事業税	4,598
販売費及び一般管理費	36,135	法人税等調整額	△ 893
営業利益	12,249	当期純利益	9,135
営業外収益	711		
営業外費用	120		

令和６年度決算公告

令和７年７月２日　東京都千代田区六番町４番地５

株式会社次世代

代表取締役　中山　道彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,381,835	流動負債	783,603
固定資産	186,439	（うち引当金）	(71,881)
		固定負債	24,098
		（うち引当金）	(23,490)
		負債合計	807,702
		株主資本	760,572
		資本金	100,000
		資本剰余金	418,921
		資本準備金	418,921
		利益剰余金	241,650
		その他利益剰余金	241,650
		（うち当期純利益）	(217,136)
		純資産合計	760,572
資産合計	1,568,274	負債・純資産合計	1,568,274

第 50 期 決 算 公 告

2025年７月２日　東京都千代田区九段南一丁目６番５号

株式会社ウェルファムフーズ

代表取締役社長　小田切基浩

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,876	流動負債	13,011
固定資産	30,878	（賞与引当金）	(405)
有形固定資産	29,506	固定負債	17,249
無形固定資産	199	（退職給付引当金）	(203)
投資その他の資産	1,172	（役員退職慰労引当金）	(49)
		負債合計	30,261
		株主資本	12,400
		資本金	2,610
		利益剰余金	9,790
		（利益準備金）	(652)
		（その他利益剰余金）	(9,138)
		評価・換算差額等	92
		その他有価証券評価差額金	92
		純資産合計	12,493
資産合計	42,754	負債・純資産合計	42,754

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	52,922	経常利益	2,247
売上原価	47,731	特別利益	73
売上総利益	5,190	特別損失	198
販売費及び一般管理費	2,891	税引前当期純利益	2,122
営業利益	2,298	法人税、住民税及び事業税	458
営業外収益	83	法人税等調整額	200
営業外費用	135	当期純利益	1,464

令和６年度決算公告

令和７年７月２日　東京都港区六本木３丁目16番33号

株式会社Zeppホールネットワーク

代表取締役　石川　将人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,270	流動負債	1,341
固定資産	7,426	固定負債	824
		負債合計	2,165
		株主資本	7,530
		資本金	480
		資本剰余金	5,766
		資本準備金	5,766
		利益剰余金	1,284
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	1,238
		純資産合計	7,530
資産合計	9,696	負債・純資産合計	9,696

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	4,352	経常利益	1,187
売上原価	485	税引前当期純利益	1,187
売上総利益	3,866	法人税、住民税及び事業税	230
販売費及び一般管理費	2,676	法人税等調整額	146
営業利益	1,190	当期純利益	810
営業外収益	0		
営業外費用	4		

第 102 期 決 算 公 告

2025年６月26日　大阪市淀川区宮原３丁目５番24号　新大阪第一生命ビル８階

株式会社オーエム製作所

代表取締役　佐脇　祐二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,390	流動負債	4,986
固定資産	5,949	賞与引当金	190
有形固定資産	4,579	役員賞与引当金	31
無形固定資産	58	製品保証引当金	42
投資その他の資産	1,311	受注損失引当金	6
		その他	4,715
		固定負債	145
		退職給付引当金	68
		役員株式給付引当金	26
		その他	50
		負債合計	5,132
		株主資本	12,749
		資本金	1,660
		資本剰余金	301
		資本準備金	301
		利益剰余金	10,788
		利益準備金	394
		その他利益剰余金	10,393
		評価・換算差額等	458
		その他有価証券評価差額金	458
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	13,208
資産合計	18,340	負債・純資産合計	18,340

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	7,762	経常利益	771
売上原価	5,525	特別損失	61
売上総利益	2,236	税引前当期純利益	709
販売費及び一般管理費	1,603	法人税、住民税及び事業税	186
営業利益	632	法人税等調整額	9
営業外収益	161	当期純利益	514
営業外費用	23		

第 53 期 決 算 公 告

令和７年７月２日

京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地

株式会社マルハン

代表取締役　韓　昌祐

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	134,051	流動負債	74,339
固定資産	280,980	（うち賞与引当金）	(2,198)
有形固定資産	135,599	固定負債	57,705
無形固定資産	11,125	（うち退職給付引当金）	(2,677)
投資その他の資産	134,255	（うち役員退職慰労引当金）	(8,048)
		負債合計	132,044
		株主資本	282,693
		資本金	10,000
		資本剰余金	15
		その他資本剰余金	15
		利益剰余金	276,931
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	274,431
		自己株式	△ 4,253
		評価・換算差額等	294
		その他有価証券評価差額金	294
		純資産合計	282,987
資産合計	415,032	負債・純資産合計	415,032

損益計算書の要旨

（令和６年４月１日から　令和７年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,393,702	経常利益	14,489
売上原価	1,367,119	特別利益	83
売上総利益	26,582	特別損失	3,620
販売費及び一般管理費	14,403	税引前当期純利益	10,952
営業利益	12,179	法人税、住民税及び事業税	4,715
営業外収益	3,806	法人税等調整額	△ 452
営業外費用	1,496	当期純利益	6,690

第 43 期決算公告　令和７年７月２日

福井市開発五丁目1011番地

株式会社大西商事

代表取締役　大西　聖來

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	930,437
	固定資産	5,059,135
	資産合計	**5,989,572**
負債及び純資産の部	流動負債	827,629
	固定負債	4,796,932
	負債合計	**5,624,562**
	株主資本	365,010
	資本金	80,000
	利益剰余金	285,010
	その他利益剰余金	285,010
	（うち当期純利益）	(188,379)
	純資産合計	**365,010**
	負債・純資産合計	**5,989,572**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二日

福井市開発五丁目一〇一一番地

株式会社大西商事

代表取締役　大西　聖來

第 85 期決算公告　2025年６月24日

北海道釧路市西港２丁目101番地11

北海運輸株式会社

代表取締役社長　浅野　裕史

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,086,915
	固定資産	3,170,764
	合計	**7,257,680**
負債及び純資産の部	流動負債	2,343,145
	（役員賞与引当金）	(10,540)
	（賞与引当金）	(64,380)
	固定負債	583,076
	（役員退職慰労引当金）	(14,662)
	（退職給付引当金）	(308,950)
	株主資本	4,238,635
	資本金	60,000
	利益剰余金	4,178,635
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	4,163,635
	（うち当期純利益）	(276,789)
	評価・換算差額等	92,823
	合計	**7,257,680**

第７期決算公告　令和７年７月２日

大阪市東成区大今里南二丁目18番３号

エイケイディ株式会社

代表取締役　赤田　栄次

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,717
	固定資産	1,457,400
	合計	**1,474,118**
負債及び純資産の部	流動負債	303,071
	固定負債	1,042,238
	株主資本	128,808
	資本金	50,000
	資本剰余金	49,000
	資本準備金	49,000
	利益剰余金	29,808
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	29,808
	（うち当期純損失）	(11,994)
	合計	**1,474,118**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円、資本準備金の額を一億四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二日

大阪市東成区大今里南二丁目一八番三号

エイケイディ株式会社

代表取締役　赤田　栄次

決算公告　令和７年７月２日

北九州市小倉北区足原一丁目３番５号

飯田瓦斯株式会社内

朝日殖産株式会社

代表取締役　飯田　寿雄

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,930
	固定資産	288,953
	合計	**292,883**
負債及び純資産の部	流動負債	209
	固定負債	67,000
	株主資本	225,674
	資本金	15,000
	利益剰余金	210,674
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	209,674
	（うち当期純利益）	(100,978)
	合計	**292,883**

吸収分割公告

当社は吸収分割して甲は乙及び丙の不動産事業に関する左記権利義務を承継し、乙及び丙は、それを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和七年七月二日

北九州市小倉北区足原一丁目三番五号

飯田瓦斯株式会社内

（甲）代表取締役　朝日殖産株式会社　北九州市小倉北区足原一丁目三番五号　代表取締役　飯田　寿雄

（乙）代表取締役　飯田瓦斯株式会社　福岡県行橋市南大橋四丁目一三番八号　代表取締役　飯田　寿雄

（丙）朝日プロパン株式会社　代表取締役　飯田　寿雄

決算公告　令和７年７月２日

福岡県行橋市南大橋四丁目13番８号

朝日プロパン株式会社

代表取締役　飯田　寿雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	344,882
	固定資産	692,143
	繰延資産	2,525
	合計	**1,039,550**
負債及び純資産の部	流動負債	69,224
	固定負債	405,906
	株主資本	564,421
	資本金	3,000
	利益剰余金	561,421
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	560,671
	（うち当期純利益）	(26,848)
	合計	**1,039,550**

決算公告　令和７年７月２日

北九州市小倉北区足原一丁目３番５号

飯田瓦斯株式会社

代表取締役　飯田　寿雄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	236,254
	固定資産	624,411
	繰延資産	17,033
	合計	**877,697**
負債及び純資産の部	流動負債	68,056
	株主資本	809,641
	資本金	10,000
	利益剰余金	896,519
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	889,519
	（うち当期純利益）	(29,990)
	自己株式	△96,877
	合計	**877,697**

第 57 期決算公告

令和７年６月27日

福岡県筑紫野市針摺中央２丁目16番14号

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長執行役員　久保田　等

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,722
	固定資産	11,457
	有形固定資産	7,504
	無形固定資産	436
	投資その他の資産	3,516
	資産合計	**17,179**
負債及び純資産の部	流動負債	6,654
	（うち賞与引当金）	(315)
	固定負債	5,242
	（うち退職給付引当金等）	(1,726)
	（うち役員等退職慰労金引当金）	(10)
	負債合計	**11,897**
	株主資本	5,279
	資本金	100
	資本剰余金	599
	資本準備金	471
	その他資本剰余金	127
	利益剰余金	4,579
	利益準備金	69
	その他利益剰余金	4,510
	（うち当期純利益）	(233)
	評価・換算差額等	3
	その他有価証券評価差額金	3
	純資産合計	**5,282**
	負債・純資産合計	**17,179**